和を省く例は、未考出ず、早稲を和佐と云例は、早田早穂などの類なり、これらも、早稲田早稲穂の意なり、和佐と云稱、稲に限れるを以知べし、さて和世を和佐と云は、下に言を連ね云ときの例にて、稲をも、伊那某と云が如し、さて神と申し、倭と申すは、論なきを、伊波禮としも稱申せるは、何の由にか、詳ならず、大和國十市郡に、此地名はあれども、大御名に稱申すべき由緣は、ありとも聞えず、但し書紀此御卷に、夫磐余之地舊名片居、亦曰片立、遂我皇師之破虜也、大軍集、而滿於其地、因改號爲磐余、とあるに依て考るに、皇軍倭國に到りて、此時に大く振になりて、集滿たるを賀て、倭伊波禮毘古とは、稱奉れるにもやあらむ、若然らば、彼地名を取れるにはあらで、たゞ皇軍の倭にして、集滿る由の御名にて、又其地の名にも負せしなるべし、また或曰、天皇往嘗殿瓮粮、出軍而征、是時磯城八十梟帥、於彼處屯聚居之、果興天皇大戰、遂爲皇師所滅、故名之曰磐余邑、ともあるに依らば、あるが中に强き敵に勝たまひし地なるを以て、其地名を以て、稱奉れるにもあらんか、思決めがたし、

日本書紀　四　懿德天皇　大日本彦耜友天皇、磯城津彦玉手看天皇第二子也、母曰渟名底仲媛命、事代主神孫、鴨王女也、

古事記　中　大倭日子鉏友命、坐輕之境岡宮、治天下也、

古事記傳　二十一　大倭日子鉏友命、日子は大倭へ屬て讀べし、鉏は師木なり、上卷に阿遲鉏高日子根神を、阿遲志貴ともある、是其證なり、傳十一の五十七葉に云り、師木縣主より出て、此大御父天皇及弟命などの御名に負坐る師木と同じ、友は登毛志と云言にて、美稱なり、ともしを、ともとのみ云は、久しをひ其意は、心におむかしく宜しと思ふにて、万葉さ、戀しをこひとのみも云に同じ、

日本書紀　四　孝安天皇　日本足彦國押人天皇、觀松彦香殖稻天皇第二子也、母曰世襲足媛、尾張連遠祖瀛津世襲之妹也、

古事記　中　大倭帶日子國押人命、坐葛城室之秋津嶋宮、治天下也、

古事記傳　二十一　天押帶日子命、大倭帶日子國押人命、二柱の御名、共に皆美稱なり、押は意布志にて、大の意なり、其證は、凡河內を、安閑紀推古紀などに、大河內とも書き、傳七の七十三葉考べし、天武卷に、凡海てふ姓を、大海とも書き、天武天皇幼御名を、大海人皇子と申せしも、此姓を取れるなり、神代紀一書に、熊野忍隅命を、一書には、熊野大隅命ともあるを以、思定むべし、凡て稱名の押忍とも書り、皆同じ、押並てなどの押も、同く大の意なり、帶は借字にて、足の意なり、万葉二に、久天足有、さて記中に、多羅志に帶字を借れる事は、古哥に、御帶の倭文服結垂とある如く、帶二十六丁に、味凝、文爾乏寸、高照、日之御子、九十五丁に、欲見來之久毛知久、吉野川、音清左、見二友敷、十三丁に、五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚山蔭、見者乏文、今本に、山を玉に誤れり、山蔭は日蔭の蔓のことなり、山かづらなどもよめり、などある是なり、此外乏と云言、万葉に甚多し、或は美む意、或は戀しぬぶ意などにも云り、乏字を書は、不足思ふより轉れる一の意にして、登毛志てふ言の本義には非ず、此字に勿泥みそ、倭建命段に、御鉏友耳建日子と云名もあり、書紀懿德卷なる、奇友背命の友も、同じ美稱なり、

大日本根子彥太瓊

は結垂るゝ物なる故に、此名あるなり、大刀を御佩、弓を御執と云など、ゝ同じ心ばへなり、書紀に、后生天足彥國押人命、日本足彥國押人天皇とあり、

日本書紀　四　孝靈天皇　大日本根子彥太瓊天皇、(孝安)日本足彥國押人天皇太子也、母曰押媛、蓋天足彥國押人命之女乎、

古事記　中　大倭根子日子賦斗邇命、(孝霊天皇)坐黑田廬戸宮、治天下也、

日本書紀通證　九　大日本根子彥太瓊天皇、日本根子之稱、始出於此、根是日本洲根之根、子男兒通稱、

古事記傳　二十一　大倭根子日子賦斗邇命、御名意、根子は尊稱にて、景行天皇の御子にも、倭根子命と申すあり、凡人にも、記中に、難波根子、書紀神功卷に、山背根子など云名見えたり、天皇は、大倭國所知看を以て、倭根子とは申奉るなり、故此御號、是を始として、孝元開化の二御世、又清寧元明などの御名にも、稱奉れり、光仁より仁明までの御諡號には、皆是あり、凡て御代御代の天皇の御通號となりて、詔命などにもみな、倭根子天皇と申し奉ることなり、孝德紀大化二年の詔に、明神御宇日本倭根子天皇詔云々、天武紀十二年の詔に、明神御大八洲日本根子天皇勅命者云々、續紀一の詔に、現御神止大八島國所知倭根子天皇命云々、などあるが如し、賦斗邇は、書紀に、太瓊と書れたる字の意ならむか、邇の義は、なほもあらむかと思はるれども、いまだ他に思ひ得ず、

大日本根子彥國牽

日本書紀　四　孝元天皇　大日本根子彥國牽天皇、(孝元)大日本根子彥太瓊天皇太子也、母曰細媛命、磯城縣主大目之女也、

古事記　中　大倭根子日子國玖琉命、(孝元天皇)坐輕之堺原宮、治天下也、

古事記傳　二十一　大倭根子日子國玖琉命、書紀に、后生大日本根子彥國牽天皇とあり、御名意、玖琉は、括にて、統る意なり、今の俗言に、物を統るを、久留米流とも、久々流とも云も、括ると云も、環らし包て、もらさぬ意より云なり、さて書紀に、牽字をしも書れたるは、繰寄引く意か、又拘也と注せる意か、其は史記に、牽於所聞など云る類にて、俗言に久久良留々と云にあたれり、

日本紀私讀本　四　大和宇智郡東西久留野村存、皇太子生長之地、元稱國久留町、以觸御名、省國字云、

日本書紀　四　開化天皇　稚日本根子彥大日日天皇、(孝元)大日本根子彥國牽天皇第二子也、母曰鬱色謎命、穗積臣遠祖鬱色雄命之妹也、

古事記　中　若倭根子日子大毘毘命、(開化天皇)坐春日之伊邪河宮、治天下也、

古事記傳　二十二　若倭根子日子大毘々命、大御父天皇の御名の、大倭根子に對へて、若倭根子とは稱奉れるなり、毘々は、耳と同じくて、稱名なり、言の首を濁る例なけれども、是は大よりつゞけ

稚日本根子彥大日日

る音便に、毘とは申せしなり、

日本書紀　十五　清寧天皇　白髮武廣國押稚日本根子天皇、大泊瀬幼武天皇第三子也、母曰葛城韓媛、

白髮武廣國押稚日本根子

古事記　下　白髮大倭根子命（清寧天皇）、坐伊波禮之甕栗宮、治天下也、

日本書紀通證　二十　白髮武廣國押稚日本根子天皇、武廣國押美稱、稚日本根子見開化紀、

二　日本書紀　七　景行天皇　大足彥忍代別天皇、活目入彥五十狹茅天皇第三子也、母皇后曰日葉洲媛命、丹波道主王之女也、

稜威を稱へ奉る御名大足彥忍代別

古事記　中　大帶日子淤斯呂和氣天皇、坐纒向之日代宮、治天下也、

常陸國風土記　信太郡　郡北十里碓井、古老曰、大足日子天皇幸浮島之帳宮、無水供御、即遣卜者訪占、所所穿之、今存雄栗之村、

播磨國風土記　賀古郡　望理里、土中上、大帶日子天皇巡行之時、見此村川曲、勅云、此川之曲甚美哉、故曰望理、

古事記傳　二十四　大帶日子淤斯呂和氣命、御名義、帶は、字は借字にて、足、淤斯呂は、押知なるべし、書紀に、忍代と作れたり、さて此押は、おしなべて押照などの押にて、大凡と通へり、知は、所知看意なり、

稚足彥

日本書紀　七　成務天皇　稚足彥天皇、大足彥忍代別天皇第四子也、母皇后曰八坂入姬命、八坂入彥皇子之女也、

足仲彥

古事記　中　若帶日子天皇、坐近淡海之志賀高穴穗宮、治天下也、

日本書紀　八　仲哀天皇　足仲彥天皇、日本武尊第二子也、母皇后曰兩道入姬命、活目入彥五十狹茅天皇之女也、

古事記　中　帶中日子天皇、坐穴門之豐浦宮、及筑紫訶志比宮、治天下也、

古事記傳　二十九　帶中津日子命、御名意、帶は足なり、中津日子とは、此御子第一には擧たれども、御長子には坐まさで、第二の御子に坐し故の御名なり、

大兄去來穗別

日本書紀　十一　仁德天皇　三十一年春正月癸丑朔丁卯（十五日）、立大兄去來穗別尊（履中天皇）、爲皇太子、

日本書紀　十二　履中天皇　去來穗別天皇、大鷦鷯（仁德）天皇太子也、去來、此云伊弉、母曰磐之媛命、葛城襲津彥女也、

古事記　下　大雀命（仁德天皇）、坐難波之高津宮、治天下也、此天皇、娶葛城之曾都毘古之女、石之日賣命、大后、生御子大江之伊邪本和氣命（履中天皇）、（中略）伊邪本和氣命、坐伊波禮之若櫻宮、治天下也、

幼武

播磨國風土記　美囊郡　所以號美囊者、昔大兄伊射報和氣命、堺國之時、到志深里許曾社、勅云、此土水流甚美哉、故號美囊郡、

古事記傳　三十五　大江之伊邪本和氣命は、御名義、大江は江は借字、書紀に大兄とある字の意なり、此稱の事、日代宮段、日子人之大兄王の下傳廿六の十一葉に云り、伊邪の事は、水垣宮段、伊邪能眞若命の下傳廿三の七葉に云り、本は大なり、

古事記傳　二十三　伊邪能眞若命、伊邪の意未思得ず、伊佐と一なるを、佐を濁りて云るにやとも思ひよれど、然も聞えず、應神天皇の御子にも、此同御名あり、又神功段に、伊奢沙和氣大神、又履中天皇の大御名、大江之伊邪本和氣命など、（中略）伊邪と云言の例なり、

日本書紀通釋　三十九　大兄去來穗別天皇（中略）さて其大江は地名なり、（中略）去來は詳ならず、これも地名にてもあらんか、穗別は大別なるへし、

日本書紀　十四　雄略天皇　四年春二月、天皇射獵於葛城山、急見長人、來望丹谷、面貌容儀相似天皇、天皇知是神、猶故問曰、何處公也、長人對曰、現人之神、先稱王諱、然後應譽、天皇答曰、朕是幼武尊也、

日本書紀通釋　四十二　大泊瀨稚武天皇、（中略）稚武は美稱なり、

勾大兄廣國押武金日

武小廣國押盾

天國排開廣庭

日本書紀　十八　安閑天皇　勾大兄廣國押武金日天皇、（繼體）男大迹天皇長子也、母曰目子媛、

古事記　下　廣國押建金日命（安閑天皇）、坐勾之金箸宮、治天下也、

日本書紀通證　二十三　勾大兄廣國押武金日天皇、勾地名、見下文、大兄謂長子、廣國以下美號、

古事記傳　四十四　廣國押建金日命、こは天下所知看ての御稱名なるべし、押は大の意なり、金日の意は未思得ず、師は宮號の金箸のハシの反ヒなれば、金日卽金箸かと云れつれどいかゞ、

日本書紀　十八　宣化天皇　武小廣國押盾天皇、（繼體）男大迹天皇第二子也、（安閑）勾大兄廣國押武金日天皇之同母弟也、

古事記　下　建小廣國押楯命、坐檜垣之廬入野宮、治天下也、

書紀集解　十八　武小廣國押盾天皇、（按、安閑天皇、帝以弟、故稱武小廣國也、）稱廣國押武金日

古事記傳　四十四　建小廣國押楯命、（註略）是も御稱名なり、御兄命の御名の廣國を承て、小廣國とは申せり、

日本書紀　十九　欽明天皇　天國排開廣庭天皇、（繼體）男大迹天皇嫡子也、母曰手白香皇后、

古事記　下　天國押波流岐廣庭天皇（欽明）、坐師木島大宮、治天下也、

上宮聖德法王帝說　斯貴嶋宮治天下、阿米久爾奴於志波留支廣庭天皇、翌王祖父也、娶

天豐財重日足姫

檜前(宣化)　皇女子伊斯比女命、(中略)

斯歸斯麻宮治天下天皇、名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌己等、娶巷奇大臣名伊奈米足尼女、名吉多斯比彌乃彌己等、(中略)

右在法隆寺藏繡帳二張縫著龜背上文字者也、

元興寺伽藍緣起并流記資財帳　難波(仁德)天皇之世、辛亥年正月五日、授塔露盤銘、

大和國天皇斯歸斯麻宮治天下、名阿末久爾意斯波羅岐比里爾波彌己等之(時カ)奉仕、(中略)

丈六光銘曰、天皇名廣庭、在斯歸斯麻宮時、百濟明王上啓、

古事記傳　四十四　天國押波流岐廣庭命、これも天下所知看ての御稱名なるべし、

初の御名は傳はらざりけむ、波流岐は、書紀に開と書れたる意なり、心をはるくなど云も、開く意にて同じ、(中略)廣庭は、上よりかゝりて稱名なり、書紀齊明卷に、朝倉橘廣庭宮と云宮號も見ゆ、

日本書紀　二十四　皇極天皇　天豐財重日足姫(アメトヨタカライカシヒタラシヒメ)天皇、淳中倉太珠敷天皇曾孫、押坂彥人大兄皇子孫茅渟王女也、母曰吉備姫王、

日本書紀　二十三　舒明天皇　二年春正月丁卯朔戊寅(十二日)、立寶皇女(皇極天皇)爲皇后、

書紀集解　二十四　天豐財重日足姫天皇、(中略)財卽豐、(中略)卽天皇餘皆美號、

天萬豐日

天命開別

日本書紀通釋　五十六　天豐財重日足姫天皇　皇極天皇

御名義、天豐は美稱、財は天皇の御名、前紀に寶皇女とあり、重日足姫、みな後に稱へ奉りし美稱、重は嚴また茂字をも古く書たり、

日本書紀　二十五　孝德天皇　天萬豐日(アメヨロヅトヨヒ)天皇、天豐財重日足姫(皇極)天皇同母弟也、

日本書紀通釋　五十七　天萬豐日天皇　孝德天皇

御名義、通證に並美稱也とあれと、例に據るに、天皇始め輕皇子と申し、後に輕萬德皇子とも稱し給ひしなるへし、さらは天また豐日は、卽位已後の御稱と通えたり、

日本書紀　二十七　天智天皇　天命開別(アメミコトヒラカスワケ)天皇、息長足日廣額(舒明)天皇太子也、

日本書紀　二十三　舒明天皇　十三年冬十月己丑朔丁酉(九日)、天皇崩于百濟宮、丙午(十八日)、殯於宮北、是謂百濟大殯、是時、東宮開別(ヒラカスワケ)皇子、(天智天皇)年十六而誄之、

日本書紀通釋　六十一　天命開別天皇　天智天皇

天皇初葛城皇子と稱す、一御名中大兄、又開別皇子とも申せりしこと、前紀に見えたり、開別と申す御名は、開と申すか本よりの御名にて、別は美稱なり、大安寺緣起に、爾時近江宮御宇天皇奏久、開伊、髻墨刺乎刺、肩負鋸、腰刺斧、奉爲奏支とあるにて知へし、さて天

命二字は、天下知看しゝ上にて、冠らしめたる御名と聞えたり、

日本書紀　二十八天武天皇　天淳中原瀛眞人天皇、天命開別天皇同母弟也、幼曰大海人皇子、

長等の山風　附錄一　此天皇の御名を大海人と稱し、後に天淳中原瀛眞人と稱し奉りて、共に海に由ありてきこゆるは、生れませる時などに、海原なる海人に據たる祥瑞のありけるに依りて、御名とし給へるにやあらむ、さて日嗣知食しける上の御名の淳中原の淳は、字書に水止也とあり、されば淳を奴とよむは、うちまかせては沼の義とおもはるれど、沼中原といふ事のあるべくも思はれず、又瀛と申すも、淳中原に緣ある事なるべくおもはるれば、かたゝ淳を沼の義とは云ひがたし、故按ふに、天淳中原は、天之海原を言便（ヨカ）のいきほひに、乃宇の約りて、阿米奴奈波良といはるゝを、御名の唱とし給へるなるべし、名に某之宇と連く之宇を奴と唱へる例は、齋之大人を齋主、美智能宇斯を道主ともかよはし稱へるを以て知るべし、又其を天淳中原と物どほき書ざまなるは、此より前に敏達天皇の御名を、淳中倉太珠敷と稱し奉りて、すなはち書紀にも記されたり、御名にも例ある好字なれば、撰び用ひさせ給ひたるなるべし、（中略）さて瀛は海原の瀛なり、眞人は良人の義なるべし、おきの眞人と連ねて唱すべし、かくておきの眞人とは、初の御名の大海人と申たると義同じかるべし、然れば、天ぬなはらおきのまひとゝ申すは、大海人と申すを、うるはしく稱へ奉りたる言ときこえたり、御母皇極天皇の初の御名寶皇女と申せるを、御位に即給ひて、天豐財重日足姫天皇と稱し奉れるも同例なるべし、然る例なほあり、さて紀に幼曰大海人皇子とあれば、この天淳中原云々の御名は、やゝ長給ひて後の御名の如く聞ゆれど、天皇にこそはあれ、皇子たちの御名に、然るさまに稱言を疊たるは、をさ〳〵きこえ給はぬを思へば、御世しろしめしける時に、臣たちの然稱へ奉れるを受給へる例の御名にぞあるべき、紀に幼曰大海人皇子とある幼は、初の義と心得べし、かくておもへば、宮號の淨御原も清海原の義にて、これも御名と同じく海に由ありて、稱へ給へるなるべし、〔伴信友弘化三年歿〕

○四二八頁所載の日本書紀通釋を看よ、

日本書紀　二十九天武天皇　十一年八月己丑（二十八日）勅爲日高皇女（元正天皇）更名新家皇女之病、大辟罪以下男女并一百九十八人皆赦之、

續日本紀　六元明天皇　靈龜元年九月庚辰（二日）、天皇禪位于氷高內親王（元正天皇）、

日本書紀通釋　六十七　日高皇女（中略）御名義、日高は尊稱なるべし、

續日本紀考證　三　氷高、天武紀作日高、大安寺緣起、帝王編年記、紹運錄、作飯高、（中略）案、（中略）氷高飯高一音之轉、皇年代略記云、元正天皇諱飯高、後改氷高、誤、

三　日本書紀　六　垂仁天皇　二年是歲、任那人蘇那曷叱智、仍賚赤絹一百疋、賜任那王、然新羅人遮之於道而奪焉、其二國未還歟、故敦賞蘇那曷叱智、仍賚赤絹一百疋、賜任那王、然新羅人遮之於道而奪焉、其二國之怨、始起於是時也、一云、御間城天皇（崇神）之世、額有角人、乘一船泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿也、

御在所其の他の地名に因る御名

御間城

常陸國風土記　新治郡　古老曰、昔美麻貴天皇（崇神）馭宇之世、爲平討東夷之荒賊、（中略）遣新治國造祖、

活目

日本紀私讀本　四　御間城者、御牧也、大和宇智郡牧村存、

○四一三頁所載の古事記傳を看よ、

日本書紀　五　崇神天皇　四十八年夏四月戊申朔丙寅（十九日）、立活目尊（垂仁天皇）爲皇太子、

日本紀私讀本　活目者、高市郡地、而今謂久米、伊音省例、

○四一四頁所載の古事記傳を看よ、

穴穗

日本書紀　十三　安康天皇　穴穗天皇（允恭）、雄朝津間稚子宿禰天皇第二子也、一云、第三子也、母曰忍坂大中姫命、稚渟毛二岐皇子之女也、四十二年春正月、天皇（允恭）崩、（中略）十二月己巳朔壬午（十四日）、穴穗皇子、卽天皇位、尊皇后曰皇太后、則遷都于石上、是謂穴穗宮、

大泊瀨

古事記　下　穴穗（安康天皇）御子、坐石上之穴穗宮、治天下也、

古事記傳　三十九　穴穗命、御名地名なり、此地の事、此命の御段に云べし、

古事記傳　四十　穴穗宮、此宮の御趾、帝王編年記に、山邊郡石上左大臣家西南古川南地是也とあり、大和志に山邊郡田村にありと云り、田村は丹波市に近き處なり、布留村も近くして布留川の南なり、さて此天皇、早くより此地に居住坐けるを以て、穴穗王とは申せるなり、

日本書紀　十四　雄略天皇　三年（安康天皇）冬十月癸未朔、天皇恨穴穗天皇、曾欲以市邊押磐皇子傳國、而遙付囑後事、乃使人於市邊押磐皇子陽期挍獵、勸遊郊野曰、（中略）願與皇子、孟冬作陰之月、寒風肅煞之晨、將遊遙於郊野、聊娛情以騁射、市邊押磐皇子、乃隨馳獵、於是大泊瀨天皇、彎弓驟馬、而陽呼曰猪有、卽射殺市邊押磐皇子、

古事記　下　男淺津間若子宿禰命（允恭天皇）、坐遠飛鳥宮、治天下也、此天皇娶意富本杼王之妹、忍坂之大中津比賣命、生御子、（中略）次大長谷命（雄略天皇）、（中略）凡天皇之御子等九柱、男王五、女王四、此九王之中、穴穗命者、治天下也、次大長谷命、治天下也、

來目稚子
嶋郎

播磨國風土記　餝磨郡　貽和里、船丘北邊有馬墓池、昔大長谷天皇、御世、尾治連等上祖、長日子有善婢與善馬、並合之意、

古事記傳　三十九　大長谷命、長谷に居住坐しなるべし、御宇せりし大宮も卽其處なりき、

古事記傳　四十一　長谷は、和名抄に、大和國城上郡長谷波都勢郷、神名帳に、同郡長谷山口神社もあり、遠飛鳥宮段輕太子御哥に、許母理久能、波都世能夜麻能、此御段に、長谷山口、書紀繼體卷哥に、莒母唎矩能、簸都細能哿婆庚、万葉には一二十一丁に、隱口乃、泊瀨山者云々、と云を始にて、卷々に甚多く、後世の哥も甚多く、古も今も名高き地なり、名義は未思得ず、若くは此川、大和の國の眞中を流れたる其初の瀨の意か、川上はなほ遠けれども、國中にては此地ぞ上瀨なる、さて長谷と書ことは、地のさまに因てなるべし、此地名、中昔より波世とも云り、今世には、もはら波世とのみいへり、

日本書紀　十五　顯宗天皇　弘計天皇、更名來目稚子、大兄去來穗別天皇孫也、

日本書紀　十五　仁賢天皇　億計天皇、諱大脚、更名大爲、自餘諸天皇、不言諱字、而至此天皇、獨自書者、據舊本耳、字嶋郎、弘計天皇同母兄也、

日本書紀通釋　四十六　字島郎、皇朝にて字を云るは、此を始とすへし、但し此御世頃には、漢樣にならひて、さるさまにものにも記しなとせしもの、外にもあるへけれど、今傳はらす、さて字と云名義は詳ならす、一說に交名にて、まことの名に交へて、共に呼しより、しか云けらしと云ふ說あれと信かたし、共に呼しなりと云るは、さもあるへし、されは漢土の風俗を、强て移せるにもあらし、（中略）記傳には、島郎をシマノワクコと訓て、顯宗紀に島稚子と同しと云り、さて或人云、此御名は、和名抄に丹波國何鹿郡郷名志麻、同國船井郡郷名にも志麻あり、式に同郡島物部神社もあれば、島郎とは丹波に坐し間の御名なりけん、顯宗天皇の更名を、來目稚子と申せるも同じと云る、さもあるへし、

日本書紀　十七　繼體天皇　八年冬十二月己亥（八日）、小泊瀨（ヲハツセ）天皇崩、

古事記　下　小長谷（ヲハツセノワカサヾキ）若雀命、坐長谷之列木宮、治天下捌歲也、

書紀集解　十六　小泊瀨稚鷦鷯天皇　古事記曰、小長谷若雀命、○按、雄略天皇都于泊瀨、稱大泊瀨、故稱小泊瀨、仁德天皇稱大鷦鷯、故稱稚鷦鷯、仁德天皇裔、至天皇而絕、

古事記傳　四十三　小長谷若雀命、（註略）小長谷は、長谷に坐々るに因り、大長谷天皇に對へて、小と申せるなり、若雀も、大雀天皇に對へたる御名なり、

勾大兄

檜隈高田

日本書紀　繼體天皇（十七）　元年三月癸酉（十四日）納八妃、（註略）元妃尾張連草香女曰目子媛、更名色部、生二子、皆有天下、其一曰勾大兄（マガリノオヒネ）皇子、是爲廣國排武金日尊（ヒロクニオシタケカネヒカナヒ）（安閑天皇）、

日本書紀　安閑天皇（十八）　元年春正月、遷都于大倭國勾金橋、因爲宮號、

日本書紀通釋　四十七　勾大兄、勾は地名、此皇子の本より居ましゝ處なるへし、帝王編年記に、高市郡曲川村に、此天皇の宮趾ありと云へり、下に云、

日本書紀　繼體天皇（十七）　元年三月癸酉（十四日）納八妃、（註略）元妃尾張連草香女曰目子媛、更名色部、生二子、（中略）其二曰檜隈高田（ヒノクマタカタ）皇子、是爲武小廣國排盾（タケヲヒロクニオシタテ）尊、（宣化天皇）

日本書紀　宣化天皇（十八）　元年春正月、遷都于檜隈廬入野、因爲宮號也、

古事記　下　建小廣國押楯命、坐檜垣之廬入野宮、治天下也、（中略）

上宮聖德法王帝說　斯貴嶋宮治天下阿米久爾於志波留支廣庭天皇、聖王祖父也、娶檜前天皇女子伊斯比女命、

日本書紀通釋　四十七　檜隈高田皇子、欽明紀には、檜隈高田天皇とあれは、皇子の時の御名ときこゆれは、本より檜隈に居坐りしなり、高市郡にあり、宮號となれり、高田も同郡の地名なり、

譯語田

池邊

古事記傳　四十四　檜垣は、和名抄に、大和國高市郡檜前郷、比乃久末、諸陵式にも、檜隈諸陵並在高市郡と見ゆ、今も檜隈村あり、書紀雄略卷に、檜隈民使、また檜隈野、欽明卷に、檜隈邑、天武卷に檜隈寺、万葉七八丁に、佐檜乃熊、檜隈川之、十二卷にも見ゆ、佐は眞と云に同じ、さて此天皇を欽明紀細注に、檜隈高田天皇とあれば、是皇子の時の御名と聞ゆれば、本より檜隈に住居坐りしなり、高田は、葛下郡の今の高田か、其は何處にもあれ、

日本書紀　崇峻天皇（二十一）　四年夏四月壬子朔甲子（十三日）葬譯語田（サダ）天皇於磯長陵、

日本書紀　敏達天皇（二十）　四年是歲、命卜者、占海部王家地與絲井王家地、卜便襲吉、遂營宮於譯語田、是謂幸玉宮、

元興寺伽藍緣起　并**流記資財帳**　爾時大々王（推古天皇）者、日並田（他脫カ）皇子之嫡后坐、池邊（用明天皇）皇子者、他田（ワサダ）皇子卽次坐、（中略）乙巳年二月十五日、止由良佐岐刹柱立作大會、此會此時、他田天皇欲破佛法、

元興寺伽藍緣起　并**流記資財帳**　池邊（イケノベ）皇子者、他田（敏達天皇）皇子卽次坐、（中略）他田天皇同乙巳年崩、次池邊皇子卽立天皇、（用明天皇）

日本書紀　二十一　用明天皇　十四年九月甲寅朔戊午、(五日)天皇(用明)卽天皇位、宮於磐余、名曰池邊雙槻宮、

日本書紀　二十五　孝德天皇　天豐(皇極)財重日足姬天皇四年六月庚戌(十四日)、(中略)天豐財重日足姬天皇、授璽綬禪位、策曰、咨爾輕(カル)皇子云々、輕皇子再三固辭、(中略)由是輕皇子、不得固辭、昇壇卽祚、

家傳　上　鎌足　庚戌(皇極天皇四年六月十四日)天豐財重日足姬天皇、欲傳位於中大兄(天智天皇)、中大兄諸於大臣、對曰、古人大兄、殿下之兄也、輕萬德王(孝德天皇)殿下之舅也、(中略)且立舅以答民望、不亦可乎、中大兄從之、密以白帝、帝以策書、禪位于輕皇子、是爲天萬豐日天皇、

○四一〇頁所載の古事記傳を看よ、

日本書紀　二十七　天智天皇　七年二月丙辰朔戊寅、(二十三日)(中略)又有伊賀采女宅子娘、生伊賀皇子(弘文天皇)、復字曰大友(オホトモ)皇子、

扶桑略記　五　天智天皇　十年辛未十二月三日、天皇(天智)崩、同月五日、大友皇太子、卽爲帝位、

日本書紀通釋　六十一　大友皇子、大鏡に第四皇子とあり、地名によれる御名なるへし、倭名抄、近江國滋賀郡大友、今大友村あり、大津へ近き所なり、

長等の山風　上　大友と稱せる御名は、大友は近江の地名なり、(註略)御父天皇大津に遷都の後、其地を御封に賜ひたるによりて改給へるにか、いづれにも、其地名に由ありて、御名にも負ひ給ひたるなるべし、

日本書紀　二十七　天智天皇　七年二月丙辰朔戊寅、(二十三日)立古人大兄皇子女倭姬王爲皇后、遂納四嬪、有蘇我山田石川麻呂大臣女、曰遠智娘、(或本云、美濃津子娘)生一男二女、(中略)其二曰鷦野(ウノ)皇女、及有天下、居于飛鳥淨御原宮、後移宮于藤原、

日本書紀　三十　持統天皇　高天原(タカアマノハラ)廣野姬(ヒロノヒメ)天皇、少名鷦野(ウノ)讃良(サララ)皇女、天命(天智)開別天皇第二女也、母曰遠智娘、(更名美濃津子娘也、)

日本書紀通釋　六十九　少名鷦野讃良皇女、こゝに少名とはあれと、少時のみの御名にはあらて、後までも此御名にて坐しか如く通えたり、鷦野は、欽明紀に河內國更荒郡鷦鷯野邑とある地なり、天皇の御母遠智娘の父、蘇我石川麻呂の食邑、此に在て、遠智娘其地に住て、天皇も卽て此に產坐しなるへし、

釋日本紀　十五　持統　述義十一　王子枝別記云、文武天皇少名珂瑠(カル)皇子、

萬葉集　一　雜歌　輕(カル)皇子(文武天皇)宿于安騎野時、柿本朝臣人麿作歌、(歌略)

一部に地名を加へたる御名神日本磐余彦

神淳名川耳

古事記傳　二十一　輕は、大和國高市郡にあり、神名帳に、此郡に輕樹村坐神社あり、（註略）今も輕村あり、（註略）此地、水垣宮段、玉垣宮段、書紀應神卷、五十七丁雄略卷、二十欽明卷、四十一丁推古卷十七丁などにも見え、万葉二三十七丁に、天飛也、輕路者云々、輕市爾、吾立聞者、玉手次、畝火乃山爾、喧鳥之、音母不所聞、三四十丁に、輕池之云々、四二十三丁に、天飛哉、輕路從、玉田次、畝火乎見管、十一二十八丁に、天飛也、輕乃社之、齋槻云々などよめり、

○右は孝德、文武二天皇の御名の緣由の解には非ざれども參考として附載す、

日本書紀　三　神武天皇　神日本磐余彦天皇、諱彦火々出見、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也、母曰玉依姬、

○三八九頁所載の日本書紀通釋及び古事記傳を看よ、

日本書紀　四　綏靖天皇　神淳名川耳天皇、神武日本磐余彦天皇第三子也、母曰媛蹈鞴五十鈴媛命、事代主神之大女也、

古事記　中　神沼河耳命、坐葛城高岡宮、治天下也、

日本書紀通證　八　神淳名川耳尊、神代紀、天淳名井、又曰、淳浪田之稻、萬葉集云、沼名河之底奈流玉、

磯城津彦玉手看

書紀集解　四　神淳名川耳天皇、古事記曰、神沼河耳命、○按、萬葉集雜歌曰、沼名川之底奈流玉、蓋地名也、今不知其處所、

古事記傳　二十　神沼河耳命、沼河は書紀に依て奴那加波と訓べし、上卷に沼河比賣と云あり、万葉十三九丁に、沼名河之底奈流玉、神名帳に、越後國頸城郡奴奈川神社あり、是を和名抄鄕名には、沼川、奴乃加波とあり、此例に准へば、那は之の意にやあらむ、淨御原天皇の御名天淳中原瀛眞人、淳中此云農、難とあり、是も中は借字にて、同意なるべし、さて沼河とは、沼の如く水の淀みて深き川などをいふか、又砂ならで泥なる川をいふか、又此御名は、然る川の意にて、御兄の御名の八井も、此も稱名になる由あるか、將地名か、詳にはしりがたし、

日本紀私讀本　四　神淳名川耳天皇　神假字、君長義、淳名川地名、今大和國添上郡中川村地、天皇生狹井川畔、長淳名川耳、因爲御名、

日本書紀　四　安寧天皇　磯城津彦玉手看天皇、神淳名川耳天皇太子也、母曰五十鈴依媛命、事代主神之少女也、

古事記　中　師木津日子玉手見命、坐片鹽浮穴宮、治天下也、（安寧天皇）

日本書紀通證　九　磯城津彦玉手看天皇、磯城地名、玉手看、蓋美稱、

書紀集解　四　磯城津彦玉手看天皇、古事記曰、師木津日子玉手見命、按磯城郡名、又葛上郡有玉手丘、皆以地名號之、據一書說、天皇

之母、則磯城縣主之女也、故蓋有磯城津彥之號、

古事記傳　二十一　師木津日子玉手見命、師木は御母家の師木、河俣毘賣、河内より大和に上りて、父家に師木縣に住坐て、此皇子を生坐るか、又河内にて生坐りとも、師木てふ御名は有ぬべし、玉手は、今河内國安宿郡に、玉手村玉手山あり、此地名なるべし、此地、片鹽浮穴宮に由あればなり、（中略）見は耳と同くて、尊稱なり、（中略）さて又此御名、玉は美稱にて、手見は、日子穗々手見などの手見かとも思はるれども、是は然にはあらじ、

日本紀私讀本　四　磯城見上、玉手、葛上郡玉手村玉手岳存、看者末之約、末之者坐義、磯城出日嗣子坐玉手之義也、

日本書紀　四　孝昭天皇　觀松彥香殖稻天皇、大日本彥耜友天皇太子也、母皇后天豐津媛命、息石耳命之女也、

古事記　中　御眞津日子訶惠志泥命、坐葛城掖上宮、治天下也、

古事記傳　二十一　御眞津日子訶惠志泥命、御名意、御眞は御眞木入日子、又御眞津比賣などの御眞と一にて、御孫の意か、又地名か詳ならず、國造本紀に、長國造、志賀高穴穗朝御世、觀松彥色止命九世孫、韓背足尼、定賜國造と云り、長は阿波國那賀郡なり、神名式、彼國名方郡御間都比古神社あり、彼色止命を祭れるか、訶惠志泥も未思得ず、

日本紀私讀本　四　大和添上郡有水間村、觀松彥尊誕生之地、

日本書紀　五　崇神天皇　御間城入彥五十瓊殖天皇、稚日本根子彥大日日天皇第二子也、母曰伊香色謎命、物部氏遠祖、大綜麻杵之女也、

古事記　中　御眞木入日子印惠命、坐師木水垣宮、治天下也、

古事記傳　二十二　御眞木入日子印惠命、此命の御段の歌に、美麻紀伊理毘古とあり、御名義御眞詳ならず、木は城か、入は、伊呂兄伊呂妹などの伊呂と一にて、親み愛しみて云る稱なり、此事、浮穴宮段の下、傳廿一の十葉、常根津日子伊呂泥命に委云り、此後御子たちの御名に入毘古、入毘賣と申すが多き、皆同じことなり、入日子、入日女の日は、皆濁る例なり、假字に日女と、入の上に之字ある御名もあり、之字無きもあり、無きは添ても讀べけれど、美麻紀伊理毘古、伊久米伊理毘古など、假字に書る處にも、能字無ければ、之字無き御名は、之とは讀ぬもあるべきなり、其外伊理泥王、又日代宮段に、柴野入杵など云名の伊理も同じ、孝德紀二年の處に、子代入部、御名入部と云ことあり、此は此記に、爲御子代定某部、また爲御名代定某部と云こと多き、その御子代、御名代として、定め置れたる某部々々と云ものを、入部とは云るなり、然云意は、彼御子代、御名代は、其御名を、後世まで遺さむために定め置るゝ、其は其人を愛しみ偲び坐ての事なる故に、入とは云なるべし、然れば伊理辨と訓べきなり、今本にイルトモノヲと訓るは、漫訓なり、又後世にいはゆる入部のことゝするも、いみじきひがことなり、印惠、印は伊爾二音を合せたる假名なり、書紀に、五十瓊殖と書れたるにて知べし、言義は、未思得ず、玉垣朝の皇子に、印色之入日子命と申すもあり、邇と云は、なほ彼此の名に多し、惠は、御眞津日子訶惠志泥命

の惠と同じかるべし、

○四〇二頁所載の日本紀私讀本を看よ、

日本書紀　六　垂仁天皇　活目入彦五十狹茅天皇、御間城入彦五十瓊殖天皇第三子也、母皇后曰御間城姫、大彦命之女也、

古事記　中　伊久米伊理毘古伊佐知命、坐師木玉垣宮、治天下也、

古事記傳　二十三　伊玖米入日子伊沙知命、伊玖米は地名か、詳ならず、舊事紀五に、活目邑五十奥桃と云名あれども、邑字、一本には色とあれば、此も地名と定めがたし、又万葉三長哥に、活道山とあるを、イクメチヤマと訓たれども、是はいくぢ山なり、八雲御抄に、いくぢと出されたるぞ宜しき、又其反哥に、見之活道乃とあるは、イクヂと訓ては、六言の句になりて、調いかゞと思ふ人あるべけれど、此句は、ミシヽイクヂノと訓べきなり、見しをみしゝと云は、古言の格なり、六卷に、活記中又書紀にも、伊久米天皇とのみもあり、伊沙道岡とあるも同處にて、山城國なり、卷廿一の傳四十四丁、考合すべし、知は例の尊稱なり、は勇なり、黒田宮段比古伊佐勢理毘古命の下、

（註略）書紀景行卷に、皇子五十狹城入彦命、神功卷、吉師祖五十狹茅宿禰、又海上五十狹茅など云あり、

日本紀私讀本　五　五十狹茅者、宇陀郡地名、今稱伊福郷是也、活目者、高市郡地、而今謂久米、伊音省例、

活目入彦五十狹茅

日本書紀　十三　允恭天皇　雄朝津間稚子宿禰天皇、瑞齒別天皇同母弟也、

古事記　下　男淺津間若子宿禰命、坐遠飛鳥宮、治天下也、

日本書紀通證　十八　雄朝津間稚子宿禰天皇、天武紀曰、幸于朝嬬、姓氏錄曰、大和朝津間腋上地、朝妻山朝妻村在葛上郡、

雄朝津間稚子宿禰

古事記傳　三十五　男淺津間若子宿禰命、御名義淺津間は、地名にて、大和國葛上郡なり、葛城は、御母后の御本郷にて由あり、書紀此御卷仁德の大御哥に、阿佐豆麿能、天武卷に、幸于朝嬬、因以看大山位以下之馬於長柄杜、長柄も葛城にあり、姓氏錄に、大和朝津間腋上地、万葉十五丁に、旦妻山、又朝妻之、片山木之爾などあり、今も朝妻村あり、さて又和名抄に、近江國坂田郡朝妻郷ありて、中昔の書どもにも見えたれど、其には非ず、又書紀私記に、難波にありと云るは由なし、男は借字小にて、小長谷、小筑波、小佐保などの小なり、古今集の哥のこよろぎの磯も、相模國の餘綾にて、をよろぎなるを、小と書るを後にコとよみ誤れるものなり、然る例なほあり、さて又小野、小川、或は小篠、小車、小櫛などの類の、小も皆同じ、こは小き由には非ず、眞御などの類に美たる詞なり、小は大と反對にて、返て共に美稱とせり、若子は、和久碁と訓べし、書紀武烈卷哥に、思寐能和倶吾、繼體卷哥に、愷那能倭倶吾、舒明卷哥に、氣莵能和區吳、万葉十四に、等能乃和久胡などあり、宿禰の事は上に云り、傳廿二の十二葉、大御兄命の御名の大兄云々に對て、少兄の由なり、書紀云、二年春三月辛未朔戊

大泊瀬幼武
男大迹

寅、立磐之媛命爲皇后、皇后生大兄去來穗別天皇(履中)、住吉仲皇子、瑞齒別天皇(反正)、雄朝津間稚子宿禰天皇、

日本書紀　十四　雄略天皇　大泊瀬幼武天皇(允恭)、雄朝津間稚子宿禰天皇第五子也、

古事記　中　大長谷若建命(雄略天皇)、坐長谷朝倉宮、治天下也、

○四○四頁所載の古事記傳を看よ、

日本書紀　十七　繼體天皇　男大迹天皇、更名彥(應神)太尊、譽田天皇五世孫、彥主人王之子也、母曰振媛、振媛活目(垂仁)天皇七世之孫也、

古事記　下　袁本杼命(繼體天皇)、坐伊波禮之玉穗宮、治天下也、

釋日本紀　十三　繼體　遠義九　上宮記曰、(中略)汙斯王坐彌乎國高嶋宮時、聞此布利比賣命甚美女、遣人召上自三國坂井縣而娶所生、伊波禮宮治天下乎富等大公王也、

古事記傳　三十四　意富々杼王、名義、繼體天皇の大御名袁本杼命と申すと相照して思ふに、意富は大、袁は小にて、富杼は同じ、かくて彼大御名を、書紀に男大迹と書れたり、男は借字、然れば富杼は意富杼の意を省けるにて、意富は大なり、其大を意を省きて富と云例多し、此は殊に上の大にも小にも意の韻あれば更なり、彼大御名は小大杼、此王の御名は大大杼なり、さて大杼の義は未思得ず、持統紀に、土師連富杼と云人名も見ゆ、地名にやあらむ、和名抄に、近江國高嶋郡大處郷、神名式同郡に大處神社もあり、此大處オホドと訓て此地名か、彼高嶋郡のあたりは由緣あること、次々に云が如し、御曾祖父の御名大大處なる故に、彼天皇は小大處と申せしなるべし、但記中の例、處の意の斗の濁音には、度字を用ひたるに、杼字なるはなほ疑はし、さて此富杼を陰と心得るは非なり、陰ホトのとには、登字をのみ書て、濁音の杼を用ひたることなし、

譯語田淳中倉太珠敷

日本書紀　十九　欽明天皇　元年春正月庚戌朔甲子(十五日)、有司請立皇后、詔曰、立正妃武小廣國押眉天皇女石姬爲皇后、是生二男一女、(中略)仲曰譯語田淳中倉太珠敷尊(敏達天皇)、

古事記　下　沼名倉太玉敷命(敏達天皇)、坐他田宮、治天下壹拾肆歲也、

上宮聖德法王帝說　斯貴嶋宮治天下、阿米久爾於志波留支廣庭天皇(欽明)、聖王祖父也、娶檜前天皇(宣化)女子伊斯比女命、生兒他田宮治天下天皇、怒那久良布刀多麻斯支天皇、聖王伯叔也、斯歸斯麻天皇之子、名蕤奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等、(中略)坐乎沙多宮治天下、(中略)

右在法隆寺藏繡帳二張縫著龜背上文字者也、

古事記傳　四十四　沼名倉太玉敷命、書紀に第二子とあり、御名義沼名の事は、中卷神沼河耳命の下に云り、傳廿の廿六葉の稱名なる由は詳ならず、(中略)倉は谷の意か、谷を久良と云こと、

上卷闇淤加美神の下、傳五の七十七葉に云るが如し、沼名河とも、又天武天皇の大御名渟名原とも申すを思へば、河とも原とも つゞけば、谷とも云べきか、又書紀神功卷に、住吉大神の鎭坐む地を、大津渟名倉之長峽とある倉も、谷を云かと思はるればなり、されど稱名となるべき由は詳ならず、太玉敷は御稱名なり、大御兄王の玉勝と並びたる御名なるべし、

日本書紀 二十一 用明天皇　橘豐日天皇（クヒタチバナノトヨヒ）、天國排開廣庭天皇（欽明）第四子也、母曰堅鹽媛、

古事記 下　橘豐日命（用明天皇）、坐池邊宮、治天下參歲、

上宮聖德法王帝說 多至波奈等已比乃彌己等、娶庶妹名孔部間人公主、（中略）

右在法隆寺藏繡帳二張縫著龜背上文字者也、

日本書紀通證 二十八　橘村在高市郡、豐日美稱、

古事記傳 四十四　橘之豐日命、（中略）橘は地名にて、上に云り、豐日は御稱名なるべし、三代實錄七に、大和國豐日神と云見ゆ、大和志に、此社を、山邊郡豐井村にありと云り、孝德天皇をも、天萬豐日尊と申せり、

御誕生の緣由又は玉姿に特象に因るの御名譽田

橘豐日

四　日本書紀 十 應神天皇　譽田天皇（ホムダ）、足仲彥天皇第四子也、母曰氣長足姬尊、天皇以皇后討新羅之年、歲次庚辰冬十二月、生於筑紫之蚊田、（中略）初天皇在孕而、天神地祇授三韓、既產之、宍生腕上、其形如鞆、是肖皇太后爲雄裝之負鞆、肖、此云阿叡、故稱其名謂譽田天皇、上古時俗、號鞆謂褒武多焉、一云、初天皇爲太子、行于越國、拜祭角鹿笥飯大神、時大神與太子名相易、故號大神、曰去來紗別神、太子名譽田別尊、然則可謂大神本名譽田別神、太子元名去來紗別尊、然無所見也、未詳、

古事記 中　此天皇（仲哀）、（中略）又娶息長帶比賣命、是大后生御子、品夜和氣命、次大鞆和氣命、亦名品陀和氣命（應神天皇）、二柱、此太子之御名、所以負大鞆和氣命者、初所生時、如鞆宍生御腕故、著其御名、

古事記傳 三十　品陀和氣命、書紀に譽田別尊と書り、品陀は地名にて、今河內國古市郡に譽田村あり、是なり、卽此村に此御陵あり、さて此地名、古書には見えざれども、古き名なるべし、今世には、こんだと呼へども、其は後の訛なり、譽字を書にて、本牟陀なること決し、古は志紀郡に屬けり、御若かりしほど、其地に居住しなるべし、此品陀天皇、品陀眞若王の御女を娶たること、彼御卷傳冊二の五のひらに見えたるも、此地に居住しに由あり、品陀眞若王と申す名も、此河內の譽田に住坐しより負るなり、さて品陀和氣命も、其地に居住てぞ其御女をば娶たりけむ、さて崩坐て、此地に葬奉りしも、初居住りし由緣にやありけむ、抑此御名の事、御兄王の御名と甚近きに就ては、地名には非じかの疑もありて、上に云るが如し、

日本書紀 十一 仁德天皇　元年春正月丁丑朔己卯（三日）、大鷦鷯尊、卽天皇位、（中略）初天皇生日、木菟入于產殿、明旦譽田（應神）天皇喚大臣武內宿禰、語之曰、是何瑞也、大臣對言、吉祥也、復當

大鷦鷯

瑞齒別

昨日臣妻產時、鷦鷯入于產屋、是亦異焉、爰天皇曰、今朕之子與大臣之子、同日共產、並有瑞、是天之表焉、以爲取其鳥名、各相易名子、爲後葉之契也、則取鷦鷯名、以名太子、曰大鷦鷯皇子、取木菟名號大臣之子、曰木菟宿禰、是平群臣之始祖也、是年也太歲癸酉、

古事記　下　大雀命（オホサザキ）（仁德天皇）、坐難波之高津宮、治天下也、

日本書紀　十二　反正天皇　瑞齒別（ミヅハワケ）天皇、去來穗別（イザホワケ）天皇同母弟也、去來穗別天皇二年、立爲皇太子、天皇初生于淡路宮、生而齒如一骨、容姿美麗、於是有井、曰瑞井、則汲而洗太子、時多遲花落、有于井中、因爲太子名也、多遲花者、今虎杖花也、故稱謂多遲比瑞齒別天皇、

古事記　下　此天皇（仁德）、娶葛城之曾都毘古之女石之日賣命、大后、生御子大江之伊邪本和氣命、次墨江之中津王、次蟹之水齒別（タヂヒノミヅハワケ）（反正天皇）命、（中略）水齒別命、坐多治比之柴垣宮、治天下也、此天皇、御身之長九尺二寸半、御齒長一寸、廣二分、上下等齊、既如貫珠、

古事記傳　三十五　蟹之水齒別命、蟹は多治比と訓べし、其故は、書紀に、稱謂多遲比瑞齒別天皇と見え、民部式に、凡勘籍之徒、或轉蟹部姓、注丹比部、或變永吉名爲長善、如此之類莫爲不合、これ、蟹部は丹比部と同じことなる由なり、又下文、定蟹部とある處に、姓氏錄を引るをも合せ見べし、とあればなり、（註略）

さて多治比に、蟹字を書る故は詳ならず、蟹は俗に云まむしなり、或人俗にたちばみと云り、然らば、古に此虫を多治比と云しなるべし、さてたちばみは、たぢひばみなるべし、又ハミを切むればヒなり、和名抄には、和名波美、字鏡には乃豆知とあり、さて多治比は、河內國の地名なり、其地の事は、此命の御段に云べし、然るを書紀此命御段に、天皇初生于淡路宮、於是有井、曰瑞井、則汲之、洗太子時、多遲花落、在于井中、因爲太子名也、多遲花者、今虎杖花也、故稱謂多遲比瑞齒別天皇、とあるは、事のまぎれたる傳なり、其は三代實錄十二に、丹埴眞人貞峯等、上表曰云々、私檢古記、檜隈廬入野宮御宇、宣化天皇皇子、加美惠波皇子治比花飛浮湯沐釜、以斯冥慈名多治比古王生十市王、十市王生多治比古王、此王生產之夕、忽多宮御宇、宣化天皇皇子、加美惠波皇子治比花飛浮湯沐釜、以斯冥慈名多治比古王云々とあるに依るに、多遲花の故事は、此多治比古王の生坐し時の事なるを、此水齒別命の御名も、多治比云々と申せるかも、此御事に誤り傳へたるなるべし、姓氏錄丹治宿禰條にも、書紀の如く云れど、彼は書紀に依てなるべし、抑書紀姓氏錄を誤とし、後なる三代實錄にしも依れるは、いかにと云に、此命は河內の多治比に都坐せれば、本より彼處に居住給ひて、其地名なることいちじるけれども、履中天皇の大御哥に、既に多遲比野とよみ賜へるをや、

古事記傳　三十八　さて水齒別と申す御名は、如此御齒の美麗く坐るに因て、負賜へるなり、

日本書紀　十四　雄略天皇　二十二年春正月己酉朔、以白髮（シラカ）皇子爲皇太子、

日本書紀　十五　清寧天皇（清寧天皇）　白髮武廣國押稚日本根子（シラカタケヒロクニオシワカヤマトネコ）天皇、大泊瀨（雄略）幼武天皇第三子也、母曰葛城韓媛、天皇生而白髮、長而愛民、大泊瀨天皇、於諸子中、特所靈異、

古事記　下　（雄略）天皇、（中略）又娶都夫良意富美之女韓比賣、生御子白髮命（シラカ）（清寧天皇）、（中略）

豐御食炊屋姫

白髮大倭根子命、坐伊波禮之甕栗宮、治天下也、

日本書紀　二十二　推古天皇　豐御食炊屋姫天皇、天國排開廣庭天皇中女也、橘豐日天皇同母妹也、幼曰額田部皇女、

古事記　下　豐御食炊屋比賣命、坐小治田宮、治天下參拾漆歲、

上宮聖德法王帝說　妹少治田宮治天下、止余美氣加志支夜比賣天皇、聖王母也、

元興寺伽藍緣起并流記資財帳　楷井等由羅宮治天下、等與彌氣賀斯岐夜比賣命乃生年一百、歲次癸酉正月九日爾、馬屋戸豐聰耳皇子、受勅記元興寺等之本緣、及等與彌氣比命之發願、并諸臣等發願也、

古事記傳　四十四　豐御氣炊屋比賣命、此御名は、如何なる由にて負坐けむ、かの厩戸皇子の御名の由の類にや有けむ、

日本書紀通釋　四十九　豐御食炊屋姫尊、推古天皇にます、記傳に如何なる由にて負坐けむ、かの厩戸皇子の御名の由の類にや有けんと云れたれど、古代には貴き婦人にも、炊屋などの事に預り玉ふことありて、其を御名に負玉ひし事ありて、既にこの事、神代紀の注に云り、此御名も、さる由などありて負坐けん、

息長足日廣額

父子兄弟等の序次を示す御名大足彥忍代別天皇

大兄去來穗別雄朝津間稚子宿禰

日本書紀　二十三　舒明天皇　息長足日廣額天皇、淳中倉太珠敷天皇孫、彥人大兄皇子之子也、母曰糠手姫皇女、

書紀集解　二十三　按、息長近江地名、皇祖母所號、足日美稱、廣額蓋表天容也、

日本書紀通釋　五十五　息長足日廣額天皇　舒明天皇

息長は近江地名、天皇の御祖母は息長眞手王の女なれば、御祖母廣姫も、始息長に坐しけん、故御祖母方の名を以、此天皇の御號とも爲しならん、足日は美稱、廣額は御容貌に據れるなるべし、

五

日本書紀　七　成務天皇　稚足彥天皇、大足彥忍代別天皇第四子也、母皇后曰八坂入姫命、八坂入彥皇子之女也、

古事記　中　大帶日子淤斯呂和氣天皇、（中略）又娶八尺入日子命之女八坂之入日賣命、生御子若帶日子命、

日本書紀　十一　仁德天皇　二年春三月辛未朔戊寅、立磐之媛命爲皇后、皇后生大兄去來穗別天皇、住吉仲皇子、瑞齒別天皇、雄朝津間稚子宿禰天皇、

釋日本紀　四　帝皇系圖

仁德天皇

- 大兄去來穗別天皇（履中）母磐之媛命（葛城襲津彥女）
- 住吉仲皇子（履中）被殺　母同
- 瑞齒別天皇（反正）　母同
- 雄朝津間稚子宿禰天皇（允恭）　母同

日本書紀　十四　雄略天皇　大泊瀨幼武天皇、雄朝津間稚子宿禰天皇第五子也、（中略）元年春三月、（中略）是月立三妃、（中略）次有春日和珥臣深目女、曰童女君、生春日大娘皇女、更名高橋皇女、

日本書紀　十六　武烈天皇　小泊瀨稚鷦鷯天皇、億計天皇（仁賢）太子也、母曰春日大娘皇后、

古事記　下　小長谷若雀命（武烈天皇）、坐長谷之列木宮、治天下捌歲也、

古事記　下　天皇（仁賢）、娶大長谷若建（雄略）天皇之御子春日大郎女、生御子高木郎女、（中略）次小長谷若雀命、

日本書紀　十五　顯宗天皇　弘計天皇、更名來目稚子、大兄去來穗別天皇孫也、市邊押磐皇子子也、母曰荑媛、荑媛、此云波曳、譜第曰、市邊押磐皇子娶臣女荑媛、遂生三男二女、其一曰居夏姬、其二曰億計王、更名鳩稚子、更名大石尊、其三曰弘計王、更名來目稚子、

億計
弘計

廣國排武金日
武小廣國排盾
御生母の名に因る御名

日本書紀　十五　仁賢天皇　億計天皇、諱大脚、（中略）弘計天皇同母兄也、

古事記　下　於是二柱王子等、各相讓天下、意富祁（仁賢天皇）命讓其弟袁祁（顯宗天皇）命曰、住於針間志自牟家時、汝命不顯名者、更非臨天下之君、是旣爲汝命之功、故吾雖兄、猶汝命先治天下而、堅讓、故不得辭而、袁祁命先治天下也、

古事記傳　四十　意富祁王、（註略）袁祁王、書紀には億計尊、弘計尊とあり、億は卽意富なり、意とのみにても大の義にて、袁に對へたる例は、伊邪河宮段に意祁都比賣命、袁祁都比賣命是も姉妹の名なり、などあり、古は意と袁と、口に云音も異なりし故にかくの如し、後世に意袁一に混ぬる今世の心以て疑ふべからず、是ら別なりしほどをさとるべし、差御名義、大筒小筒か、（中略）袁祁王、此記此命段には袁祁之石巢別命とあり、

日本書紀　十七　繼體天皇　元年三月庚申朔（十四日）癸酉、納八妃、（註略）元妃尾張連草香女曰目子媛、更名色部、生二子、皆有天下、其一曰勾大兄皇子、是爲武小廣國排盾尊（宣化天皇）、

六　**日本書紀**　二十三　舒明天皇　息長足日廣額天皇、（敏達）淳中倉太珠敷天皇孫、彥人大兄皇子之子也、母曰糠手姬皇女、

田村

元年春正月癸卯朔丙午(四日)、大臣及群卿、共以天皇之璽印、獻於田村皇子、(舒明天皇)

古事記　下　此天皇(敏達)之御子等、幷十七王之中、日子人太子、娶庶妹田村王亦名糠代比賣命、生御子、坐岡本宮治天下之天皇、(舒明)

日本書紀　二十敏達天皇　四年春正月是月、立一夫人、(中略)次采女伊勢大鹿首小熊女曰菟名子夫人、生太姫皇女、更名櫻井皇女、與糠手姫皇女、更名田村皇女、

日本書紀通釋　五十五　息長足日廣額天皇　舒明天皇

息長は近江地名、(中略)又此天皇、田村皇子とも申奉れり、御母の御名、田村王とも申せりしに依れるなり、

古事記傳　四十四　田村王、此王上には寶王とあれば、此も書紀も、村字は柄の誤かとも思へど、然にはあらず、書紀にも糠手姫皇女と書紀にあれば、御母の居坐る地に、其御子も居坐るものとおぼしければなり、さて其は姓氏錄吉田連條に、奈良京田村里、續紀十八に、藤原朝臣仲麻呂田村第、また廿に田村宮、廿七に田村後宮などあるも、此地なり、とある地なるべし、

伊賀

日本書紀　二十七天智天皇　七年二月丙辰朔戊寅、(二十三日)(中略)又有伊賀采女宅子娘、生伊賀皇(弘文天皇)子、復字曰大友皇子、

扶桑略記　五天智天皇　十年辛未正月五日、以大友皇子爲太政大臣、年廿五歲、天智天皇男也、母采女伊賀宅子娘也、

御乳母の姓に因る御名　泊瀨部

七

日本書紀　二十一崇峻天皇　泊瀨部(ハツセベ)天皇、天(欽明)國排開廣庭天皇第十二子也、母曰小姉君、

古事記　下　長谷部(ハツセベ)若雀(ワカサザキ)天皇、坐倉椅柴垣宮、治天下肆歲、(泉皇)

上宮聖德法王帝說　斯貴嶋(欽明)宮治天下、阿米久爾於志波留支廣庭天皇、(中略)又娶支多斯比賣同母弟乎阿尼命、生兒倉橋宮治天下長谷部天皇、(翟王伯叔也、)

古事記傳　四十四　長谷部若雀命、(註略)長谷部は御乳母の姓なり、長谷部君上に見ゆ、(傳二十二)又姓氏錄に長谷部造もあり、若雀は武烈天皇の大御名、小長谷若雀命とあまり同じさまなるは、彼御名と紛へて誤傳へたるにやあらむ、書紀にはたゞ泊瀨部皇子とあるぞ正しかるべき、彼御卷にも、泊瀨部天皇とありて、凡て若雀と申す御名は見えず、

日本書紀　二十三舒明天皇　二年春正月丁卯朔戊寅、(十二日)立寶皇(皇極天皇)女爲皇后、后生二男一女、一曰

葛城

葛城(カツラギ)皇子、近江(天智)大津宮御字天皇、

日本書紀通釋　五十五　葛城皇子、天智天皇に坐す、葛城は御乳母の姓なるべし、

大海

日本書紀　二十三　舒明天皇　二年春正月丁卯朔戊寅(十二日)、立寶皇女爲皇后、后生二男一女、(中略)

三曰大海(オホアマ)皇子、淨(天武)御原宮御宇天皇、

日本書紀通釋　六十三　天淳中原瀛眞人天皇　上　天武天皇

御名義、美稱なることはもとよりなれど、細かにわきていはゞ、此天皇御幼名大海人皇子と申しゝは、御乳母の姓に據れるなることは、天皇崩御の時に、是日肇進奠卽誄之、第一大海宿禰蒭蒲誄壬生事、とあるにて知られたり、さて後には、瀛眞人皇子とも申し奉りしものなるべし、これ大海人に緣ある御名也、持統紀三年の下に、此御名見えたるを以、しかいふなり、かくて天皇御卽位の後に、其御名の上に冠らせ奉りて、天淳名原とは稱奉りしなるべし、瀛は卽海原の瀛なるが故に、天之海原と冠らせて、淳名原、海原、同義なるべきよしは、信友もしか云れたり、稱へまつりしなり、御母皇極天皇、御名寶皇女と申しゝを、卽位後に天豐財と申し、御兄天智天皇、御名開と申しゝを、卽位後に天命と冠らせ奉りしに同じ、さて此天皇の宮號を、淨御原と稱すも、亦淨海原の義なる、みな其御幼名大海人と申しゝによれるなり、信友は、生坐時、海人の祥瑞に由れるならんと云れたれど、なほ御乳母の姓なるべし、

日本書紀　二十七　天智天皇　七年二月丙辰朔戊寅(十三日)、(中略)納四嬪、(中略)次有遠智娘弟、曰

阿陪

姪娘、生御名部皇女與阿陪(アベ)(元明天皇)皇女、及有天下、居于藤原宮、

續日本紀　四　元明天皇　日本根子天津御代豐國成姫天皇、小名阿閇(アヘ)(元明天皇)皇女、天命(天智)開別天皇之第四皇女也、母曰宗我嬪、蘇我山田石川麻呂大臣之女也、

日本書紀通釋　六十一　阿陪皇女、(中略)地名か、はた乳母の姓によれる御名か、これ元明天皇にまず、さて此の陪は閇に作るべし、天武紀、續紀、みな阿閇とあり、阿陪阿閇同音なれども、清濁ありて自ら別なり、孝謙天皇の御名、阿倍と申すにて知べし、

日本書紀　二十九　天武天皇　十一年八月己丑(二十八日)、勅爲日高皇(元正天皇)女更名新家(ニヒノヘ)皇女、之病、大赦罪以下男女并一百九十八人皆赦之、

新家

日本書紀通釋　六十七　日高皇女、後に元正天皇と申す、御名義、日高は尊稱なるべし、新家は御乳母姓に據たるか、

首

權記　長保三年五月廿四日乙未、(中略)又天平大聖武皇帝諱、前史闕而不記之、此夜又夢見皇帝御日記并往來書草諱首字也、夢中有人云、首字訓惡也、余云、首字訓善也、此外所見甚種々也、然而不詳覺、仍不記、

本朝皇胤紹運錄　聖武天皇、諱首、

聖武天皇御名考　豐浦宮に天下知食しゝ豐御食炊屋姫天皇より以降、つぎ〳〵の天皇の大御名は慥に傳はり來つる中に、たゞ諸樂宮御寓天璽國押開豐櫻彦天皇の大御名のみぞ傳はらぬが如くにはなれりける、さるは續日本紀等に正しく見えたることなければ也、愚管抄には御諱不分明とさへいへり、故今さだかに知らまほしく思ひなりて、いさゝか考へ明し奉れる說あり、（中略）さるは皇年代略記の聖武天皇の下に諱首とみえ、同書元正天皇の下の注に元明遜位、皇太子首童稚、仍先立所生女帝、また帝皇系譜（今在る印本には皇胤紹運錄と標したれど、そは後人の所爲にて、かくいふぞもとの名にはありける、）にも諱首、また如是院年代記にも諱首と見え、朝鮮國の申叔舟が其國王の命を受て、わが文明三年辛卯の年の頃撰べりし海東諸國記の天皇代序の中にも、聖武天皇、文武太子名首と載たり、上件に擧たる書どもを相證し考ふれば、まことに慥によく知られたり、（中略）天平廿一年紀四月甲午朔（聖武天皇）の詔詞に、三國眞人、石川朝臣、鴨朝臣、伊勢大鹿首部波可治賜人止自且奈母簡賜比治賜天、とある伊勢大鹿首（詔詞に大鹿首部とある部の字、印本には小書にしたれど、さてはきこえざれば、今は古寫本によれり、さて姓氏錄を考合するに、右京未定雜姓の中に大鹿首といふがみえたるにより、暫く部の字は衍字として論ふべし、）等は、ことさらに可治賜人としも詔給へるをおもへば、共にこのみかどの御乳母など仕奉し人たちにて、すなはちこの大鹿氏の骨をとりて首とはつき給へりしにぞあらむ、（こは試みにせめていへる也、よしや此大鹿の氏骨により給へることにはたがひなし、さてかくしもいへるは、首を骨と思ひさだめていへる說也、もし本のまゝに首部とあるが正しくあらば、骨にはあらで、伊勢大鹿首部といへる復姓なれば、この天皇の御名も骨により給へるにはあらで、氏によりてつき給へるものとすべし、）

續日本紀　十三聖武天皇　天平十年春正月壬午（十三日）、立阿倍内親王（孝謙天皇）、爲皇太子、

本朝皇胤紹運錄　孝謙天皇、諱阿閉、

續日本紀　十七聖武天皇　天平勝寶元年秋七月乙未（三日）、從六位上阿倍朝臣石井、正六位上山田史日女嶋、正六位下竹首乙女、並授從五位下、並天皇之乳母也、

續日本紀　三十七桓武天皇　延曆二年夏四月庚申（十四日）、勅改小殿親王名、爲安殿親王、

續日本紀　三十八桓武天皇　延曆四年十一月丁巳（二十五日）、詔立安殿親王爲皇太子、

續日本紀　三十九桓武天皇　延曆七年二月辛巳（三日）、授從五位下錦部連姉繼從五位上、無位安倍小殿朝臣堺、並從五位下、並皇太子乳母也、

續日本紀考證　十二桓武天皇紀　安倍小殿朝臣堺、（案、古時皇子生、以乳母姓爲名、平城天皇皇太子初名小殿、蓋取諸此、）

玉勝間　十三　平城天皇の御名

平城天皇の御諱、はじめには小殿と申せしを、安殿と改め給へり、そのかみ、すべて皇子

たち諸王などの御名、いづれも御乳母の姓をとれる例にて、此小殿と申せしも、續紀卅九の卷に、御乳母安倍小殿朝臣堺といふが見えたる、此姓なり、安殿も、此安字と殿字をとり給へる也、さてこそ阿傳と字音に讀奉る也、紀の國の在田郡は、もと安諦郡にて、書紀、續紀に阿提郡とも書れたるを、この天皇の御名に渉るをもて、大同元年に在田郡とは改められき、

文德實錄　一　嘉祥三年五月壬午(五月)、(中略)故老相傳、(中略)天皇(嵯峨)誕生、有乳母、姓神野、先朝之制、每皇子生、以乳母姓、爲之名焉、故以神野(カミノ)爲天皇諱、

日本紀略　嵯峨天皇　諱賀美能(カミノ)、桓武天皇第二子、平城天皇之同母弟也、

日本紀略　淳和天皇　諱大伴(オホトモ)、桓武天皇之第三子也、母曰贈皇太后藤原朝臣旅子、

皇代記　淳和天皇、諱大伴、乳母爲大伴氏被養、故曰伴云々、往昔帝名、或稱乳母姓云々、

古事記傳　二十　さて又やゝ後には、其乳母の姓を取て、御子の御名とせられし御制も有き、文德實錄に、先朝之制、每皇子生、以乳母姓、爲之名焉、故以神野、爲天皇諱、と見えたる、此は嵯峨天皇御名神野と申せるは、御乳母の姓なりしことに就て云るなり、抑此制は、何れの御世より始まりしにかあらむ、上代よりも希々には此例も有つるか、詳ならず、欽明天皇の御子たちなどよりして、姓と思はるゝ御名の多く見ゆるは、此例か、桓武平城などの御子たちの御名は、男女みな此なり、さて彼嵯峨天皇の御名の外に、乳母の姓を取られたる證の、物に見えたるは、天武天皇初大海人皇子と申せしに、その崩りましゝ時に、大海宿禰蒭蒲といひし人の、第一に誄奉りしことの見えたるは、御乳母の氏族と聞え、孝謙天皇御名阿倍と申せるに、阿倍朝臣石井といふ御乳母見え、平城天皇初御名小殿と申せるに、安倍小殿朝臣堺と云御乳母見え、桓武の皇女朝原內親王の御乳母に、朝原忌寸大刀自と云見えたる、是らなり、

類聚名物考　百十二　名字　姓氏部七　皇子の御名の事　皇子皇女の御名は、その時の乳母の姓をもて名付まうす事なり、これは、上古の事にて、後世はしからず、地名なるも有るは、是もその乳母の氏なるぞ多き、

八

古事記　中　亦天皇(垂仁)命詔其后言、凡子名必母名、何稱是子之御名、爾答白、今當火燒稻城之時而、火中所生故、其御名、宜稱本牟智和氣御子、

古事記傳　二十四　母名は波々那母都久流袁と訓べし、那母と袁とは辭なり、都久流は名くるなり、(註略)さて凡て子の名をば、其母の命しことは、書紀神代卷に、豐玉姬

云々、謂天孫曰、妾方產云々、既兒生之後、天孫就而問曰、兒名、何稱者當可乎、對曰宜號彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊とあれば、神代よりの禮なりけり、文德實錄、一に、先朝の制、皇子生坐ば、乳母の姓を取て、其御名とするよし見えたるにつきて、此の母名は、オモノナと訓て、乳母の姓を云かとも思へど然らず、乳母の姓を御名とするは、やゝ後のことゝぞ見ゆる、其由傳廿に委云り、

新撰姓氏錄　中十五　右京神別下　丹比宿禰

火明命三世孫天忍男命之後也、(中略)大鷦鷯(仁德)天皇御世、皇子瑞齒別(反正天皇)尊、誕生淡路宮之時、淡路瑞井水奉灌御湯、于時虎杖花飛入御湯瓮中、色鳴宿禰稱天神壽詞、奉號曰多治比瑞齒別命、

九　續日本後紀　一　仁明天皇　天皇諱正良、

神皇正統記　第五十四代、第三十世、仁明天皇、諱は正良、是よりさき御諱たしかなら(二字の漢字より成る御名正良)ず、多は乳母の姓などをなづくましませば、のせたてまつる、

如是院年代記　甲寅　第五十四代仁明、(中略)帝諱正良、先是御諱不正、多合乳母姓以呼之、此帝時始有二字御諱、

○清和天皇以後歷代天皇の御名に付いては歷代天皇御名諡號追號表を看よ、

一〇　江次第　十七　當代親王宣旨事

藏人頭奉仰、々上藏博士、令勘申御名字、兼日示氣色、當日仰之、

博士進勘文、江家不注年月日、

三以下、並注本文井音訓、有重紙懸紙、用檀紙、

勘申御名字事、

一某書一、某一反一也、

一同上、某一反一也、

右勘申如件、

年月日官姓名

頭以文剡奏之、

於定被用喜(嘉カ)名、

藏人頭書下宣旨、無重紙懸紙、

少員時、或有口宣例、然而猶以書爲吉歟、長曆小野大臣倂、無先例不下、

範國宣旨書於大辨、

治曆四年、院(白河)一人被下親王宣旨、內親王別紙、猶書之、男女親王可爲別紙由、內府被申、承曆實政爲頭、以博士勘文下之、不可然云々、往年、注御年、近代不然、可爲今上親王、近代不注今上字、

年月日（書部）

寛弘康和、以口宣仰下之於頭左中辨、大臣以下、著仗座、（道方依大辨不參也、）藏人頭下宣旨於大臣、（多用大臣、）

大臣用大辨下之、（可結、泰憲不結、不可然、治曆、）大辨出腋床子下史、（用大夫史、）後日成官符、（右狀必載今上親王字、）次公卿歷階下、參於弓場殿、依執柄（召カ）告可參歟、（以藏人被召、）承曆內大臣不列而退出、頗不叶時務、

列立、（西面北上、雖源氏近代必列、）

康和、大臣以下不列立、（但外家公卿二人、殿上人二人列立、尤可怪之、）

次執柄加列上、（自殿上出、）

以藏人頭被奏、（其詞、某人々候、不云々、）

人數多時、右乃大比万不千君等候不止可申歟、（皆申爲良、）返來、（持笏、）頗向御所方、顧曰、聞食ッ、不受拜之　退、（但下自殿上、於字津保柱邊、可取笏歟、）公卿拜舞了、（中略）

予依（大江匡房）擇申故敦文親王名辭退畢、

今宮、（鳥羽天皇）正家朝臣擇申、未得解由、

宗仁　尊明　後又慶仁

今上、（堀河）實綱朝臣擇申、

善仁　守成

貞仁　有成　薄時

貞尊不宜由、公卿等申之、能長、資綱等、

陽成院　華山院　三條院云々、並貞字、

故院（後三條）仰曰、還可爲例、明衡曰、帝王三人被用貞字、可謂無耻辱、

三後三條院　後冷泉院、（義忠朝臣擇申、）

親仁　尊仁　能成

二後朱雀院　後一條院、（匡衡朝臣擇申、）

敦成　敦良　敦人

三條院

一、一條院、齊光卿擇申、

一、華山院、同上、或說、輔正云々、

一、圓融院、維時擇申、
一、冷泉院、在衡卿擇申、
維時擇申故慶賴親(衍カ)王名、仍在衡卿擇申由、見九條記、
一、村上、
一、朱雀院等可尊之、
寬(廿一)平

權大納言藤原朝臣公實
左中辨源朝臣重資傳宣、右大臣宣、奉勅、件人宜爲今上(編河)親王別當也、
左大史紀盛言奉
康和五年二月九日
奉字可忌由、見延木記、臣下無擇、
臨字可忌由、見天曆記、涉哀臨義、
太政官符、中務(各別作)、式部、民部、大藏、宮內省、無品崇尊(象)親王、歲二、
右今(醍醐)上親王所定如件、省宜承知、依例行之、符到奉行、已上召仰、
參議左大辨從四位上兼行讚岐權守紀朝臣、左大史正六位上御船宿禰有方、

延喜四年二月十日
去年十一月四日丙寅、誕生、于今七十箇日、
太政官符中務省、式部、民部、大藏、宮內等同、
無品宗仁(鳥羽天皇)親王
右今上親王所定如件、省宜承知、依例行之、符到奉行、
修理左宮城使正四位上左中辨兼行越前權守源朝臣重資
正六位上行左大史紀朝臣盛言
康和五年六月九日
去正月十六日丙申、誕生、于今百一日、
二字不偏諱、孔子之徵言在、其右不言徵、
及唐偏諱、世代、民人、依避太宗諱也、
宗仁
可爲今上親王
康和五年六月九日

冷泉天皇

江吏部集（中人倫部）　昔祖父江中納言、延喜聖（醍醐天皇）代、奉付兩皇子之名、朱雀院（天皇）、天曆聖（村上）代、奉付兩皇子之名、冷泉院（天皇）、圓融院（天皇）、叔父左大丞、奉付當今（一條天皇）之名、江家代々之功大也、匡衡承家風、寛弘五年十月、奉付若宮之名、寛弘六年十二月、奉付今君之名、聊著遺華、貽來葉、夫用其言不廢其人、聖主賢臣之本意也、

延喜以來皇子號、江家代々獻嘉名、漢皇中子風標秀、唐帝三郎日角明、愚息前年爲侍讀、老儒今日祝長生、若依延喜與天曆、父子此春欲發榮、

御產部類記（二利三十五）　伏見宮御記錄　冷泉院　九條殿記　天曆四年七月十一日、召御前仰云、先下爲親王宣旨之後、可行此事（立坊）、召茂樹令擇申吉日者、又名字以參議維時朝臣令擇、而未勘申、加之延喜後皇太子名字、彼時維時朝臣、爲侍中勘申也云々、雖事非可然、非無所憚、仰中納言在衡卿、令擇申其字者、卽向陣頭、傳仰件卿了、

十四日、依先日仰云、召（目カ）茂樹宿禰、令擇申可奉授皇太子御名之日時、十五六日午剋是吉也、依有所勞、加封字、送藏人頭有相朝臣許、令奏聞云々、

十五日、辰剋按察中納言來授勘文、依召參內、仰云、藤原朝臣所勘之廣業憲平是宜、就中憲平有便稱謂、又云、欲引勘字書唐韻等、午剋已過歟、答云、重服之人不可承行件事、大納言藤

後冷泉天皇
後三條天皇
鳥羽天皇

原朝臣奉行宜歟、罷出之後、爲令引例、念佛事參內（向カ）法性寺、亥剋伊尹告送云、以憲平字撰定了、卽件剋大納言顯忠卿蒙宣旨、召仰所司、其後率氏大夫等、參進弓場殿、令左近中將良岑義方朝臣奏慶由、此大納言之外、藤氏公卿不參、仍大納言一人、及殿上氏大夫、幷左少辨雅重等相從云々、

範國記　長元九年十二月廿二日、次被下一二宮親王宣旨、書加懸紙、或人云、親仁一宮、尊仁二宮、義忠勘申之、（後冷泉天皇）（後三條天皇）

本朝世紀　康和五年六月九日丙辰、（中略）入夜、右大臣以下諸卿參仗座、被下第一皇子親王宣旨、宗臣撰申云々、權大納言公實、爲勅別當、大臣以下、被奏慶賀後、權大納言家忠卿以下、被參院、被定新宮所、々別當以下、在記、

藏人散位大江廣房、文章生、　從五位下高階雅章　藏人右近將監

宗仁親王

左中辨源朝臣重資傳宣、右大臣宣、奉　勅、宜爲今上親王、

康和五年六月九日　右大史紀盛言奉

太政官符　式部、民部、大藏、宮內省等、

宗仁親王

右今上親王所定如件、省宜承知、依例行之、符到奉行、

修理左宮城使正四位上行左中辨兼越(行脫カ)前權守源朝臣　　左大史正六位上紀朝臣

同年同月同日

件御名、式部大輔正家朝臣撰進、

中右記　元永二年六月十四日、大學頭敦光朝臣來談云、若宮御名可撰申由、依有院(白河)宣所撰申也、件勘文內々所見合也、顯仁爲仁此字也、予(藤原宗忠)披見云、顯仁ハ反音欣音也、頗勝也、明後日可奏覽院由所談也、此上皇御名、親父故明衡朝臣所撰申也、仍思吉例自然相叶之由、敦光所談也、尤可然歟、

十六日辛卯、巳時許參院、候北面之間、大學頭敦光朝臣進若宮御名勘文、頭辨奏聞、則以辨被仰下、親王宣旨來十九日也、件日此名之字、雖一日可被沙汰、當日時刻推遷也、仍兼日可一定也、此勘文、心閑見定可申者、披見之處、顯仁爲仁也、爲ハ平聲成也、此二字之中顯仁勝也、就中反音欣也、仍顯仁勝之由奏了、頭中將又爲御使參左府了、後聞、左府顯仁宜之由被申云々、已叶愚案也、午後參一條殿退出了、

十九日甲午、今日若宮親王宣旨可被下也、依有外記催、申刻參內、(藤原忠實)御殿下衣、直令候殿上給、先見參、被仰云、日者雖有小所勞、依召今朝參院、今日之事被仰合也、則參內也、申刻左大臣被參仗座、(年八十五、令置膝突)、右大將以下大納言五人、中納言六人、參議六人、出仕之人皆參、右內大臣不被參、左衛門督能實、參議師賴、俊忠、件三人本自不出仕、仍不參也、

藏人頭右大辨顯隆朝臣就膝突、下給宮御名之文、(書白紙)可爲親王之由仰下、召參議左大辨長忠朝臣下給、(長忠本在參議座下程、依召更着沓、登參議座上程、揖進寄大臣座前給之、結申歟、不可然也、)出床子座、下大夫史祐俊、頭辨就膝突仰云、權大納言藤原朝臣可爲親王勅別當、(民部卿中宮大夫宗通卿也、)又召左大辨長忠、被仰下此旨、則於床子座、仰下大夫史、民部卿、(宗通卿、)新大納言、(仲定卿、)新中納言、(實隆、)參議左近中將、(通季、中宮權大夫、)參議右兵衛督(實行、已上人々依有別仰也、)起座、出自軒廊東二間渡階下、(欲經南殿後、予密々示民部卿云、南殿後雨儀也、猶可經階下也、)無名門前列立廊內、(西上北面云々、件列猶西面北上、可列射庭也、)令頭中將宗輔朝臣奏慶由拜舞云々、民部卿獨又申別當慶由拜舞云々、此間左大臣被歸里亭、右大將以下被參若宮御所中宮御方、(三條烏丸亭、東院御所、西若宮御方、寢殿中宮御所、)諸卿着西對代廊南庇座、敷疊不居褥、殿下又令參院給、民部卿被參於西中門下、勅別當慶之由、以伊與守長實朝臣令奏院拜舞、於中門可被申歟、院御東之

近衛天皇
後白河天皇

故也、次於同中門、又以宮權亮實能啓慶於中宮、二拜了、加着公卿座、則有召被參院御所、（院寢殿南面也、長實朝臣召之、）則歸着本座、召長實朝臣被仰下云、長實朝臣、（伊守、）與基隆朝臣、（播磨守、）家保朝臣、（丹波守、）顯隆朝臣、（藏人頭、右大辨、宮亮、）顯賴朝臣、（右衛門權佐、丹波守、宮大進、）可爲政所別當、以左兵衛尉平忠政可爲御監、又召伊通朝臣仰云、伊通朝臣、（權中辨、）忠宗朝臣、（左少將、）實能朝臣、（左少將、宮權亮、）可爲藏人所別當者、藏人二人、（爲隆朝臣子、家保朝臣子、）侍者藤兼隆、（中宮六位進也、）件人々皆啓慶云々、秉燭以前、諸卿退出了、

十三代要略　二崇德天皇

保延五年七月十六日、被下若宮親王宣旨、體仁、

中右記

大治二年十一月十四日庚子、（中略）午時許參內、是第四皇子可被下親王宣旨也、未時、內大臣、藤大納言、民部卿、按察使、皇后宮權大夫、右大臣參仕、頭中將忠宗書親王御名、（書檀紙一枚只二字、雅仁、）右大臣披見、頭中將仰云、可爲親王、大臣召左中辨實光、下給御名、可爲親王、左中辨於床子下大夫史、次頭中辨（將カ）又來仰云、按察使顯隆藤原朝臣可爲親王勅別當、藤大納言經實、民部卿忠教、按察使顯隆、進弓場殿申慶賀、兩大納言（依院（白河）仰也、今日故公實大納言遠忌也、仍外戚人々不出仕也、）右大臣以下參女院御所三條殿西面、於對西南庇、大臣以下參仕、按察於西中門下、以左少辨實親申慶拜舞、依召參寢殿南面、被仰下家司職事、藏人、侍者、御監等、按察今度書之、又奏覽仰下、先々口宣也、其後退出、秉燭以前歸家、

二條天皇
高倉天皇
安德天皇

兵範記

久壽二年九月廿三日丁卯、立太子事、

今上（後白河）一宮守仁親王、（件御名字、式部大輔永範朝臣擇申之、）

（義書）式部大輔永範朝臣撰申御名字等、

章仁、難曰、其讀同新院（崇德）御名、顯、可有憚、又商人有憚云々、

爲仁、新院御名撰進之時、故敦光朝臣申云々、有難不被用、

泰仁、漢家有難、

次又撰申、

守仁、

以仁、難曰、詞字無例云々、

一代要記　已後白河天皇　皇子（中略）

憲仁（永暦二）十五日爲親王、（應保元年九月三日誕生、永萬元年十二月二日、年五歲、御名字、資長卿撰申之、）

玉葉

治承二年十二月八日丁酉、此日若宮親王宣旨也、依例催人々參入之由、昨日基親示之、（中略）傳聞、秉燭左大臣已下參陣、頭中將定能朝臣、下御名字文、（言仁云々、藤中納言資長卿撰申之、）知仁、（言仁云々、）而被用言仁歟、左大臣結申之、次被下藏人右少辨光雅、（光雅結申之、）（中略）

今日資長卿注送御名字勘草、書檀紙一枚、無禮紙裏帋、其奏覽、本續檀紙也、無裏紙有禮紙云々、

勘申

御名字事

知仁

東宮切韻曰、陸法言云、知猪移反、爾雅曰、知匹也、又云、仁如隣反、禮記曰、上下相親謂之仁、周易曰、聖人之大寶曰位、何以守位、曰仁、尙書曰、知人則哲、能官人、安民則惠、黎民懷之、禮記曰、序其禮樂、備其百官、如此而後君子知仁、注云、知仁禮樂所存也、

言仁

東宮切韻曰、陸法言曰、言語軒反、說也、

尙書曰、嘉言無攸伏、野無遺賢、萬邦咸寧、注曰、嘉言無所伏、言必用也、如此則在位天下安也、

右勘申如件、

治承二年十二月八日　　權中納言藤原朝臣資長

十日己亥、(中略)資長卿注送云、一昨日依御名字事、參中宮、有御幸、公卿侍臣濟々、源大納言褰御車簾、入御之後、經房朝臣召仰御名字事、卽進勘文、入筥、(後白河)奏法皇、經房朝臣歸出、召光雅下給、可奏聞者、其後事不見給、退出了、御名字聊議定、臨其期被用言字候云々、(中略)

一昨日儀、最勝光院御念佛了、法皇幸六波羅、其後資長卿、奏御名字勘文、續檀紙二枚書之、無裏紙有禮紙、經房傳奏之、御覽了、以光雅被進內裏、此間定能參內、昏黑、左大臣、藤大納言、實國、中御門中納言、宗家、花山院中納言、兼雅、中宮大夫、時忠、別當、忠親、右兵衞督、賴盛、平宰相、教盛、左宰相中將、實家、六角宰相、家通、右宰相中將、實守、三位中將知盛、等參入、關白(藤原基房)同祇候、宣下之事可爲奉行、職事光雅所役之由、豫存之、而忽關白命云、定能可宣下者、卽書御名字、定能書之、檀紙屋紙之間、聊有議定、遂自御所下給書樣、檀紙書之、無裏紙禮紙等、

言仁

可爲親王

治承二年十二月八日

可有今上字哉否、取關白處分之處、不可書者、仍不書之、書了、關白取之被披見、返給之後、向陣就膝突、下左相府、々々被結申、定能仰云、可爲親王、卽退歸、大臣召藏人右少辨光雅、被下之、(中略)

抑御名字事、前夜被問前太(平清盛)相國、左府等、前太相申言仁宜之由、左府申可爲知仁之由、於言(國股カ)

順德天皇

仁者、不可然之由、其(具カ)被申云々、仍以知言兩字、可載勘文之由、內々仰藤中納言云々、豫內々尋聞食件字等、被問人々云々、當日於內裏、關白被仰合賴業眞人、賴業申云、言仁反頗勝、於文前者無勝劣云々、關白被仰可用知仁之由、而賴業重申云、知字者、知ハ疋也ト云釋アリ、又屬ト云訓アリ、又世俗共人ト申事に混合歟、言字無此難之上、其訓我云々、其意渡朕之儀、仍可被用言仁云々、仍被用言仁了云々、又親王下書、康和載今上字之由、有所見、仍雖申關白、不可然之由被示云々、

猪隈關白記　正治元年十二月十六日甲戌、此日若宮二人被下親王宣旨、依催(藤原家實)余午時著束帶參內、蒔繪劔、紺地平緒、無文帶、檳榔毛車、隨身褐衣、壺胡籙如常、前駈六人許也、殿上人一兩在共、于時無人、仍參朝餉、不經幾程、左大臣參陣、仍余著陣、左丞相召官人令置軾、左宰相中將兼宗、左大辨宗隆等、祗候此座、壇之內大臣、權大納言泰通、別當宗賴參入、其後頭右大辨資實朝臣就膝突、下御名於左大臣、書檀紙一枚、長仁、守成、件御名、式部大輔光範卿所擇申也、無懸紙裏紙等、不加封、不書年號歟、左丞相取之置前、職事座定後、左大臣取之披見、廻披見也、了後、資實以守成長仁可爲親王之由仰之、了退歸、次左府被目左大辨、此間左宰相中將起座、左大辨依位階下藹在宰相座奥方揖、著沓又揖、移著端方揖、脫沓著座揖、是恒例作法也、又候大臣氣色、左府被目、左大辨不揖起座、進就大臣前深揖候、左大臣、以御名小

仲恭天皇

四條天皇

後深草天皇

披見下給、宗隆取之、不結申、不披見、取副笏、不揖還著座、揖了則起座、著沓揖、出自宣仁門代、於床子座下史歟、其儀不見及、次宗隆還著座、次資實又就軾、仰下勅別當事、其詞可尋記、次左府如初召大辨仰下之、大辨又如初作法仰下史、

仁和寺日次記　建保六年十一月廿一日己丑、今(順德)上皇子懐成、爲親王、御名右中辨家宣朝臣擇申之、

民經記　寛喜三年四月十一日丁卯、今日若宮親王宣下并祭除目云々、午刻(頭亮資賴朝臣奉行也、)許參內、殿下令候臺盤所給、(中略)抑今日祭除目延引云々、親王宣旨事沙汰之間、可指合之故云々、(中略)抑若宮御名字事、少々被問公卿云々、藤中納言殿同有勅問、大藏卿爲長卿勘申之、瑞仁、秀仁、此兩字云々、藤中納言殿可爲秀仁之由令計申給、如此沙汰之間及晩頭、窮屈無術、雖不祗候、依不可事闕、所逐電退出也、勅別當中納言中將殿可被補給云々、今日事頭亮奉行也、其後秉燭以後諸卿著陣、右大臣殿、右大將實氏卿、大炊御門大納言家嗣卿、九條中納言高實卿、左大辨家光卿、右大辨範輔卿等云々、次藏人頭資賴朝臣、奉下御名字於右府、立紙書之、秀仁也、右府披見給、資賴朝臣仰々詞、(不開、但可爲親王之由歟、)退去、次召右中辨爲經朝臣被宣下、

百錬抄　(十五後嵯峨院)　寛元元年六月廿八日、今日、今宮親王宣旨也、御名字久仁、式部大輔爲長卿撰申、

亀山天皇
後宇多天皇

百錬抄　十六　後深草院　建長元年八月十四日壬子、今宮親王恒仁、宣下也、

吉續記　文永五年六月廿五日、（中略）今夜若宮（内裏一宮）、立親王也、藏人佐奉行、御名字、式部權大輔在章兼日奉勅撰進、景仁、以明、此兩字云々、有所存撰進景字、尤可被用之由存知、上皇邦字、今上恒字、景帝繼體之主、尤可爲吉之由、在匡朝臣同申入、景字事、誠勘者有所存之由申、可被用之處、爲諡號之字、尤可被憚歟、以字不可然、寛元爲長卿、世仁字擇申、世字可宜之由、以親朝自仙洞被申（亀山天皇）禁裏、諡號事、花山院大納言就難申出來歟、所詮可在御計之由被申、諡號字、誠被憚哉否、世字事、委可有沙汰歟之由、被申御返事、景字諡號事、所存如何、世字無其難歟之由、内々被尋在匡朝臣、予（吉田經長）以狀内々仰遣此趣、諡號之由不載勘文沙汰之樣迷惑、云諡、云諱、於一字者不憚、二字相連之時憚之、如光武之類、明字豈稱明帝之諡號可憚哉、文武成康等字者、周王之諡號也、各用一字之時不憚來、如此例不能勝計、不載勘文之事、及此沙汰之上者、非諡號之字、萬一候歟、周公作諡法之後、及宋朝諡號字難避得、世仁事、寛元爲長卿撰申、建長經範卿又撰申、其時狂難業平朝臣和歌、名人通達之沙汰候歟、凡抑於世字者、縱雖有巨難、爭可被棄候哉、但最密事ハ、秦始皇以小子胡亥稱二世、次第可及萬世之由、邪慮之祝言、遂以無益歟、殊可有憚樣候如何之由申之、予内々奏此趣、于時入夜、諸卿

後伏見天皇
後二條天皇

已下參集、重以御書被申仙洞、御返事遲々之間、已及深更、猶可爲世字、此難等强不可然歟云々、被閣勘者、被用舊勘文、先例如何、俊國朝臣ニモ、可然字可撰進之由、内々被仰云々、兩三雖撰申、無可然字之間、不被用云々、右大臣着仗座、端座、諸卿（花山院大納言、二條大納言、納言、堀川宰相、源宰相、左大辨宰相、新宰相中將等也、）着座、右大臣召官人、令敷軾、藏人佐親朝參進軾、進御名字勘文、高檀紙書之、於鬼間兼書之懷中之、上卿披覽之、次左大辨起座、被下勘文、勅別當可爲皇后宮大夫之由、親朝仰上卿、次右大臣已下起座、列立弓場（西上北面、）一列也、關白殿兼令着殿上給、下自小板敷、令列給、頭中將申次、出無名門、不帶劍笏、人々爲奇、有所存歟、可尋、次歸出、仰聞食之由、聊氣色、爲貫首之身、殿下申次之時、可家禮歟如何、可尋、次有親族拜、兩段再拜、次人々退出、皇后宮大夫申慶賀、頭中將申次之間、皇后宮御方申慶、藏人佐申次之、殿下令參仙洞給、家司職事參仙洞申慶云々、景字事、成明雖爲漢帝御諱、不憚、是も雖可然、文景在人口、就中影之字、人ニ讀連之、惡く聞之由、葉室内々被示送、

勘仲記　正應元年八月十日癸亥、入夜先參院、次參内、今上（伏見）一宮（一歳、御名字胤仁、茂範卿擇申之、御母儀中納言局、經氏卿息女云々、）有立親王宣下、

續史愚抄　七　後宇多院下　弘安九年十月廿五日戊午、皇子（御年二、後二條院也、母二條局藤原朝臣基子、春宮權大夫具守女、）御名字邦治（クニハル、式部大輔茂範擇之、）有立親王宣下、勅別當春宮權大夫具守、奉行藏人治部少輔兼

後醍醐天皇

後土御門天皇

後柏原天皇

仲、於本所家司職事、歷代宸要、皇年私記、紹運錄、一代要記、大臣名、拾芥抄、兼仲卿記、前、

實躬卿記　正安（乾元元）四年六月十六日己卯、抑今夜內裏一宮、院二宮（後二條天皇）（花園天皇）（後醍醐天皇）（後宇多）有立親王事、（中略）參陣公卿、春宮大夫通重、（中略）云々、（中略）院二宮、御名字尊治、勅別當萬里小路中納言師重、

宗賢卿記　長祿元年十二月十九日、（中略）今夜有親王宣下、當今皇子、（後花園）御名字成仁、（ナリヒト）嘗大納言勸進之、輕服中也、如何々々、上卿今出川大納言教季卿、則爲別當、勅位次按察中納言、山科中納言顯言、嘗宰相權長、藤宰相資世、職事頭中將教國朝臣、奉行右中辨宣胤、左大史長興宿禰、大外記師藤朝臣、少外記康顯、親族拜、無名門前、東上北面也、公卿一列、申次頭中將、勅別當立留、又拜舞、申次同前、

親長卿記　文明十二年十二月八日、親王宣下、依御名字勘進遲々、延引可爲十三日云々、

十二日、依若宮御名字事、方々尋之、勅問、巨細在別、

十三日、御名字猶未定、令治定者可進勘文之由、

嘗中納言在治、（示之イ）依申、重勅問、及晚頭御返事到來、勸修寺大納言申送云、歡樂餘醉云々之間、直可奏聞云々、予持參、昨日御申詞、今日重申詞等持參、昨日只御名字許被注料紙各申了、各々寫之各進了、今案、依急事如此沙汰了、今案也、後度注引文、申詞必昨日之由各被申之、勅問人數、

後奈良天皇

（二條良基）禪閤、御輕服、勝仁、（太）大閤、御輕服、英仁、（二條持通）九條前關白政基、貞高、英仁、關白政家、（近衛）勝仁、西園寺前內大臣實遠、良仁、

勝仁小人之俗難有之、不謂之由、禪閤被申、兩三人擧奏之間、可爲勝仁云々、

仰官宣旨用意并勘者了、

抑御名字事、奉行職事可仰勘者歟之由存之處、傳奏直申之處、臨勅問之期、申奉行之條、不得其意、可給御教書之由、嘗中納言在治、申之、（中略）

元長自御所申出高檀紙、書御名字、勝仁、二字許也、又家司名字自傳奏可書給之處、今日依沈醉、無正體之間不參云々、仍元長同書之、

後法成寺尙通公記　永正九年二月十六日壬辰、頭辨伊長朝臣來、有勅問之事、若宮御名字事也、嘗中納言勘進之也、加思案可申入由令返答、勸一盞、

御名字事

知仁（トモヒト）

廣韻曰、知陟離切、覺也、欲也、

禮記曰、序其禮樂、備其百官、如此而后君子知仁、注曰、知仁知禮樂所居也、又中庸篇曰、舜其大知也與、好問而好察邇言、

廣韻曰、仁如鄰切、仁賢、

禮記曰、仁者右也、道者左也、仁者人也、道者義也、

恭（ウヤ）仁字哉也、

廣韻曰、恭九容切、恭敬也、

毛詩曰、賓之初筵、溫溫其恭、

禮記曰、中庸篇君子篤恭、天下平、

齊（タヒ）仁多太也、

玉篇曰、齊在奚切、美貌、

毛詩曰、人之齊聖、注曰齊正、

禮記曰、中庸篇、齊明盛服非禮、不動所以修身也、

誠（サネ）仁佐禰也、

玉篇曰、誠時征切、實也、信也、

韻會曰、伊川程氏曰、無妄之謂誠、

禮記曰、中庸篇、誠者天之道也、誠之者人之道也、

正明（マサアキラ）

禮部韻曰、正之盛切、中正、正者無邪也、君也、長也、定也、平也、正直曰正、又當也、

毛詩注曰、關雎篇、君臣敬則朝廷正、朝廷正則王化成、

禮記曰、官職相序、君臣相正、國之肥也、

廣韻曰、明武兵切、光也、照也、通也、

毛詩曰、明明上天、照臨下土、

禮記曰、君者所明也、非明人者也、注曰、明猶尊、

權中納言兼大藏卿菅原和長

十八日甲午、（中略）若宮御名字申詞、以俊永遣甘露寺、申詞如此、

御名字勘進內、可被用何字哉事、

知字龜山院皇子（知仁親王）御名字也、既非吉例、何被用同字耶、

恭齊兩字、其訓頗可有俗難、殊齊字反音神也、禮部韻曰、神靈妙不測云々、最有憚者乎、

明字、聖代及度々、爭被弃置之、但近代不避仁字之上者、用捨巨計申焉、

誠字、後三條院皇子、御名字實仁也、雖爲同訓、可被宥用哉、禮記曰、禮不諱嫌名者、其謂之

歟、仍對實字不可諱、誠字則禹與雨之類也、此外强而被採用者、雖存子細、可爲恭字歟、猶宜在聖斷矣、

三月十四日己未、（中略）從禁裏（後柏原天皇）以頭辨伊長朝臣、御名字重勘進內、可計申由被仰出之間、從是可申入之由、令對面令返答、

勘文

御名字事

持仁（ヂニ）

玉篇曰、持直之切、握也、

孝經曰、道者扶持萬物、

定仁（サダヒト）耶須也、

廣韻曰、定徒徑切、安也、

禮部韻曰、定安也、

毛詩曰、共武之服、以定王國、箋曰、文安也、

登仁（ヒト）毛呂也、

廣韻曰、登都滕切、成也、衆也、

禮部韻曰、登衆也、熟也、

禮記曰、農乃登穀、天子嘗新、

十八日癸亥、（中略）

申詞遣伊長朝臣許、使俊永也、

御名字重勘上內、可爲何字哉事、

持字、高倉宮御名字以仁也、其訓既相通、可謂不快、何被撰用哉、

定字、是又其訓通康仁太子諱之間、可有其憚之由存之、

登字奉稱一人之處、其訓頗有俗難、三字共叵計申、猶可撰申之由、可被仰下耶、管見所窺、定有魚魯迷哉、宜在時誼矣、

四月九日癸未、基規朝臣來云、昨日午刻宣下、上卿大炊御門大納言、辨伊長朝臣、家司言綱朝臣、職事基規朝臣云々、此旨大炊御門大納言相催云々、

御名字知仁云々、內々以元長卿、一條前關白（冬良）江御談合云々、彼前關白內々被擧申候歟、古

權中納言兼大藏卿菅原和長

來俗難、殊以龜山院皇子不及讓位、頗可謂不快歟、不足言々々、

元長卿記　永正九年二月十三日、(中略)入夜、大藏卿持來御名字勘文、勸一盞、十四日、御名字勘文進上、此內二除之、勘文可改進由仰也、就便路、持向大藏卿宿所、十六日、御名字勅問、一條前關白、近衞前關白(尙通)、可爲三ヶ所由仰也、仍伊長朝臣、桃花坊幷陽明等持參、

廿一日、(中略)宮御方御名字、桃花坊、陽明、執柄等御申詞、予持參令奏聞畢、三月十日、依召參內、宮御方御名字、重而可勘進由、可申由仰也、十三日、御名字勘進之御所如已前、攝家三ヶ所可有勅問云々、十四日、桃花坊、陽明等御名字可持參由、申付頭辨了、四月三日、御名字勘文之內、可然御字無之間、可被用知字哉事、參桃花坊可申入由、昨日仰之間參上、知字可然由被申、(中略)歸路、又詣大典侍局、桃花坊御返事申入、八日、今日親王宣下也、(中略)午下刻參內、爲見物也、(中略)上卿仍先著陣、官藏人方吉書有之、如例、次更被著奧座、先之仰藏人申出御硯、高檀紙、於鬼間書御名字、タテカミ、知仁

正親町天皇

後陽成天皇

柳原家記錄　十五親王宣下部類記　公條公記　本云業賢

方仁親王(正親町院ミヤ)　宣下　天文二年

右禪閤(公條公)御記云、十二月九日丁丑、今日今上(後奈良)第一宮親王宣下也、(中略)秉燭之後參內、(中略)予從高遣戶堂上、兩局未參、移時刻了、此間兼秀於鬼間書御名字、幷家司職事交名云々、(中略)予下殿着陣、奧輕服以後着陣也、叔父、移着端座、惟房下吉書、召留之、可下之處、惟房轉任權左中辨之後、未奏慶、仍用他辨、予披見之、惟房退入、予以官人召右中辨、光康也、光康來軾、予下吉書了、次兼秀下親王御名字、予結申之、兼秀仰々詞、詞云、親王ヨ、セ、兼秀退入、次召右中辨、々々々來、予聊披見之下之、光康結申、予仰云、親王ヨ、セ、光康退入、次兼秀來仰云、權大納言藤原朝臣公、親王家ノ勅別當タルヘシ、予微唯、兼秀退入、予又召右中辨、々々々來、予仰云、其詞如職事仰詞、次兼秀來仰云、無品邦輔親王、式部卿ニ任スヘシ、無品ノ字不可有之歟、無品式部卿ニ任スヘキ事、不打任歟、予微唯、兼秀退入、予召大外記業賢、來、予仰云、邦輔親王式部卿ニ任スヘシ、業賢稱唯退入、予起座、(中略)今日六位藏人不候、奇怪也、頭辨於自淸涼殿方、女中可被置之由、頭辨命之、可然之由申了、御名字被方仁、方之字、美治之訓付之進上、始カタノ訓付之、予申云、論語可謂仁之方而已、注孔安國曰、方通也、仍此旨命菅中納言、仍被用之者也、

京都御所東山御文庫記錄　甲六十七　親王宣下部類其他

勘申

御名字事

好仁　廣韻曰、好呼皓切、善也、美也、

漢書曰、文王好仁則仁興、

廣韻曰、仁如鄰切、釋名曰、

仁忍也、

元仁

廣韻曰、元愚袁切、大也、姑也、

長也、氣也、

周易曰、元者善之長、謂天

之元德始生萬物、

和仁

廣韻曰、和戶戈切、順也、諧也、

不堅不柔也、

唐紀曰、叡哲溫文、寬和仁

惠、

尙書曰、庶政惟和、萬國咸

寧、

右勘申如件、

天正十四年九月十二日　　正三位行權中納言兼式部大輔菅原盛長

時慶卿記

一、親王宣下ノ事、（慶長五年春卷首）政仁（御讀、五讀、）讀コト、後ニ被改、同家司々等ノ義、

慶長五年十二月廿一日、若宮御方ヘ御樽兩種二荷、親王宣下ノ御祝也、未申兩刻間ニ關（九條兼孝）

白著陣、親王宣下ノ時ハ、主上（後陽成）紫宸殿ノ庇ヘ出御ニテ垂簾テ御覽、俄ニ御殿ノ某、六條兩

人シテ取置、餘ノ奉行ハ今日役人ニテ不成、今朝御修法結願ニテ受取也、（中略）其後親

王宣下、同關白上卿奉行同參陣、同大內記位記、金ヲ給人等ニモ嚴重ノ祿ヲ給ト、諱政仁

親王、御歲五歲、（下略）

壬生家四卷之日記

慶長五年十二月廿一日辛卯、立親王宣下（并御敍品宣下、今上）

第三宮、御諱政仁、五歲、今日令敍二品給、御母女御、上卿關白左大臣、九條殿、今日先有御著陣之儀、（中略）
次被始行立親王并御敍品宣下、上卿關白左大臣、參議左大辨宰相、資勝卿、奉行職事頭左中
辨光廣朝臣、少納言爲經朝臣、參仕辨藏人右少辨資俊、中務輔（裕カ）大輔小槻孝亮、少外記小槻
定昭、史安倍盛勝、少內記中原康政等也、
勅別當勸修寺大納言、晴豐卿、
陣儀了、於小御所庭有家司拜云々、
御名字檀紙立紙也、
宣旨載今上字也、親王宣旨、於殿上附奉行職事進之、
政仁
左中辨藤原朝臣光廣傳宣、關白左大臣藤原朝臣宣、奉勅、宜爲今上親王者、
慶長五年十二月廿一日　修理東大寺大佛長官主殿頭兼左大史小槻宿禰朝芳奉
權大納言藤原朝臣晴豐

孝亮宿禰日次記　寛永六年十月廿七日戊寅、

園頭中將、立親王宣下間事被尋之、兩局出納等參彼亭、令申御返答、高仁親王宣下間事

令申之、
自勸修寺頭左中辨經廣朝臣、來廿九日親王宣下并准后宣下可有之之由有示、
廿八日己卯、（中略）
內親王宣下、准后宣下間事、令申談頭辨、
御位階無品、御諱興子（オキコ）、勅別當西三條大納言實條卿云々、准后宣下付行、御諱清子、封
戶賜三千戶云々、宣旨者、以頭辨經廣朝臣可上之由仰云々、
廿九日庚辰、
今日、內親王宣下（女二宮、中宮御腹、）也、上卿右大臣、二條殿、康通公、先御拜賀、次御着陣有之、官方吉書二通、藏人方吉書等御覽、次內
親王宣下被始行、上卿右大臣殿、奉行職事勸修寺頭左中辨經廣朝臣、參仕辨小川坊城
辨俊實、大外記師生朝臣、左大史孝亮、六位外記盛勝、史安倍亮盛、少內記中原生職、中務
大輔孝亮、
次女三宮清子內親王、准后宣下被付行、上卿以下同、
興子
左中辨藤原朝臣經廣傳宣、右大臣藤原朝臣宣、奉勅、宜爲今上（後水尾）內親王者、

後光明天皇

寛永六年十月廿九日　主殿頭兼左大史小槻宿禰孝亮奉

中宮大夫藤原朝臣實條

左中辨藤原朝臣經廣傳宣、右大臣藤原朝臣宣、奉勅、件人宜爲興子內親王家別當者、

寛永六年十月廿九日　主殿頭兼左大史小槻宿禰孝亮奉

內親王宣旨孝亮、勅書大內記、年官年爵宣旨大外記、准后封戶宣旨孝亮、以上、以頭辨經廣朝臣、內々令進御所、勅別當宣旨令持參西三條大納言亭、副使亮之從之、

卅日辛巳、

以頭辨經廣朝臣被仰出云、親王宣下之時、御名字、職事書下事、舊記有之、勅筆ニテハ不被遊之間、當今被遊之分、可進上云々、卽勅筆之分十通擇出、以頭辨令上之、

十一月六日丁亥、

自勸修寺頭辨、親王宣下御名字十通、勅筆之分者被留御所、職事書給被下之、

本源自性院記　坤　寛永十九十二十五

有親王宣下、號素鵝宮、十歲、先左大臣拜賀、申刻被參入西門、經床子座前氣色、兩局外記官務、平伏、到無名門前、申次頭辨、綬光朝臣、時右大辨、于辨立向之時、右手乍持笏、少氣色計也、辨揖退、更出揖、左大臣又氣色計也、不審、辨退舞踏了、入無名門、昇殿上着座、端、頃之起座、經上戶、於常御所御對面、御盃頂戴了、無獻、起座自高遣戶下殿、先自分之着陣、奥、次移着端座、使官人敷軾、次以官人召職事嗣長、來軾、仰吉書之事乎、嗣長退、次史持參吉書、挾杖、左大臣拔取文披見、文三通、有禮紙、一紙、禮紙之奥端之上、以左右手引、又下之奥端、以左右手引之、非普通、上下々上、又不審、不取上文、其體如內覽披見了、兩通乎、返給史、如元挾杖退、次嗣長持參、又藏人方吉書乎、左大臣披見結之、申詞任請乎、依微音不聞、披見了、如元卷了、遣職事嗣長、披見結之卷文退、次頭辨綬光持參親王諱、高檀紙一枚、紹仁ノ二字書之、上卿披見了氣色、頭辨綬光退、次以官人召辨資行、左少辨來軾下御諱、資行披見了卷之、退出宣仁門、於床子座前下史、左右方乍立遣了、史磬折乎、次頭辨來軾、仰別當事、其詞權大納言定可爲親王別當頭、退以官人召左少辨、々來、上卿仰詞如頭辨、仰史同前、次上卿召官人令撤軾、起座自高遣戶昇殿休息、此間別當參、次有親族拜、上卿自高遣戶下、進無名門前、別當在上卿之後、以藏人頭被奏、拜舞如常、左府左右左、每度胸手拜舞了、自高遣戶昇殿、別當留、進寄上卿之拜舞之處、更拜舞、先例如此、拜舞了退、次上卿自上戶着殿上座、頭辨自簀子進寄、自懷手取出小折紙授上卿、二通、家司一通、職事一通、上卿披見了懷中、頭辨退、上卿起座、次被參拜禮、先參女院、於車寄前舞踏、申次嗣孝朝臣、次被參仙洞、立中門外、申次左少辨資行、入中門向

御所方舞踏了自殿上昇參御前(後水尾上皇)御盃頂戴、昆布、アヒ、退更下庭上二拜、本所拜也、親王御殿依狹少、被用院御所、所々以屏風其所ヲカマフ、次昇殿上、親王ノ殿上、別以屏風隔テカマヘラル、着座、先召家司上首一人、綏光朝臣、下家司折帋、次職事一人召テ、下職事折帋、次家司職事入中門假立、申次家司第一如常御前、到階去一許丈、一列再拜了退、次上卿參親王御前、三獻了退出、

紹仁

御諱如此大高檀紙中央書之、文字大サ方二寸計、剋限以前、御所之硯ヲ申出、奉行之職事書之云々、裏紙禮紙共以無之、

忠利宿禰記　慶安元年七月十九日、巳刻參內、良(ナカ)仁親王宣下次第、先上卿著陣、奥職事俊廣、御名字、上卿持參、檀紙一枚三ツ折テ、中ニ良仁勅筆、次上卿著端座、次上卿召官人令敷軾、次上卿以官人召辨、保房、御名字下シ給時、辨披見ノカタな申、可爲良仁親王由仰、次辨御名字ヲ、床子座ニツキテ、大史有袖の下ヨリ大史忠利被下請取、氣色如例、(中略)

(後水尾)仙洞御子秀宮、十二才、御母みくしけ殿、櫛笥子也、高松殿好仁親王御跡也、良(ナカ)仁親王宣下也、

此良仁親王御名字者、御室仁和寺宮の御なも、覺海親王、俗名良仁、如何可有哉、俊廣なとへ語申處、不及沙汰、無是非義也、

宣順卿記　(寛治元)明暦四年正月廿八日、今日識(サト)仁親王宣下、巳刻、同敍品宣下被付行、

親王宣下並御名字敍品宣下

勘申

御名字事

識仁

韻會曰、識設職切、說文常也、一曰、知也、

論語曰、子貢曰、文武之道未墜於地、在人賢者識其大者、不賢者識其小者、莫不有文武之道焉、

後漢書曰、先公道而後身名、可謂懷王臣之節、識所任體矣、遂累葉載德、繼踵宰相、信哉、積善之家、必有餘慶、

照仁

韻會曰、照之笑切、說文曰、明也、增韻、明所燭也、又日曰照、

文選曰、宣二祖之重光、襲四宗之緝熙、神靈日照、光被六合、仁風翔于海表、

致仁

東山天皇

韻會曰、致陟利切、音與寘同、說文曰、致送詣也、廣韻曰、至也、
後漢書曰、方今大漢、收功於道德之林、致獲於仁義之淵、
禮記曰、言父子君臣長幼之道、合德音之致、禮之大者也、
右勘申如件、
明暦四年正月四日　正五位下行少納言兼侍從文章博士大內記菅原朝臣豐長

靈元天皇宸記　天和二年十二月二日、天氣快晴、日暖風靜、今日儲皇立親王宣下也、

（中略）

一、名字之事、依明暦之例、仰式部大輔事、兼々密々雖仰之、先度以奉行職事更仰之、是舊例也、

諱事

先獻名字內勘文、每度之例云々、其樣大略同于淸書、但無裏紙、不封之、又勘申之字、年月日并位署不書之、只書式部大輔菅原豐長也、但名字之下書其訓、

朝仁　安佐也、　文仁　安也也、　照仁　天留也、

勘申　如此

御名字事

朝仁

韵會曰、朝陟遙切、說文曰、旦也、
隋書曰、歲之朝、月之朝、日之朝、主王者經書、並謂之三長、應之者延年福吉、

文仁

問韵曰、文文運切、飾也、廣韻曰、美也、又善也、禮記曰、文武之政、布在方策、其人存則其政舉、

照仁

韵會曰、照之笑切、說文曰、明也、
禮記曰、日月無私照、
文選曰、宣二祖之重光、襲四宗之緝熙、神靈日照、光被六合、仁風翔于海表、
右勘申如件、
天和二年十一月廿四日　從二位行式部大輔菅原朝臣豐長

勘文有裏紙、以別紙綫之、封處書豐字、

廿五日、以重條朝臣、諸人々所存、關白左大臣(一條冬經)、前關白(鷹司房輔)、內大臣等也、申詞之趣續左、

關白一封

御名字事

朝字文字照字之訓、

共無殊難、朝字之訓、

引用書之語等、殊

宜候間、可被用歟、

然而魯愚之質、非

商量之限、可否宜

在　聖裁矣、

左大臣　口被申之、

何茂珍重存候、不可過天氣、

左府、今日伺上于新院(後西)御所云々、重而可被申所存之旨、以重條朝臣仰遣之、但今日院參

之間、明日可申旨仰之、

廿六日、以重條朝臣申詞之趣又口也、

御名字之事、重而被仰下之旨、謹而承候、何茂珍重存候、可在群議乎、別而不可過叡慮候、强

而申愚存候者、勘者勘上端之間、端之御名字可然乎、引文等殊珍重候、

此申詞以外之儀、誠以心アリ間申詞也、但此仁之所意、每ニ爲如此者也、

令關白申詞

一覽申候、所存重而於御尋者、端之御名字可然乎之由、是又口被申之、

內大臣申詞

朝仁

文仁

照仁

御名字三之內、

朝仁引文之體、

延年相見也、

被用之可宜哉、

獨可在聖斷也、

各申詞一同、是又見合于右大將等之處同意、愚存又同之、仍而旁用朝仁之字者也、

抑儲君諱事、訓全在代々被用之、或不吉同訓、或近于人耳字等難用之、喩者舍人親王、衞仁親王等同訓、是等者雖非可憚非可嫌、只近于人耳故也、又不叶于引文之意訓、古賢不可之、又ナヲ仁、タ、仁等之類、連聲有俗難、舊院(後水尾)御諱政之字、始者タ、ト被訓、或仁申云、タ、人ト云ニ似タリ、如何云々、仍而コト、被改訓之由、所被仰聞也、都而諱字、難得其宜之處、今度珍重、殊勝之字出來、誠以爲悅者也、

親王宣下並御名字敍品宣下

御名字事

朝仁　安佐也、

韻會曰、朝陟遙切、說文曰、旦也、

隋書曰、歲之朝、月之朝、日之朝、主王者經書並謂三長、應之者延年福吉、

文仁　安也也、

問韻曰、文文運切、飾也、廣韻曰、美也、又善也、

禮記曰、文武之政、布在方策、其人存則其政擧、

照仁　天留也、

韻會曰、照之笑切、說文曰、明也、

禮記曰、日月無私照、

文選曰、宣二祖之重光、襲四宗之緝熙、神靈日照、光被六合、仁風翔于海表、

式部大輔菅原豐長

基熙公記　寶永四年三月廿二日乙亥、兩傳奏、今朝上京參內、繼體君之事、可爲長宮旨令披露云々、(中略)

別紙

勘申

御名字事

照仁

禮記曰、天子者、與天地參德、兼利萬物、與日月竝明、明照四海、而不遺微小、

慶仁

尙書曰、一人有慶、兆民賴之、其寧惟永、

依仁

尙書曰、無墜天之降寶命、我先王亦永有依歸、

右勘申如件、

寶永四年四月廿三日（三カ）

正五位下行侍從兼文章博士菅原朝臣總長

四月廿二日甲辰、左幕下有召所參、儲君御名字內勘文一通被下之、內々可申所存、且又左府有所勞間、相扶可申所存旨、御懇被仰下旨也、猶加思案可申左右由、可申上之旨相示了、猶明日可申所存云々、又一兩日中、急度可有勅問云々、

廿三日乙巳、（中略）又昨日被仰下御名字之事等、引勘先例了、左幕（下脫カ）午後令參內、密々申所存了、委事追而可記之、

廿六日戊申、（中略）申刻、頭隆典朝臣爲勅問來、御名字勘文被下之、可申所存旨也者、折節有取亂事不對面、猶後刻可進申詞旨言出了、薄暮付申詞於奉行許了、

資堯朝臣記

寶永四年四月廿九日、今日儲君（御名字慶ヤス仁、勘者總長、）有立親王宣下、（中略）

立親王宣下次第

上卿着仗座、（註略）諸卿次第着陣、次上卿令官人置軾、次職事着軾下御名字、上卿披見之結申、職事仰可爲親王之由、次上卿召大辨下御名字、（或召中少辨下之、）大辨結申、

兼香公記

享保五年十一月四日丁卯、今日（中御門）當今第一宮立親王宣下也、（母故准后尙子、前攝政家凞公第三女、）（中略）

於禁闕、見園中納言處、今日次第之事、近々可借送之由也、又御名字之事、內勘文無引文、清書者、長義卿有引文、是不寫留云々、今日者、勅筆於鬼二間、頭辨書寫下、上卿事各如例作法、昭（アル）仁二字也、無他字也、檀紙書之、依立紙有裏紙、無禮紙云々、（又內々勘文ニハ有引文、是密々可獻事無之者、每度菅家輩不獻之云々、）尤今度被稱直廬有親王宣下云々、後高橋景春申云、寶永四度、當今、橫折無裏紙、二枚押折云々、此事可尋問歟、天和二年東山院之時者、御名字勘文、書檀紙一枚、無裏紙禮紙、御名字朝仁、如吉書持之、然立紙可然哉、多舊記無禮紙裏紙、只書檀紙一枚、文明（親長記）八年八月廿八日親王宣下、二宮靑蓮院御附弟也、

記細注云、件御名字、大藏卿顯長勘進、五之內三ッ點、自御前被出之、於殿上元長書之、尊慶、尊敦、（切尊、）尊榮、（切、形、）無此內尊敦有御點、申出高檀紙、御名字二字、無表懸紙、一趣無

裏紙有禮紙等、猶可考先例歟、巨細不及具注也、(中略)

一、今日親王家退出時節、(近衛家歷)前攝政退出、(註略)

一、高橋景春申云、去寶永四年四月廿九日親王宣下之時者、親王御名字被下少史、又勅別當之事、同大史請之、不下少史云々、今度次第ニも有史と計、而右府吉書着陣之時、藏人方吉書、不下少史之由也、可考々々、

今日、親王家堂上數多被參、且被向陽明亭云々、醫師輩、禁裏親王爲御祝令參之由也、

昭字　晉文帝名昭、故改昭穆爲侶穆、然者有韓朝哉、以昭仁以仁爲母字令切、眞字也、

十一月四日、今日儲君宮立親王宣下也、(中略)

勘申御名字事

昭仁

廣韻曰、昭上遙反、日明也、着也、左傳曰、五色北象昭其物、東宮切韻曰、理政事而至成功、謂之仁、爾雅曰、太平之人仁也、

以下略、　余申詞如此、注折紙　御名字事、

昭字成字二訓、共以不相叶、用書之義、緒字無殊難乎、

今度別ニ有引文歟、可爲奥注也、如此引文、如彼所意爲尤歟、先祖記如此、今度右大臣爲上卿被用之、有子細、可考々々、後日自五條三位借寫處、今度內勘文、長義卿、總長卿、彼人等勘進、去寶永四年四月(于時前權中納言式部大輔)東坊城故大納言、長詮、清岡故入道、長時、于時(于時侍從文章博士)前宰相、高辻三位、總長、彼人等(爲範爲侍從)被仰出、于時勘進各三字ツヽ、今度少多可爲勘進之由也、是宜字依無之也、仍五字ツヽ、勘進云々、內勘文不知子細、而清書寫留了、尤清書被書檀紙、(同紙)有懸紙、(於長義卿身者、大祝之事歟、)卽左記、(先年慶仁御名字者、長時卿勘進之由也、今度長義卿被勘進之旨也、)

勘申

御名字事

昭仁

玉篇曰、昭之遙切、明也、光也、

毛詩曰、文王在上、於昭于天、

貞觀政要曰、弘茲風化、昭示四方、

廣韻曰、仁如鄰切、說文親也、

禮記曰、堯舜帥天下以仁、而民從之、

盛仁

韻會曰、盛時正切、茂也、

周易曰、富有之謂大業、日新之謂盛德、

右勘申如件、

享保五年十一月一日　　從二位行式部權大輔菅原朝臣長義（中略）

六日己巳、（中略）自左大史、一昨日宣旨寫入、披見直留了、

卽左記、

昭仁

左大辨藤原朝臣光榮傳宣、

右大臣藤原朝臣　宣、奉

勅、宜爲今上親王者、

享保五年十一月四日　　主殿頭兼左大史小槻宿禰盈春奉（中略）

十一日甲戌、（中略）御名字內勘文之寫

祐（スケ）仁切因、遐（トヲ）仁切遐形、無昭（アル）仁切眞、盛（シケ）仁切辰、資（ヨリ）仁切眞、

右一通　　長義上

御名字之事

照（テル）仁切眞、壽（マヽス）仁切申、眞（サネ）仁切眞、衆（モロ）仁切眞、師（モロ）仁切眞、

右一通　　總長上

御名字事

學仁切形、無英仁切因、典仁切遐、音仁切因、庶（モロ）仁眞、

爲範上

學（サネ）仁、英（テル）仁、典（スケ）仁、音（ヲト）仁、庶（モロ）仁、

右二通

速水見聞私記　十六　櫻町院御諱の訓

傳聞、櫻町院御在位之時節、武家傳奏江戸へ下向之砌、雜掌四人列座、高家衆右四人被尋、當今御諱昭仁の訓如何、答アキ仁と奉稱云々、二三日經て、高家衆雜掌へ申さるゝハ、御諱の訓、兩卿へ御尋申處、テル仁と奉稱の由、以來四人とも此通可被得心由、四人とも及赤面云々、

房曰、御諱の訓もとよりテル仁と奉承知、又考、(崇)當德院御訓顯仁にあらせらるゝ故にても、極りたる御儀、御同訓ハ御座なき事也、

桃園天皇

八槐御記　延享三年二月十三日己酉、是日、儲君御名字、式部權大輔在廉、撰申、敏仁、退、英一、

上勘文、以頭右大辨光胤朝臣被問關白(一條兼香)左大臣、右大臣、內大臣、各以一封被奏所意、

十六日壬子、今日、儲君退(トヲ)仁立親王宣下也、(中略)光胤朝臣下御名字、(染宸翰、賜職事光胤朝臣、於鬼間、召殿上硯、寫一通下之、(中略))

退仁

韻會曰、退何加切、遠也、

毛詩曰、受天之祜、四方來賀、於萬斯年、不退有佐、

藝文類聚曰、享退紀延、壽保無疆、

後桃園天皇

八槐記　寶曆九年五月十五日甲午、參內、此日、儲皇立親王宣下也、(中略)頭中將愛親朝臣下御名字、英(ヒテ)仁、仰立親王事、(中略)　在廉

親王御名字、式部大輔菅原綱忠卿、撰申三號、英(ヒテ)仁、盛(モリ)仁、資(スケ)仁、被問關白(近衛)內前、右大臣尙實、

光格天皇

(一條)前關白道香、內大臣輔平、等、所存各被擧申英仁云々、

愚紳　安永八年十一月十三日癸巳、儲君御名字、內々被治定　師仁云々、唐橋前大納言在家勘進云々、頗密儀也、今日自上皇(後櫻町)內相府師久公、此名字、上皇在位之間所賜也、名字何となく被染宸筆、改賜經熙之字者也、

公明卿記　安永八年十一月十四日甲午、(中略)御諱之事、唐橋前大納言在家勘申、

勘申

御名字事

盛仁

韻會曰、盛時正切、多也、

周易曰、富有之謂大業、日新之謂盛德、

玉篇曰、仁而眞切、鄭玄曰、愛人以及物也、

論語曰、仁者壽、

師仁

韻會曰、師霜夷切、爾雅、師人也、注云、謂人衆、

仁孝天皇

毛詩曰、惠此京師、以綏四國、

兼仁

韻會曰、兼堅嫌切、說文、兼拜也、

周易曰、兼三才而兩之、

右勘文如件、

安永八年十一月十日

忠良公記　文化四年九月十五日甲寅、(中略)左府有使、儲君御名字勘文爲見被下、來十八日勅問可申上云々、傳內府使、源允明也、

上包　式部大輔菅原在熙上

盛仁 志計比登　切辰

純仁 以止比登　切辰

章仁 安計比登　切眞

敎仁 佐禰比登　切巾

惠仁 安也比登　切無形

式部大輔菅原在熙上

別紙堅物

勘申

御名字事

盛仁

唐韻曰、盛丞政切、增韻、田茂也、

玉篇曰、仁而眞切、周易曰、君子體仁、足以長久、

禮記曰、天地溫厚之氣、始於東北、而盛於東南、此天地之盛德氣也、此天地之仁氣也、

純仁

廣韻曰、純常倫切、說文曰、絲也、

文選曰、今朝廷純仁、邃道顯義、

章仁

韻會曰、章諸良切、周易曰、品物咸章也、

禮記曰、長民者、章志貞敎尊仁、以子愛百姓、

教仁

廣韻曰、教古孝切、說文曰、上所施、下所效也、

孟子曰、學不厭智也、教不倦仁也、

惠仁

唐韻曰、惠胡桂切、爾雅曰、順也、

後漢書曰、今國家躬修道德、吐惠含仁、

右勘申如件、

文化四年九月十日　　正二位行式部大輔菅原朝臣在熙

十八日丁巳、御靈社代參、近臣勤之、頭辨里亭へ以使儲君御名字勅答一封付之、源允明勤之、

其事左、（備中檀紙、小鷹寸方裁之、同紙同寸方包之、封諱上等如例、）

御名字之事

章仁

惠仁

右二號之中、被用可然哉、

愚昧之質、非商量之限、

可否宜在

聖斷矣、

忠良上

上包左之方下、諱上字有之也、

師賢記　文化四年九月廿二日辛酉、（中略）

一、晩頭頭辨依推參御所、則出會、御名字注折紙給之、

惠仁訓安也

件御名字、於同字は改爲可然被命、仍催方縫殿寮大屬名字定惠（ヨリ）如此候、改名可申付申入、退出、

菅葉　天保六年七月十一日己巳、夕景自禁中文箱到來、披見之處、御用之儀候間、唯今可參之旨、自議奏被示、早速可參朝之處、依所勞申御斷了、入夜修理大夫量長來、雜話中右大辨聰長來駕、依御用召被參朝之處、儲君御名字十號程、丙々勘進之義、予（五條爲定）に被仰下、尤當月中ニ議奏衆へ內勘文可差出之旨、予に可相傳旨、大宮權大夫被申渡之由也、予謹申御

孝明天皇

請、彼卿再參內、被申予申御請之由了、　廿三日辛巳、儲君御名字、先日來勘考、雖撰百數十字、字無差支訓差支、訓無差支字差支、可採用者纔二十字餘也、　廿四日壬午、晩景行于東坊城家、儲君御名字談合之上粗治定、亥刻過歸家、　廿五日癸未、儲君內勘文書調了、以長材朝臣、請校合于右大辨、　廿六日甲申、早朝行于東坊城家、御名字之中、引書白氏文集之義、雖唐以上之書、採用如何歟之旨、昨夜被述趣意之間、彼是示談之上、先例御名字、年號勘文等にも、急速不見當之間、無據可相改旨治定、歸宅之後、更書調了、(中略)面會于當番議奏大宮權大夫、獻儲君御名字內勘文、御樣如左、

中應檀紙一枚横三折云、

統仁牟禰比登　切縝
履仁布美比登　切鄰
純仁須美比登　切辰
乾仁幾牟比登　切獲
治仁於佐比登　切陳
鄕仁佐幾比登　切無形
好仁與美比登　切無形
敬仁由幾比登　切巾
功仁伊佐比登　切巾
溢仁幾與比登　切無形

式部大輔菅原爲定上

中高檀紙一枚横四折云、

統仁

玉篇曰、統宅綜切、總也、
廣韻曰、仁如鄰切、禮記曰、仁者人也、
周易曰、大哉乾元、萬物資始、乃統天、
文選曰、統天仁風遐揚、

履仁

廣韻曰、履力几切、踐也、
鹽鐵論曰、尊天敬地、履德行仁、

純仁

廣韻曰、純常倫切、好也、

文選曰、聖主冠道德、履純仁、

乾仁

玉篇曰、乾奇焉切、君也、

陸賈新語曰、乾坤以仁和合、

治仁

廣韻曰、治直利切、理也、

群書治要曰、治之本仁義也、

鄉仁

廣韻曰、鄉許良切、釋名曰、向也、

禮記曰、天子之立也、在聖鄉仁、

好仁

廣韻曰、好呼皓切、美也、

禮記曰、上好仁、則下之爲仁爭先人、

敬仁

廣韻曰、敬居慶切、恭也、

孔子家語曰、尙篤敬施至仁、

功仁

廣韻曰、功古紅切、功績也、

後漢書曰、功烈光于四海、仁風行於千載、

溢仁

玉篇曰、溢尤質切、爾雅曰、靜也、

晉書曰、洪澤溢區內、仁風翔海外、

爲定上

表包中鷹
檀紙一枚、
此中入二通、
一內勘文、在前、
一引文、在前、

式部大輔菅原爲定上

須臾而大宮權大夫被招、右寫若用意候者、被所望度旨被申之間、應命了、豫用意候間、不退座、早速應命了、申半刻、同卿被招、獻上之內勘文被留于御前之間、勝手ニ可退出之旨被申渡、先以安堵了、(中略)　閏七月七日甲午、未刻過自禁中文箱到來、披見之處、自議奏衆被觸示狀也、(中略)卽刻參內、屆參仕之由于議奏衆之處、大宮權大夫承知、須臾而被招、儲君

御名字內勘文之內、統之字牟禰之訓、少々御差支候間、他訓數多四五日中ニ可勘進之旨被申渡、御請退出、　九日丙申、午前、壬生故前宰相末男福麿所勞及危篤之旨告來、依之俄當番不參、且以右大辨、儲君御名字勘進之事、依所勞御斷申上、且內勘文申下之義申上之處、後刻自右大辨、右御斷被聞召、內勘文被返下之由被傳、右御名字統仁叶叡慮歟、訓數多可勘進旨、一昨日被仰下、今日可獻上覺悟之處、右之次第、無據申御斷、殘懷不過之者也、

十二日己亥、自右大辨聰長書中到來、儲君御名字勘進被仰出之旨風聽、且予過日獻上之內勘文、寬政文化度內勘文等寫被借用度旨被示、應命了、　十三日庚子、(中略)右大辨談話之次云、昨日議奏大宮權大夫、儲君御名字勘進之義被申渡之後、殿下(盡司政通)御面會、過日予勘進之內、統仁之字、引文亦佳、旁以兩御所叶思食、御治定一段之處ニ而、予申御斷之間、今度勘進之內、右之字可加載、但牟禰之訓、與鳥羽院同、是亦强雖無御構、鳥羽院八人々彼是申上候帝之事故也、他訓可有勘進御噂云々、今度雖被改勘者、於被用統仁者、深可大慶者也、書記類鳥羽院御諱宗仁、異本崇仁之由見之、然處寬政度福長卿勘進之內、有崇仁之字、議奏廣橋前大納言被申鳥羽院御諱之由之間、被相改之旨、見于觀光院殿御記、依之牟禰之訓、無御差支覺悟之處、右之次第、於今日者、人々爲予之疎略歟、雖殘懷不得已之事也、雖然

御代之內、御同訓亦在、今也强而御構無之旨、殿下亦被命之由、然則非謂大失歟、　八月八日甲子、夕景自右大辨聰長書翰到來、勘進之御名字初三號統仁、克仁、謙仁、今日賜御點之旨被吹聽、　十一日丁卯、(中略)右大辨、今日儲君御名字勘文被獻上旨也、仍內勘文以下記于今日置了、

內勘文如左、調樣料紙等、一如去七月廿六日爲定獻上、

統仁伊止比登於佐比登　切縝
謙仁幾與比登　切鑒
克仁萬幾比登　切鑒
里仁牟良比登　切隣
春仁佐幾比登　切縝
脩仁於佐比登　切申
貴仁牟知比登　切巾
詠仁宇太比登　切無形
純仁須美比登　切辰
履仁布美比登　切鄰

右大辨菅原聰長上

統仁

廣韻曰、仁如鄰切、禮記曰、仁者人也、
廣韻曰、統他綜切、紀也、韻會曰、攝理也、
周易曰、大哉乾元、萬物資始、乃統天、
文選曰、統天仁風遐揚、

謙仁

集韻曰、謙箝簟切、安靜貌、
周易曰、謙尊而光、
東觀漢紀曰、聖表有異壯、而仁明謙恕、

克仁

廣韻曰、克箝得切、說文註曰、任也、
尙書曰、克寬克仁、彰信兆民、

里仁

廣韻曰、里良巳切、爾雅曰、邑也、

論語曰、子曰、里仁爲美、擇不處仁、焉得知、

春仁

廣韻曰、春昌脣切、爾雅曰、發生也、

管子曰、春仁夏忠、

脩仁

廣韻曰、脩息流切、尙書疏曰、脩治也、

孔子家語曰、取人以身、脩道以仁、

貴仁

廣韻曰、貴居胃切、尊也、

後漢書曰、治貴仁平、

詠仁

廣韻曰、詠爲命切、歌也、

文選曰、下舞上歌、踏德詠仁、

純仁

廣韻曰、純常倫切、周易曰、純粹精也、

文選曰、聖主冠道德、履純仁、

履仁

廣韻曰、履力几切、踐也、

鹽鐵論曰、尊天敬地、履德行仁、

聰長上

上包云、　右大辨菅原聰長上

勘文、今日被附于奉行頭辨正房朝臣、其樣以中應檀紙備中國所出、一枚竪書之、以同紙一枚爲禮紙、以同紙一枚爲表包、無上書、

勘申

御名字事

統仁

廣韻曰、統他綜切、韻會曰、攝理也、

廣韻曰、仁如鄰切、禮記曰、仁者人也、

周易曰、大哉乾元、萬物資始、乃統天、

文選曰、統天仁風遐揚、

謙仁

集韻曰、謙箝簟切、安靜貌、

周易曰、謙尊而光、

東觀漢紀曰、聖表有異壯、而仁明謙恕、

克仁

廣韻曰、克箝得切、說文註曰、任也、

尙書曰、克寬克仁、彰信兆民、

右勘申如件、

天保六年八月十日　　正三位行右大辨兼勘解由長官菅原朝臣聰長

別訓切屬于議奏衆被獻上、其樣以中應（與勘文同紙）一枚（横折）、三書之、以同紙爲表包、上書右大辨

菅原聰長上、

統仁（於佐比登切）　謙仁（幾與比登切）　克仁（萬幾比登切）

右大辨菅原聰長

九月十八日甲辰、今日儲君親王宣下也、（中略）入夜自新宰相廻文到來、親王御諱統仁（於佐）、右之通御治定之旨、大宮權大夫被申渡由、左大辨宰相被演說、

二條家日記

萬延元年九月四日甲午、左府樣（堀川左衞門大志）、御封付大御文庫壹、右御封中御名字訓書引文入如左、（備中檀紙三折、上包同紙、）

勘申

御名字事

與仁

韻會曰、與演女切、說文曰、黨與也、玉篇曰、仁而眞切、文選曰、與仁義乎、逍遙不出戶、而知天下兮、

履仁

廣韻曰、履力几切、踐也、文選曰、今聖主、冠道德履純仁、

睦仁

廣韻曰、睦莫六切、和睦也、御注孝經曰、民用和睦、上下無怨、

右勘申如件、

萬延元年九月三日　　正三位行式部大輔兼文章博士菅原在光

與仁久美比登切因

履仁不美比登切隣

睦仁武豆比登切珉

式部大輔菅原在光

二　玉葉

壽永二年八月十九日辛亥、（中略）

親王宣下の事なくして命名ありし例　後鳥羽天皇

此日、頭辨送札、院宣、問新主（後鳥羽天皇）御名字可否、副勘文、永仁、尊成云々、式部大輔俊經卿撰申之、余（藤原兼實）請文狀如此、

御名字事、

近代多雖被用仁字、中古以往不必然、尊字後三條院、成字天曆聖主（村上天皇）、件兩字、已彼二代之御諱也、加之、六府三事允治、卽是非禹之功哉、帝王之功、始於禹云々、今已可謂草創之主、尤可被尊大功歟、

右愚意所及、大概如斯、永字、又無殊難歟、左右宜在聖斷、以此等趣、可被計披露之狀如件、

八月十九日　　右大臣

土御門天皇

三　長記

建久九年正月九日丁未、秉燭以前參內、今日可有行幸于大炊御門殿、（中略）行幸以前、殿下（藤原基通）、左大臣、右大臣、土御門大納言、民部卿、別當等、於鬼間邊、豫議定讓位事、親王宣旨、依光孝天皇例、不可被宣下云々、大概可被用應德三年例之由議定云々、御名字事同議定、可被用爲仁云々、式部大輔光範卿撰進云々、

後嵯峨天皇

後中記

仁治三年正月廿日癸卯、今日若宮（後嵯峨天皇）、御歲廿三、土御門院第三宮、於承明門院御所、土御門殿、有御元服儀云々、加冠左大臣、理髮藏人頭左中辨定嗣朝臣、御名字邦仁、左大辨經光卿擇申之、

平戶記

仁治三年正月廿日癸卯、（中略）傳聞、今朝於殿下（兼經）近衞、被議新主（後嵯峨天皇）御諱事云々、左大辨勘申字等、本所被嫌申云々、居字如予去夜申狀、道成者、宮御乳父中將名字也云々、仍猶可勘申之由、被仰左大辨云々、其時雖申（勘カ）知仁邦仁之由云々、而大藏卿申云、知仁宜歟、

但共人ト被讀、有世難歟云々、又邦仁モ國人ト被讀、謗難同前歟云々、邦字者漢高祖名也、雖爲吉、此讀樣定有難歟云々、帥吉田納言參會、兩卿無殊申旨云々、(中略)後日左大辨云、奉此仰參承明門院、前內府宿袍、出逢、申此子細了、然者可爲邦字之由申之云々、國人之難、定出來歟、又不快事也、凡此事不知先例之沙汰、爲之如何、至雨儀事者、難治難計申之由、被申御返事云々、

凡今日事、殿下御沙汰之趣、又以不審、皆以違先例歟、御諱事有種々之難、然者猶召諸卿可被議事也、

後小松天皇

良賢入道記　永德(弘和二)二年四月十一日庚寅、今日天皇(後圓融院)讓位于皇子(後小松天皇)、御歲六歲、童體幼主、無立親王並立太子、直有受禪、御諱事、兵部卿長綱卿撰申(脩)鞆仁躬仁之間、勅問被用鞆仁之由治定云云、

後花園天皇

本朝皇胤紹運錄　下

第百三後花園院　諱彥仁、治三十六年、母光範門院、實母敷政門院、贈左大臣源經有女、

應永廿六、六、十八降誕、實後崇光院第一皇子、稱光院、正長元、七、廿八踐祚、无立太子、并立親王之儀、以太(後小松天皇)上天皇詔作宣命、今日則被渡劔璽、

後櫻町天皇

賴言卿記　寬延二年九月一日丙午、(中略)

緋宮御名字改智(サト)子云々、

三年三月廿八日辛未、智子緋宮、內親王宣下、上卿新大納言雅香、辨資望、奉行職事俊逸朝臣、勅別當烏丸中納言、

御改名平城天皇

三續日本紀　桓武天皇(三十七)　延曆二年夏四月庚申(十四日)、勅改小殿親王名、爲安殿親王、

日本紀略　亭子院　寬平二年十二月十七日、改親王等名、維城、改爲敦仁、維蕃、改爲敦慶、

醍醐天皇

看聞御記　應永廿三年十二月十四日、(中略)禁裏(稱光天皇)御受衣、御諱大寶壽云々、抑御諱躬仁也、而躬之字、室町殿被難申、身ニ弓アリ、可有難歟云々、鹿苑院鄂隱和尙被仰談、躬字同聲之字ニテ可被改直申云々、自僧中可計申之條、有斟酌之由、雖被辭退申、重被仰、仍實(ミ)仁ト被直申云々、僧中勘進先例不審、希代事歟、白河院(後三條天皇)皇子實(サネ)仁親王同字歟、如何、

稱光天皇

親長卿記　延德元年九月一日參內、(中略)仰云、可被改御諱字、可尋例云々、雅久宿禰云々、師富朝臣云不可尋云々、

帝王被改諱之例、可被勘進之由被仰下候狀如件、

後陽成天皇

九月二日

四位史殿

久敷不能參會、遺恨之、抑一通進候、早々可注給候、就其醍醐天皇御諱敦仁、御本名維城云々、是ハ御在位之後被改候歟、又稱光院初躬仁、後實仁、此時定被經御沙汰被改候歟、先規何樣候けるやらん、被改候は、宣下なとにても候ハぬやらん、邂逅事候間、不審候、子細念比可注給候、又孝德天皇諱輕、文武天皇諱同之注置候、愚本之誤候歟、以次可注給候、先日便鳳之時申候、可有明年節會之由内々沙汰候、條々可申談候、一兩日中可有來臨候之狀如件、

九月二日

御湯殿上日記　慶長三年十二月廿三日、御なのりかす(和仁)人とまいらせ候を、かた(周仁)人と御かいみやうあそはされ候て、ちんのきあり、上卿きくてい右大しんはれすへ公、ふ行頭辨すけみつ、さんしの辨からす丸右少辨みつひろ、せんみやうちやう、はうしやうよりあかる、御かくあそはされていたさるゝ、職事、くわんしゆ、をの〳〵おとこたちしこう、ちんのきの御いわゐいつものことく三こんまいる、

光格天皇

和訓を改めたまへる列後水尾天皇

後櫻町天皇

雅名左衞門佐經仲左馬頭親定左少將親通

公卿補任　慶長三年戊戌十二月廿二日天皇御諱改名、和―改周―陣宣下

右大臣從一位　藤晴季六十　十二月十九日還任、天皇御改名上卿

八槐記　安永八己亥年十一月十五日乙未、儲皇(光格天皇)御諱師仁、丙々先依被定、内大臣師久、被改經熙之由、准后以伊光示給、自上皇(後櫻町)染宸筆賜之、不及宣下之沙汰云々、

廿五日乙巳、主(光格)上御諱兼仁、土毛比登、今日被定之由、議奏橋本前大納言書注告之、

御諱字、唐橋前大納言在家、勘進、師仁毛呂比登、兼仁兩號、元内々被定師仁之處、音シニン依禁忌被改、兼仁、音ケンジン佳音也、

靈元天皇宸記　天和二年十二月二日、(中略)舊院(後水尾)諱政之字、始者タ、ト被訓、或仁申云、タ、人ト云ニ似タリ、如何云々、仍而コト、被改訓之由、所被仰聞也、

定晴卿記　寶曆十二年八月六日丙申、(中略)又今日三條亞相季晴卿、被談云、新帝(後櫻町)御諱、元智子内親王也、訓さと子ト奉申也、然而踐祚之日、改訓奉申とし子也云々、

三三　八雲御抄　二歌書樣　御製書樣(中略)

又内々御會作名尋常事也、高倉御時左衞門佐經仲、院(後鳥羽)御時左馬頭親定、建曆比左少將親通など也、殊に其道遠(遠カ)人の名を書事也、近作者中也、如此事不及先例、可隨時儀歟、天子上

成經　淨門　松　雅輔

皇不書同の字、

花園天皇宸記　元亨（正中元）四年正月十五日壬寅、千秋萬歲參入、散樂如例、晩頭有作文、於寢殿西面有此事、（中略）今日予詩書人名　成經　如恒、

言繼卿記　天文二十二年二月廿五日辛丑、（中略）今日終日之後申沙汰云々、予十三句沙汰之、殘大略七句計也、御發句　淨門（後崇良天皇）（太）脇大閤（一條兼冬）第三殿下等也、御句計被申請云々、

何人

花や雲月はおほろの木の間哉　淨

春の高ねの明わたる比　桃

山かけの氷りのなかれかつとけて　松

顯傳明名錄　一字名　松　正親町帝

後陽成天皇宸筆御消息　京都府　曼殊院所藏

倭謌方興勝覽用事候間、先可返給候、此間者御祈念滿足申候、御苦勞難申盡存候、

七月廿九日　竹門（良恕法親王）參　雅輔

政輔　惟賢　鳳州

後陽成天皇宸筆御消息　守屋孝藏氏所藏

たゝうしろみに世のまつりこと、此分はいかゝ候はん哉、からのと候へは、勤學の者も同前のやうに聞え候、廢學故、唯後見ならては、政事難調心にて候はん歟、

抄秋十四冀　政輔

竹門江

勢多章甫筆記　坤　後陽成帝の平常の伏見宮への御書には、惟賢といふ作名を書給へりしは、御戲の事にてありしなるべし、　阿刀弘文氏所藏

光格天皇宸筆御詩草　阿

寂寥茅屋裏、獨坐此彈琴、忽有松風過、五絃添雅音、

右彈琴　鳳州稿

光格天皇宸筆御消息　京都府　妙法院所藏

御安全恭喜不斜候、抑先日令言上候印短進上候、且其席申上候印肉之事、何時ニテも可調進之間、御勝手次第、御器物申出候、且先々日願上候石印六顆、未刻不成候也否伺上候、何卒偏早々賜候樣願上申候也、

玄眞

誠恐頓首死罪拜

玄眞

季春初拾

呈

熙堂

堂下

光格天皇宸筆御消息　京都府　妙法院所藏

芳翰跪而拜讀了、益御安欣、珍重存候、猶又時令過分、御用心之事、希入申候、抑石印文語之事、令書付給示給候、何も宜候、別而書經大甲之語、可然存候、仍言上如件、

文叔拜進

文叔

即刻

座主王

足下

光格天皇宸筆御消息　京都府　妙法院所藏

夫觀書紀瑞宮線迎長之日、雖爲明日、未寒景不斜、天凍雲聚催雪、水流積成氷、誠寒景難堪之處、尊體安穩、誠金人之所護、台宗一山之大幸也、

明南

誠恐頓首拜

明南

茲先日拜措(借)處之石印三袋、各一箱返獻、亦石印二筥送之、如記于別紙處、彼被命南涯、令篆刻給、來月國祀神齋畢後可給、甚每々之事、恐懼之至、實雖踏薄冰、偏願之間、冀可被篆刻之事命云爾、明南、誠懼誠恐、頓首拜言、

天明第六冬閏十月卅日

呈

熙堂

足下

光格天皇宸筆御消息　京都府　妙法院所藏

益御清福、恭喜不斜候、抑先日者願候處之印、昨日給、甚忝存候、偏御禮申上候、然者明烏自午半刻比、御出之事、願存候也、頓首拜言、

(天明六年)十二月二十日

明南敬上回回

座主親王

足下

廣才　丘民　彥成

光格天皇宸筆御消息　京都府　妙法院所藏

廣才上

芳翰謹拜吟了、如尊命、昨烏者寛々得尊旨、實恐悅之到候、抑其席ニ而願出處之石印、芙蓉彫刻、則賜、謹頂戴、深畏入了、仍甚雖麤石印伯民刻、筆箸獻之了、宜披露之事賴存候、誠恐再拜、

（天明七年）二月廿九日

印印

侍童中

光格天皇宸筆御消息　京都府　妙法院所藏

丘民百拜印

芳翰謹而拜見候、益御清福恐喜不少候、抑先頃願上候石印令拜領、恐說不斜候、且吾誰欺之事、委細承候、乍序願候、吾誰欺之文字、少々不宜候故、惜分陰之字ニ被仰下候樣奉願存候、彥成死罪復言、

（天明七年三月十六日）季春仲溘

彥成百拜

印印

光格天皇宸筆御消息　京都府　妙法院所藏

天彥上印

御安全恭喜不少候、抑來四日從午刻比、御參候樣存上候、尤此度ハ神事程近候間、又神事ニ入候者、久不令面語候間、必御參之事願入候、且觀月掬芳にも御傳達之事、願入候也、頓首、

（天明七年）孟夏初二

呈

熙堂

堂下

光格天皇宸筆御消息　京都府　妙法院所藏

亮哲

日々快晴ニ候、益安康ニ被爲渡珍重候、猶亦寒冷用心候樣、偏存候、抑先日拜借處之弘法大師執筆之法一卷返進申候、猶又極月面語之席、萬事可申述候也、

（天明七年十月二十九日）孟冬念九烏

座主大王

光格天皇宸筆御消息　京都府　妙法院所藏

追日寒冷加催候、彌御安全之旨、珍重存候、抑自先達進置候鳥類繪卷物返給之事願入存候、且鄙庭楓葉菊花盛開之間、明烏七日從午剋過、光臨可給候也、

（天明七年）孟冬初六　　俊啓上

呈

不可思議安

孝明天皇宸筆御消息　公爵九條道秀氏所藏

追々薄暑催候、倍尊公御安泰令賀候、然者四公落餝一件延引之義ニ付、若州書取、去十三日廣橋前大納言面會ニ而委細承、日限之處も治定、（中略）

四月十七日　　此花

（九條尚忠）關白殿ヘ

孝明天皇宸翰寫　一

封紙

右府公　　天淵

御机下ヘ

朝夕は何共無障氣候得共、日中は兎角難堪暑氣、御用心被掛候樣存候事、猶又近々御入來候ハヽ、數々御譚申入候半ト御尋申居候、

統仁謹呈

七月十七日　　天淵

右府公

御机下ヘ

孝明天皇宸翰寫　三

封紙

左大臣殿　　迎春

御机下ヘ

不順之時候、御用心々々、賴々入候事、穴賢、

先々風モ止、晴ニ成候、益

尊公御安泰令賀候、誠爾先達ハムサト致候事申入候處、御承知ニ相成、早速數々本御見被下、深忝存候、其上以富小路每々色々ト申入、深恐懼候、猶又其内治定否哉申入候段、延日之段御斷申入候事、（中略）

葵月一日巳過剋　迎春

左府公　朝雀

御机下へ

孝明天皇宸翰寫　一

封紙

右大臣殿

吳々モ嚴敷殘暑、御用心願入候、

御面働御免賴入候用事計、何モ荒々、

殊外嚴敷殘暑候、益

尊公御安康令賀候、然今朝富小路ニ承候得は、少々御暑邪之由承、深御案申入候、隨分之御用心可被成存候事、（中略）

七月三日　朝雀申

右大臣殿　楓墀

御机下へ

孝明天皇宸翰寫　一

封紙

右大臣殿ニ

近臣中ニ

時候御用心奉賴入

候事、

何モ荒々、

追日寒氣相加候得共、益

尊公御安康令賀候、扨は此一封每々御面働恐入候得共、

青門へ御傳進賴入候事、過日之通ニ而宜候事、御面働恐入候事、猶又其内御來臨拜貌奉

賴入候事、何モ荒々、

和容

不相分每なから大々亂書

御免賴入候事、

霜月八日　楓墀

右大臣殿

近臣中

孝明天皇宸翰寫　二

封紙

一鳳殿ニ　和容

追而申入候、實嚴敷暑氣、御堅固ニ御用心可被成存候事、

何モ荒々、

乍每亂書御免、御推覽賴入候事、

雖甚暑之時節、益

尊公御安泰令賀候、扨者一向御遠々敷存候、暑氣ノ時節申兼候へ共、此比之內御來臨以

何候哉、（中略）

花月

六月九日　和容謹奉

一鳳殿ニ

孝明天皇宸翰寫　六

封紙

左大臣殿　花月捧

御側中ニ

時候御用心可被成存候事、何モ荒々、

猶又御入來之砌、萬々及御熟談候事、

快晴殘暑ニ候處、益

尊公御安泰令賀候、誠ニ昨日者御入來ニ而、段々御咄申入忝存候、其節申入候私懇望之

事、何卒格別　御配慮之段希入候、實ニ大水出、地カタマル之至、返而爲後々宜ト存候、何

卒吳々モ御勘考希入候事ニ候、（中略）

孝明天皇宸翰　久世家藏親筆第六號　包紙ニ文久三年春歟トアリ

鳩樓

（表書）西滸に極内々　　鳩樓

一覽濟返却賴入候事、

極内々爲心得尋候、昨日頓ト申落シ候儘、一封にて申聞候、過日其方ゟ尋にて答置候少將内侍之事、中山へ返答有之候事哉、彌表向にて引籠に成候へハ、至極都合ニ候、如何有之候哉、尤所勞引にてハ無之積リニ候、吳々も其邊又々彼是差縛無之樣賴入次第ニ候、中山之工合如何ニ候哉、鳥渡尋度迄如此候事、其方骨折賴入候事、

大ニ亂書、推覽賴入候事、何モ荒々、

中山之願書差返シ候、

不存寄退役出願驚入候、所勞不得止事柄、何卒當番ハ相役熟懇にて、精々保養ニ而も、用繁之砌在役候樣之事、

右之文言にて申渡し候へハ如何哉、議奏へ出し候や、武傳之方や、此段令相談候事、

明治に於ける皇子命名の制

一四　公文錄　左院之部　内閣記錄課所藏

明治八年一月十八日

皇子降誕之儀ニ付、諸式遂審議候處、左之通リ御定相成可然ト存候也、（中略）

一、皇子女命名ノ儀ハ、先規ニ任セ、降誕ノ一七日ニ於テ、其式アルヘシ、

一、名字ハ、清和天皇以來仁字ヲ用ヒラレタル先規ニ任セテ仁字ヲ用ヒ、某仁ト二字名タルヘク、皇女ハ某子ト一字名タルヘシ、

但、字面ハ必スシモ某仁ト熟字ヲ求ムヘキニアラス、皇子女共ニ一字ノ意義ヲ採ルヘシ、

一、名字ハ、皇上自ラ撰定セラルヘシ、

但、兼テ侍讀ニ命シテ兩三ヲ撰進セシメ、其内ヨリ撰定セラルルハ格別タルヘシ、

一、御名ハ宸翰ニテ認メラレ、侍從ヲ勅使トシテ被進ヘシ、

一、命名既ニ定マリ及ヒ即日親王宣下アラハ、其旨布告シ、七日ノ祝式ヲ行ハルヘシ、

一、七日祝日ニハ、先ツ宮中神殿ニ於テ祭典ヲ行ハレ、降誕命名及ヒ祝式ヲ行ハルル旨奉告セラルヘシ、

一、七日ノ祝式ニハ、諸官員及ヒ有位華士族、宮内省ヘ參賀、人民一般奉祝スヘシ、

但、參賀ノ差等、祝式ノ作法ハ、式部寮ヨリ勘進スヘシ、

一、從前某宮ノ別稱ハ廢セラレ、親王宣下ノ後ハ某仁親王、某子内親王ト稱シ、宣下アラ

サル間ハ、某仁皇子、某子皇女ト稱スヘシ、

但シ、臣民ヨリ直チニ某仁親王、某仁皇子ト稱シ奉ランハ不敬ニモ渉リ可申候間、別殿御住居ノ殿名ヲ以テ宮ノ號ニ定メラレ、假令ハ某仁親王御稱號ノ某宮ト御布告ニ相成リ、臣民ヨリハ右御稱號ノ某宮ヲ以テ稱シ奉ルヘシ、

一、皇子、皇女、親王、內親王宇義ニ別意ナシト雖モ、先規ニ任セ親王宣下ノ式アリテ然ルヘシ、但シ、嫡出ノ皇子女ハ、命名ノ卽日親王宣下、庶出ノ皇子女ハ、百日或ハ滿一年等ニ於テ、叡慮ヲ以テ親王宣下アルヘキ規則ニ定メラレ、之ニ依テ以テ嫡庶ノ別ヲ立ラルヘシ、（中略）

右御決定ニ付、宮內省ヘ達シニナルヘキノ處、內規ノ事故、公然ト達スルハ如何カトノ旨ニテ、三條大臣ノ名ヲ以テ宮內卿ヘ內達ナリタルト云、

○右御決定ニ付云々ハ、公文錄左院伺ニヨリテ書加フ、

太政官日誌　明治九年第五十三號

○五月三十日

（第八拾號布告）輪廓附

皇子女御降誕ノ節ハ、自今宣下ニ及ハス、直ニ親王內親王ト稱セラルヘク被　仰出候條、此旨布告候事、

皇室典範義解　第七章　皇族

第三十三條　皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮內大臣之ヲ公告ス

恭テ按スルニ、皇太子皇太孫ノ立坊ハ、詔書ヲ以テ公布スルノ外、凡ソ皇族ノ生死婚及命名ハ、宮內大臣ヨリ公告ス、蓋皇族ハ皇統ノ係ル所ニシテ、臣民仰望ノ集マル所タリ、故ニ之ヲ臣民ニ公ニシ、皆聞知ラシムルナリ、

官報　號外　明治四十三年三月三日

皇室令第三號

皇室親族令

第三十七條　皇子誕生シタルトキハ天皇之ニ名ヲ命ス

第三十八條　皇子ノ命名ハ其ノ當日宮內大臣之ヲ公告ス

第三十九條　皇子ノ誕生命名ハ之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告ス

第四十三條　皇太子皇太孫ノ子誕生シタルトキハ天皇之ニ命スヘキ名ヲ賜フ

第四十四條　親王王ノ子誕生シタルトキハ直系尊屬之ニ名ヲ命ス

附式

第二編　誕生ノ式

第一　皇子誕生式

命名ノ儀

當日何時勅使參內ス

時刻宮內大臣旨ヲ承ケ宸筆ノ名記ヲ勅使ニ授ク

次ニ勅使名記ヲ奉シテ皇后ノ本宮ニ參入ス

次ニ勅使便殿ニ參進名記ヲ皇后宮大夫ニ授ク

次ニ皇后宮大夫名記ヲ女官ニ付シ皇子ニ上ツル

次ニ勅使退出

賢所皇靈殿神殿ニ誕生命名奉告ノ儀

其ノ儀立儲令附式中賢所皇靈殿神殿ニ奉告ノ式ノ如シ

第二　皇族ノ子誕生式

皇太子又ハ皇太孫、以下之ニ倣フ、ノ子誕生式ニハ皇子誕生式全部ヲ準用シ親王王ノ子誕生式ニハ皇子誕生式中賢所皇靈殿神殿ニ謁スルノ式ヲ準用ス

但シ皇太子ノ子誕生式ニ在リテハ天皇皇后ニ關スル儀注ヲ以テ皇太子皇太子妃又ハ皇太孫妃ノ儀注ニ充テ「皇后ノ本宮」ヲ「皇太子ノ本宮」トシ「皇后宮大夫女官」ヲ「東宮大夫東宮女官」トス又命名ノ儀中「宸筆ノ名記ヲ勅使ニ授ク」トアルヲ「皇孫又ハ皇曾孫ニ名ヲ賜フ由ヲ皇太子ニ告クヘシト勅使ニ傳宣ス」トシ勅使便殿參進ノ項及其ノ次項ヲ「勅使便殿ニ參進旨ヲ東宮大夫ニ傳宣シ名記ヲ授ク」次ニ東宮大夫名記ヲ皇太子ニ上ツル」トス

第二款　親署　附　花押　印璽

御名の親署に關しては、上代に在りては、徵證すべき資料の傳はれるものなし。大寶令公式令には詔書式の定あれども、詔書には御名の親署なく、別に御畫の制あり、可の文字及び御畫日の親署ある

べき旨見えたり(一)。爾來近世に至るまで詔書、宣旨、綸旨、女房奉書等總て勅旨を宣示する文書は、常に近臣が勅旨を奉じて之を傳宣するの形式を以てし、御名の親署なく、以て明治時代の初期に及べり。

公式の詔書の外、御消息、御懐紙等にも、一般には御名親署の事なかりしが如く、禁秘御抄に「天子御書、惣不書御名」と見えたるに據りても、之を知るを得べし(二)。

平安時代以後に至り、太上天皇に對する御書、神佛に對する願文、山陵に告ぐる御書、陰陽道の祭儀に於ける告文等には、御名を書したまへる例見えたり。太上天皇に對する御書に御名を書したまへるは、類聚國史所載の淳和天皇の嵯峨上皇に對する御書、三代實錄所載の陽成天皇の清和上皇に對する御書等其の例なり。神佛に對する願文に御名を書したまへるは、本朝文粹所載の村上天皇母后四十九日の爲の御願文は其の例なり。山陵に告ぐる御書の例としては、村上天皇の皇子憲平親王立太子の由を御父醍醐天皇の後山科山陵に告げたまひし宸筆御書に御名を書したまへること、御產部類記所收の九條殿記に見えたり。陰陽道の祭儀に於ける告文の例としては、堀河天皇の尊星王供を修せしめたまへるときの告文に御名を書したまへること、朝野群載に見えたり(三)。

鎌倉時代以後に至りては、後鳥羽天皇を初として御名の親署ある宸筆の今日に傳はれるもの少からず。其の多くは御讓位ありて後太上天皇としての御書にして、御在位中の御書は比較的僅少なれども、花園天皇以後は之を窺ふを得べく、殊に江戸時代に入りては、後陽成天皇以後其の例少からず。此等の御書には太上天皇に

對する御書、神佛に對する願文、陰陽道の都狀、古今傳授御誓紙、御著作の御奥書、御書寫の經典書籍等の御奥書、勅封の御封紙等あり。

尙都狀、御封紙には、御名の一字のみを書したまへる例あり(四)。

中世以後廣く、花押の用ひらるゝに至り、天皇の御消息其の他の御書にも、花押を用ひたまふ例見えたり。天皇の御花押として傳はれる最古のものは、後鳥羽天皇の御花押なれども、御名に於けると同じく、御在位中の事例は比較的少く、後醍醐天皇の元弘三年九月二十二日の宸翰に親署したまへるを以て、徵證し得べき最古のものと爲すべきが如し。後村上天皇以後は、御消息に花押を親署したまひし例の傳はれるもの少からず。其の他經典書籍の御奥書、勅封紙に花押を書したまへるは、江戸時代以後其の例多く、殊に勅封紙は京都御所東山御文庫、大覺寺、延曆寺等に多く傳はれり。花押は後陽成天皇、靈元天皇の如く數種を用ひたまひし例もあり(五)。」

花押の勅定に關しては、後桃園天皇の明和七年十二月攝政近衞內前をして花押を獻書せしめ、御名英の一字を用ふることに定めたまひしこと、八槐記に見えたり(六)。

天皇の御印璽に付きては、大寶令に天皇御璽の定あり。御璽は一に內印と稱す。少納言之を管し、所定の公文書に押捺するものと定めらる。御璽の詳細に付いては後編に於いて別に之を述ぶべし。

公文書に用ひらるゝ御璽の外に、中世に於いては御手印ありし例も見え、後白河天皇、後鳥羽天皇、後宇多天皇は、御讓位の後、後醍醐天皇は御在位中に御置文、御遺告、寺院緣起等に御手印を加へたまへる例の今日に傳はれるものあり(七・八)。近世に及びては、御印章を用

ひたまふ例開かれ、後陽成天皇以後、御消息、書籍等に御印を用ひたまへる例多し。御印章の文字は、御名、雅名、年號等を用ひたまふを例とす。後陽成天皇の御印周仁、孝明天皇の御印統仁、明治天皇の御印睦仁之璽は御名、後陽成天皇の御印雅輔、光格天皇の御印鳳州、孝明天皇の御印此華及び天淵は雅名、後西天皇の御印明曆、東山天皇の御印元祿、櫻町天皇の御印延享、後櫻町天皇の御印明和は年號を用ひたまひし例なり。其の外、御藏書印に皇統文庫の御印を、御封紙に封又は緘の字の御印を用ひたまへる例あり(八)。

一令義解　七公式令

詔書式謂詔書勅旨、同是綸言、但臨時大事爲詔、尋常小事爲勅也、

明神御宇日本天皇詔旨、謂以大事宣於蕃國使之辭也、云々咸聞、

明神御宇天皇詔旨、謂以次事宣於蕃國使之辭也、云々咸聞、

明神御大八洲天皇詔旨、謂用於朝庭大事之辭、卽立皇后皇太子、及元日受朝賀之類也、云々咸聞、

天皇詔旨、謂用於中事之辭、卽任左右大臣以上之類也、云々咸聞、

詔旨、謂用於小事之辭、卽授五位以上之類也、云々咸聞、

年月、御畫日、

中務卿謂其於大少輔、重注中務者、詔書事大、所以重言、卽勅旨式、既不重注、是制作之情、固有差別也、位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

謂凡詔書者、內記於御所作、訖卽給中務卿、卿受詔書、更宣大輔、々々奉以付少輔、令送太政官、故曰宣奉行也、

太政大臣位臣姓謂自是以下、皆是外記之於自中務來詔書之後所注記、故外記職掌云勘詔奏也、

左大臣位臣姓

右大臣位臣姓

大納言位臣姓名等言、謂大納言四人、皆共連名、於最後名下、乃注等言也、

詔書如右、謂依下條、詔字是合闕字、而今平出、卽是誤失也、請奉詔、付外施行、謹言、

年月日

大寶令に據る御畫の制

可、御畫、

右御畫日者、留中務省爲案、謂御畫日者、依勅旨式、取署留爲案、爲顯宣奉行故也、但以御畫爲驗、不可更印、卽下文云、畫可訖、留爲案者、亦准此也、別寫一通、印署、送太政官、謂別寫一通者、少輔自寫、以下不得參預也、大納言覆奏、畫可訖、留爲案、更寫一通、誥訖施行、謂凡施行詔書者、於在京諸司、直寫詔書、副官符行下、若其外國者、更謄(繕)中官符施行、故下條云、太政官施行詔勅案、成以後頒下者、各給寫程也、

務卿若不在、卽於大輔姓名下注宣、少輔姓名下、注奉行、大輔又不在、於少輔姓名下、併注宣奉行、謂若卿一人在者、亦准大輔也、若少輔不在、餘官見在者、並准此、謂大少丞並在者、亦以次注宣奉行、爲准少輔以上故也、前令云少輔不在者、丞見在者、今改云餘官見在者、故知錄亦得也、

令集解　三十一　公式令

詔書（中略）式、（中略）

年月、御畫日、穴云、御畫日、謂御自畫十日廿日耳、古記云、問、年月日、未知、誰筆、答、御所記年月日耳、何知者、以本令云御畫日故、朱云、御畫日、謂假如云一日二日耳、

二　禁祕御抄　上　御書事

天子御書御

惣不書御名、雖父王不書恐々字、但予恐仙院(土御門上皇)超先代(順德天皇)(後鳥羽)、仍間々恐々謹言書、或又只謹言也、普通ニハ只候也ナドカキ給也、

天皇の御書には御名の親署なし

實躬卿記　(永仁元)正應六年三月十日、(丙)寅、早旦參嵯峨殿□御參也、昨日御札所持參也、參着之後、卽被召御前、尤畏存者也、先出仕之條、尤神妙之由、有御氣色、自禁裏(伏見天皇)所被進御書被下預了、其詞曰、

實躬朝臣間事、先日以經任卿蒙仰旨候き、仍免出仕之間、故申入候也、恐々謹言、

三月九日

頃之御風爐御上之後、密々有御會、予久不出仕之間無興、如此之所、祇(候)公憚存之間不參、有召、仍□賜御返事退出、件御返事、於御會所、被染御筆、

實躬出仕事、無左右被仰下、御口入面目承悅無極候、恐々謹言、

三月十日

如此被申之由、有御物語也、誠御口入之條、於身入面目、尤所畏存也、先々度々被申內裏云云、退出、

御諱(伏見天皇)
御法名(後深草法皇)

勢多章甫筆記　坤

一、天皇の御諱は書給はぬ定なるよし、順德天皇の禁祕抄に載られたり、然れども、淳和天皇より嵯峨太上皇への勅答には、御諱を書給ふ、夫より後は書ぬ事になりたるにや、伏見天皇以來、歷朝の年賀の御直書數十通、伏見宮御所藏な

り、其內稱光、後土御門二帝の三通計に御諱を書給へり、（中略）

太上天皇も前に同じく御諱は書給はず、中古に至り、御花押を書給ふ例あり、

平安時代に於ける御名の親署　太上天皇に對する御書

三類聚國史

二十五　太上天皇　帝王部五　嵯峨天皇　淳和天皇

詔旨、不許奉復尊號、心魂蕩遷、罔知攸措、（中略）伏願、屈謙光之固執、允歷代之通典、凡在天下、良爲幸甚、

三代實錄

三十　陽成天皇　元慶元年閏二月廿七日己亥、（中略）是日、今上抗表、請被納太（清和）上天皇御封曰、臣諱言、今月十五日右大辨藤原山蔭至、奉宣天旨、讓還御封、（中略）伏願、陛下日月照臨之明、必察寸款、河海含容之量、莫厭微涓、無任悚戰之至、謹奉表以聞、臣諱誠兢誠惕、頓首頓首、死罪死罪、謹言、太上天皇不許之、

三月廿九日庚午、今上重抗表曰、臣諱言、伏奉今月廿六日慈誨、不許充上御封、臣去月表聞、冀蒙允照、赤抱無效、玄鑒彌遙、（中謝）臣聞、問道崆峒、而不廢御俗之務、凝神姑射、而未忘理性之方、眞假兩存、古今一揆、豈有以寂寞之趣、違率由之規者乎、（中略）伏願陛下使臣白華之志、申盡敬之誠、臣烏鳥之情、得反哺之便、則臣子禮達、忠孝道行、全舊式於當年、傳故實於來代、無任懇款之至、謹重奉表以聞、臣諱誠兢誠惕、頓首頓首、死罪死罪、謹言、（四月二十五日の上表、三年二月十七日の上表、同二十九日の上表、にも亦等しく臣諱と見えたり、）

神佛に對する願文

西宮記

臨時八衣　天曆八年（中略）三月（中略）二十日、於法性寺、爲太后（藤原穩子）修法會云々、僧等給度者、朝綱朝臣作願文、吾（村上天皇）自書之、其文云々、皇帝（成明）稽首和南云々、

本朝文粹

十四　追善　願文下　村上天皇爲母（藤原穩子）后四十九日御願文　後江相公

皇帝諱成明、稽首和南、三寶境界、蓋聞大寶蓮蕚、貫四時而不凋、摩尼珠光、照三世而彌朗、乃知八正分源、斷疑網於愛海、三明告曉、飛覺月於昏衢者也、伏惟、先太皇太后、大慈在情、撫萬姓於一子、碩德被物、頒十善於四瀛、偏承鍾愛、既在朕躬、爰移仙居於九重之裏、營孝思於萬機之先、椒房花朝、蘭殿雪夜、春往秋來、所視者珍膳之甘苦、晨省昏定、所問者玉枕之高卑、一夕五起、竊所庶幾也、閑計寶算之盈數、獨歎喜懼之交懷、銀燭金沙、先朝之舊賜、非可驚眼、鶴綾鳳錦、故園之浮埃、誰敢留心、唯須迎日月於仙家、以祝王母之齒、買春秋於法肆、以表臣子之誠、（中略）然後功德成林、普開惠花於四生之意樹、菩提分種、將灑甘露於六趣之身田、後慮既悛、佛心唯照、本志無遂、朕恨云何、三世十方、共垂證明、稽首和南、敬白、

山陵に告ぐる御書

天曆八年三月廿日

御產部類記

二　伏見宮御記錄　利三十五所收　冷泉院　九條殿記　天曆四年六月廿八日甲

陰陽道の祭儀に於ける告文

子、天皇(村上)差參議大江維時朝臣、被奉御書於後山階山陵(醍醐天皇)(科)、其詞云、某頓首再拜謹言、前申遙望山陵之德、偏仰雨露之恩、禱請可生胤嗣之由、方今丹祈有驗、冥感無疆、男子新生、當遵舊典、仍卜佳期於來月、欲定位於前皇、伏乞彌施恩德、常加靈翼、幼稚之日、能保守器之名、長成之時、遂致傳業之慶、頓首再拜謹言、

天曆四年六月廿八日　有御名

件事、後日江相公密々傳示之、爲後所記也、讀申之後、卽於御前燒之云々、

式部大輔正家

朝野群載 三告文 文筆下

尊星王供告文

維康和二年歲次庚辰十月朔甲午十一日甲辰、南瞻部州大日本國皇帝(堀河)諱謹敬白、擁護衆生、慈悲奇特、尊星王大士、繼黃軒以君臨、撫蒼生以子育、萬機惟繁、一日匪懈、抑除厄消災、偏仰玄應、延年益算、專在丹祈、(中略)仰請尊星王大士、還念本誓、成就所祈、早答一心之懇祈、永保萬歲之寶祚、敬祗至深、必以尙饗、

式部大輔正家作

朝野群載 三告文 文筆下

尊星王供

維康和五年歲次癸未五月朔己卯四日壬午、南瞻部州大日本國皇帝(堀河)諱敬白、擁護衆生、慈悲奇特、尊星王大士、握乾之後、年過十年、撫民之間、日愼一日、頃者天變頻示、年厄可愼、就中去月雪降、今月地動、司天之奏、恐畏無極、夫轉禍爲福、偏在於佛法、消天得祥、永任於星宿、(中略)仰請尊星王大士、還念本誓、成就所祈、必除今年之重厄、久保萬歲之寶祚、兼又消天地之變異、拂內外之不祥、祗敬尤深、早以尙饗、

諸祭文故實抄　第十四　玄宮北極祭

近衞院(久安元)天養二年五月御祈都狀奧書云、有草、藏人次官云、陰陽權助憲榮、稱可有御書(畫カ)之由、清書不載日如何、有御諱之時、不可有御書(畫カ)日、作者左大辨顯業卿歟、可尋云云、

彼時草年月云、

日本國天養二年五月　日

天子諱謹狀

後白(河)川院

南浮州日本國

天子雅(仁)謹白、

北極玄宮無上無極太帝天皇尊星、伏惟、北辰者、衆星共之、萬靈仰之、謹案、(中略)伏乞上玄、察此中丹、謹白、

日本國保元三年八月一日　天子諱謹狀

四　土御門天皇後鳥羽上皇宸筆御往復御消息　侯爵華頂博信氏所藏

（後鳥羽上皇）「尊成」
（土御門天皇）「爲仁」

「乍恐勘申候、返給候了、必々可有入御候也、」
御笛返上之候、恐悦候、此間可參入之候、恐々謹言、

二月四日

○寫眞參照

後二條天皇宸筆御消息　伯爵伊達宗基氏所藏

先聖先師被修覆候哉、返納以前、可奉拜見之志候、恐惶謹言、

二月十日　邦治

○按ずるに、本書は天皇踐祚後の宸翰なりや否やは明らかならず、

花園天皇宸筆御消息　男爵岩崎小彌太氏所藏

（後伏見）新院御方御書（下給候）□□□了、播州事可爲新院御分國之由、謹承候了、兼又御扶持可候之由、被申候之條、御悦存候、富仁、誠恐謹言、

（文保元年）八月（十）□一日　富仁

○寫眞參照

太上天皇に對する御書

鎌倉時代以後に於ける御名の親署

土御門天皇後鳥羽上皇宸筆御往復御消息

花園天皇宸筆御消息

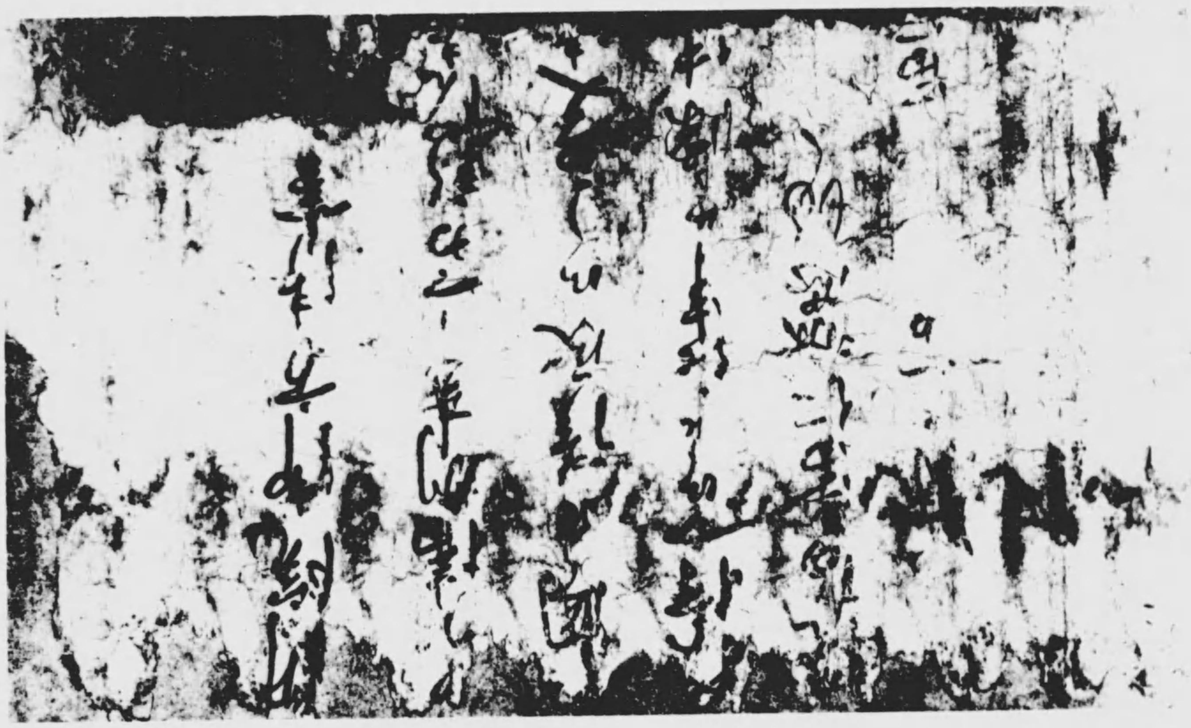

非農天象冠理國清濁

神佛に對する願文

後醍醐天皇宸筆御消息

後字多法皇　京都府　鹿王院所藏

御加筆

「以外候、公明事欲召仰之處不參、追仰候半歟、可尋仰合、其外誰人候覽、相構罷向へく候如何、
關白拜禮無領狀之仁間、明日出仕斟酌之由ニ令申候、以外候、大宮大納言別欲仰試
候、然而不定事候歟、何樣可候哉、
加點了、無爲候歟、
除目折紙進覽之候、關東任人許任之候也、兼又僧官所望之輩、追到來、注進之候、恐惶謹言、
加點了、書加之候也、」

十二月廿九日　　尊治

京都御所東山御文庫記錄　乙七十九

（宸筆）
「惠仁」謹言、屬奉嚴諭、見謝尊號、屈損之旨、溢于紙上、卑退之辭、出于意外、悚懼之餘、不知所報、
（仁孝天皇）
蓋聞、冬溫夏淸、往哲人之善敎、進膳上服、舊史氏之美言、熟思、爲人子之道、安可須臾遺其親、
伏冀、察懇懇之至情、轉謙謙之確志、永居太上之尊、令行微薄之孝、不退兵仗、以警非常、無返
封戶、以給奉養、保全壽算於棲鶴之洞、啓沃慈訓於雙鳳之闕、豈唯一人之慶、已亦是群臣之
願也、敢以固請、莫有逆排、（宸筆）「惠仁」謹言、

文化十四年五月七日　　（宸筆）「惠仁」謹言

後醍醐天皇宸筆御願文

京都府　敎王護國寺所藏

敬白

建立五重塔婆一基、

奉圖繪胎藏金剛兩部曼陀羅各一鋪、

斯理智之曼荼羅、其大小之諸種字者、專染宸迹、所顯梵文也、

奉書寫紺紙金字妙法蓮華經一部八卷、

無量義經一卷、

觀普賢經一卷、（中略）

加之干戈永戢、更無寇賊之猾夏、稼穡荐登、早屬黎民之雍和、重請佛閣安全、及千佛之出生、神基長久、施四神之擁護、凡厥德必有鄰、普度無邊、稽首和南、

建武元年九月廿三日　皇帝尊治　敬白

後醍醐天皇宸筆御願文

和歌山縣金剛峯寺所藏　寶簡集三十九所收

敬白

立願事

一、天野社就垂跡本地、可奉甚深法樂事、

一、行幸高野山、可興密宗事、

一、爲當山佛法紹隆、興寺領可寄田地事、

右條々、天下靜謐之時、可果遂之狀如件、

延元々年十二月廿九日　天子尊治　敬白

後水尾天皇天曹地府祭御都狀

宮內省圖書寮所藏

謹上（全文朱字）　天曹地府十二冥官等　都狀

南浮州日本主大王、（墨書寫筆）政仁、廿三丙申歲、謹啓天曹地府水官北帝、大王、五道大神、泰山府君、司命司祿六曹判官、南斗北斗星君、家親丈人、并天神地祇八百萬神等矣、清淨潔齋而設四角之方壇、備十二座之淸供、致禮奠、抽精誠、所奉祈者、今度天變地妖之災孽、連月積日之出現、是偏惡人倫奢侈、彗孛地動病蝕、數筒（箇）之天運地理之惡氣、顯于天道、其愼太不輕、因玆贖人罪於天道、所祈者、縱然大雖有禍難、避其禍難、若又雖有兵難、鎭其兵革、若又雖有火難、遁其火災、若又雖有病難、除其疾病、轉凶成吉、朝廷彌安寧、國家益無事、而四海扇淳風、八紘則上世、而堯天舜日磨光、孔堂孟隣輝德、然則復古國家、飽蒙恩澤、天地亦得正度、宗廟相貴致敬拜、則三之道整調、而妖孽自消散不可起也、於是、日本之主、（墨書寫筆）政仁、於玉體、諸神加守護、夜守晝守、於造次顚沛、不可有不垂變通力之神德之祈恩、特仁波寶祚長傳、惡魔降伏、物怪不成祟、

無病息災、叡齡無疆、保龜鶴靈椿之春秋、如算濱沙、百呼萬歲、千呼萬歲、愈朝家繁昌、玉體無恙、猶以心中諸願悉成就、圓滿而如神明靈鏡、所奉祈、謹啓、

元和四年十一月

明正天皇天曹地府祭御都狀

宮內省圖書寮所藏

謹上（全文朱書）　天曹地府都狀

南浮州大日本國大王「興」（朱書宸筆）八歲謹啓

本命癸亥

行年庚午

獻上　冥道諸神一十二座

金幣

銀幣

素絹

銀錢

鞍馬

勇奴

抑依御卽位、追累代之佳模、謹啓、天地水三官、陰陽曹府、南斗北斗、六道冥官、天神地祇等、齋誡（戒）沐浴、而設五筒（箇）夜之祭壇、備十二座淸供酒菓奠、所奉祈者、慕藺推古元正之至治、晞顏延喜天曆之德風、（中略）彌天曹地府神、不離玉體、衞護大王「興」（朱書宸筆）八歲癸亥年、殊仁波心中祈願、盡以感應、圓滿令成就給止謹啓、

寬永七年十二月十四日　謹啓

靈元天皇天曹地府祭御都狀

宮內省圖書寮所藏

謹上（全文朱書）　天曹地府都狀

大日本國大王「識仁」（墨書宸筆）十歲謹啓

本命丙午

行年癸卯

獻上　冥道諸神一十二座

金幣

銀幣

素絹
銀錢
鞍馬
勇奴

維日本國大王、依卽位考突世之文、本朝受命之日、告禋于天社之神、厥廣遠者、千有餘歲、自舜禹之有天下以降、無不封禪於泰山梁父、雖和漢異道、禪代不同、至于應天順人、其揆一焉、故今追累積之佳模、謹啓陰陽曹府、南斗北斗、上下之群神等、（中略）斯謹呈幣帛、陳贊饗、致丹欵、以脩祀典、尙垂祐四海、永綏大祿、夜能守利、晝能守利仁守利福給登、恐美恐美毛申、大王「識仁」（墨書寮案）叡念諸願成就給登謹啓、

延寶八年十月廿二日

後櫻町天皇天曹地府祭御都狀

宮內省圖書寮所藏

（全文朱書）謹上　天曹地府都狀

大日本國大王「智」（墨書寮案）二十四歲謹啓

本名（命）庚申

行年癸未

獻上　冥道諸神一十二座

金幣
銀幣
素絹
銀錢
鞍馬
勇奴

維日本國大王、依卽位追累代之佳摸、謹啓陰陽曹府、南斗北斗、六合群神等、凡受命之日、告禋於泰山之神、獻亨于天社之廷、厥廣遠者千有餘歲、雖和漢異方、而至天人合一之道、則其揆一也、因玆今設五箇夜之祭場、供十二座之禮奠、齋戒沐浴、恭資節文之嚴、精心至誠、益致儀則之重、伏冀、潤色推古元正之至治、徵驗靜淵疏通之敎化焉、嘗聞、此神管領天曹地府、攝行六王冥官、科定禍福、增減壽命、仍敬之者得福祚、歸之者保壽命、崔希夷趙顏之輩既著矣、今貢此貨賄淸饌以祈願、神明宜垂看護、而忽翻天變地妖之應、拂天羅地網之厄、九宮四煞、

年災月厄、日破元辰、魔魅呪詛之徵、飛殃横禍之疫、悉以消散、天下泰平、而萬民歌畫一、南府護宸、而壽算彌無窮、諸願成就、身體安全、所禱之狀、大王「智」謹啓、（墨書宸筆）

寶曆十三年十二月「廿四日」（墨書宸筆）

光格天皇宸筆古今傳授御誓紙　京都御所東山御文庫御物

古今傳授御誓紙

古今集之事傳賜、深畏候、慎而堅洩間鋪候、仍誓約如斯候也、

寛政九年九月十五日　　兼仁上

後陽成天皇宸筆倭歌方輿勝覽御奥書　高松宮御所藏

御著作の御奥書

此名所之拔書、爲哥連歌、以愚意集者也、朱點以下可憚外見矣、

慶長二稔孟春十又二糞雨夜

從神武百數代末孫和仁（壺形御印）（御印雅輔）廿七才

後陽成天皇宸筆縣召除目三夜次第御奥書　京都御所東山御文庫御物

周仁新作畢、謬說等、他見輩、必可被改而已、

慶長六稔春三月上澣

未來記雨中吟御抄御奥書

此未來記并雨中吟抄者、以遠情抄爲根本、以師說加詞者也、愚鈍誤等、叡智妙達之人、可有改正者也、

慶長十二稔端月十八日終功了　　從神武百餘代孫周仁

孝明天皇宸筆坊中日次案　京都御所東山御文庫御物

（巻首）後筆

右日次案者、此花春宮中心覺也、甚大略事々計記、他事日々巨細之事不注、且亦落字誤字等可有之、猶亦心付次、直書入可有之事、此花十一才、立坊ゟ書始有之之處、右前後日次、去嘉永七年四月六日之炎上ニ燒失、仍不相分、右二ヶ年者、不計燒殘、仍右書入後相加事、

（巻末）次盃、予酌、

右終

弘化二年　　統仁（御印）

書入直

安政四年ヨリ此花（御印）

稱光天皇宸筆論語抄御奥書　京都御所東山御文庫御物

論語卷第二終

應永廿七年記　躬仁　皇統文庫

後陽成天皇宸筆假名文字遣御奥書

京都府　實相院所藏

假名文字遣事（中略）

這一冊者、以日野新大納言輝資卿自筆本、令書寫者也、落字誤字等者、追而可改也、

慶長二稔孟春下澣

從神武百數代末孫和仁廿七才

靈元天皇宸筆帝王系圖御奥書

京都御所東山御文庫御物

右帝王系圖、自神武至後陽成院、借請中院大納言本書寫之、少々雖令加了簡、猶可有誤等乎、

寛文第九十月廿七日

從神武天皇百十三代孫識仁

櫻町天皇宸筆般若心經御奥書

京都府　仁和寺所藏

伏惟、先帝仁政施萬姓、恩波溢四海、謙遜之聖慮深、而忽起脫履之思、花晨月夕、達和歌之睿才、鳳琴龍笛、御律呂之和調、堪思慕焉、嗚呼哀哉、寶算有限、登九天霞、眇身謾受神器、久居大寶、競々如踏薄氷、愛憐終難忘、厚恩何以報之、今玆丁七回之忌辰、因親書金字般若波羅密多心經、以祈追福云爾、

寛保三年四月十一日

後櫻町天皇宸筆倭謌覺悟備忘御奥書

大日本國天子昭仁敬書

京都御所東山御文庫御物

此本ハ

攝政太政大臣內前（近衞）公、政務の事しけきひま〳〵に、書あつめられける也、

智（御印）

借用して書寫也、

明和六年冬

光格天皇宸筆光明眞言御奥書

京都府　青蓮院所藏

右眞言百八遍者、奉爲

後櫻町院七々忌之間、恭敬拜書而、

令入道一品尊眞親王唱導師

奉供養、願以此功德、

尊靈速證菩提、忽座上品蓮臺者也、

文化十次癸酉歲十二月廿二日

大日本國天皇兼仁合掌敬白

櫻町天皇勅封　京都御所東山御文庫御物

勅封の御封紙

昭
仁

後櫻町天皇勅封　京都御所東山御文庫御物

（御印文紙）
智

仁孝天皇勅封

京都御所東山御文庫御物

惠
封

明治天皇勅封

京都御所東山御文庫御物

睦

御消息其の他の御書に於ける御花押

五　後鳥羽法皇宸筆御置文　大阪府　水無瀬宮所藏

此所勞さりとも〳〵と思へとも、隨日大事に成れは、おほやう一定と思てある也、日來の奉公不便に存れとも、便宜の所領もなきあひた、力不及、於水無瀨、井內兩方、無相違知行して、我後生をも、返〳〵とふらふへし、もちたは眞念すくに親成にゆつりたれは、よも父もたかへし、加賀は信氏にそたはんすらむとおもへとも、おほこにて、とかなからんに、一方なりとても、親成をゝきなから、弟に給へき道理なし、おなしく親成知行して、わかこゝろに信氏にもあつけんは、そのかきりなし、一の人家人なとになりなは、信氏は官位もとゝこほらすあらんには、父もそれをこそもてなさんすれ、たとひさりとも、このをしてをそむきて、この領々をもをしとるほとのことは、いかてかあるへきとこそ存すれ、

（延應元）
曆仁二年二月九日

（御花押）

○寫眞參照

後醍醐天皇宸翰　京都府　敎王護國寺所藏

佛舍利事

右國家鎭護之本尊、朝廷安全之祕術、無如此靈寶、男女緇素、輙被免奉請之間、壺中漸減其數、太以背大師之冥慮、向後固可令制禁、有利益之大願、雖令奉請、不可過三粒、非其人而得此寶之條、不異令赤子持靈劍者歟、可愼々々、努々、

元弘三年九月廿二日

（御花押）

○寫眞參照

後村上天皇宸筆御消息　島根縣　雲樹寺所藏

此間積鬱且千、于今難休候、夏了必可有御參之由令申候、之如何、旁相看志深切候、來月上旬者、吉日恒例看經計會候歟、其後以日限可申候也、抑壽延經奉之、速遂供養、彌可被果弘法利生之願望也、

二月十七日

（御花押）

○寫眞參照

後小松天皇宸筆御讓狀　高松宮御所藏

播磨國衙へちなうのうち（十ヶ所）、伊和西の事、たいの御かたへ、はからひまいらせ候、いつまてもかはり候はす、御知行さうゐあるへからす候也、

應永五年十二月廿九日　　[1]（御花押）

後花園天皇宸筆御消息　伏見宮御所藏

（端裏書）
「勅書　藪郷直務事」

熱田領の內、藪郷御直務しさゐ候ましく候、大宮司とりさたし候外、別納として御管領候へく候、

嘉吉元年後九月廿七日　　[2]（御花押）

後柏原天皇宸筆御消息　子爵毛利元雄氏所藏

昨日は委細は貴報爲悅候、また不寄思、御むつかしき事なから、不空羂索本尊、もし御入候はゝ、暫時申請度候、如何々々、又眞如堂の緣起したてられ候や、詞の事、中〳〵斟酌候、定而あそはし候かゝいてき候はゝ、必々一覽望候、先々聞及候へは、祈禱の事は、近比々々おかしき事にて候、新大典侍殿にも、たゝ大かたの申され事にて候つるを、心に懸候とて、これも御わらひにて候、摠て夫婦の間さへ、それ程不嫌事候、ましてと覺て、おかしくこそ候へ、昨日せい女かつれ候若主、何とも美麗なる躰にて候つる、難忘てうつゝなく候、返々本尊の事憑存候、平生春日を信仰の間申候事候、猶々見參の時そ、よろつ申うけ

後鳥羽法皇宸筆御置文

後醍醐天皇宸翰

佛舍利事

右國家護持之奉
尊胡廷安人之
祕術無如此靈寶
男女悔惡招死
奉請之百壺中漸
減之數大小有大所之
願無向後固不可別
慧有利益之大願所
と奉請所之遇三粒
地之人の自ら望と
象不實と未子拾
靈驗者仏之慎
勿〻〻

元亨三年九月廿日

後村上天皇宸筆御消息

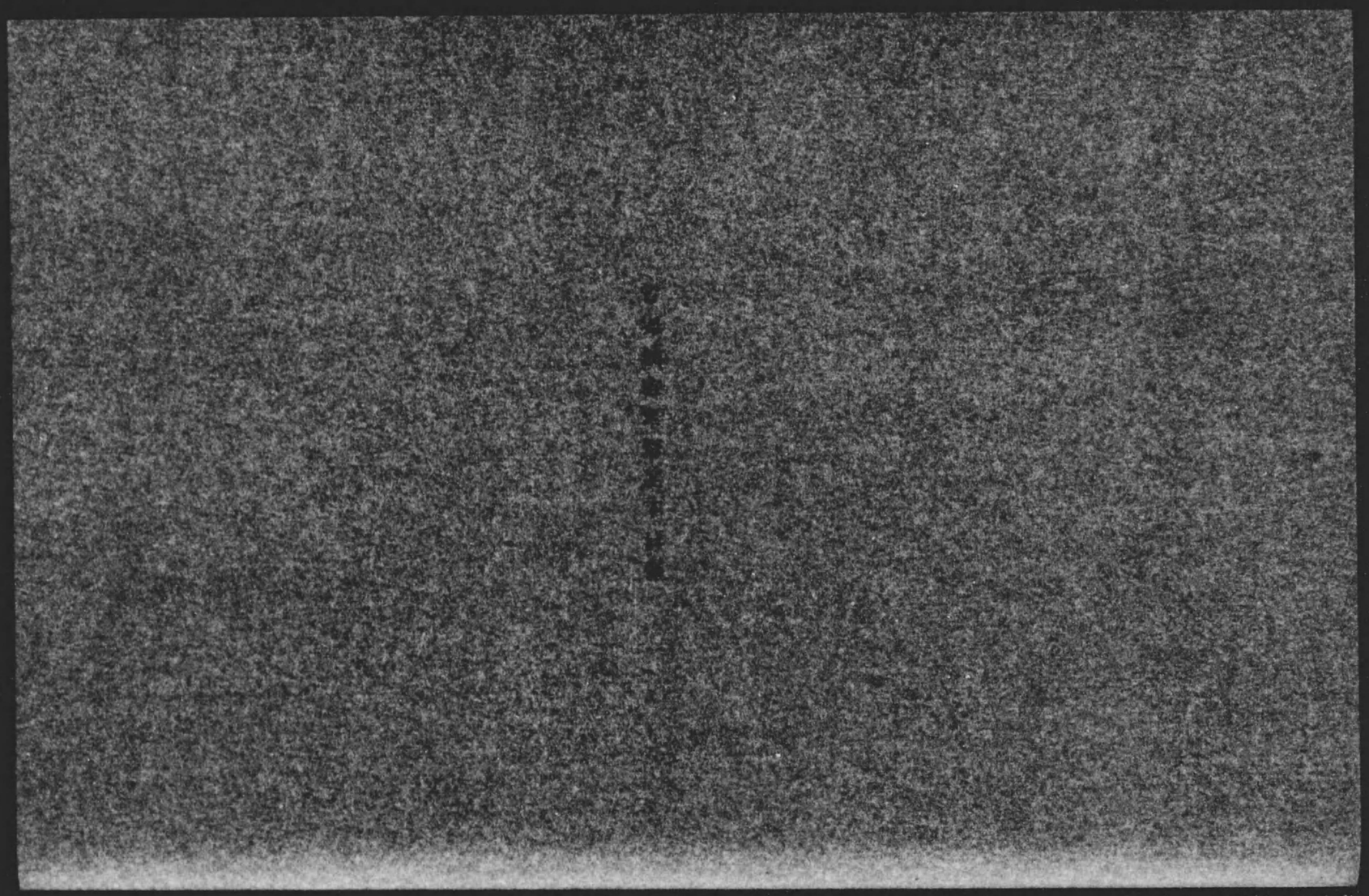

給候へく候、あなかしこ、

青蓮院垂髪御中

後奈良天皇勅書

京都府　靈雲院所藏

(御花押)[3]

朕曩時聞、大燈正傳挑在師之室下、詔迎師入內、密參垂語、受其示誨、有年于玆矣、得師印證之後、欲以國師稱之、未遂其志、遺道風於北闕、輯德化於西京、本體如然、靈光寔大人妙用也、蓋例在日之旨、以特賜之號、稱之爲圓滿本光國師云爾、

天文十九年二月七日

大休國師門徒等

正親町天皇宸筆御消息

公爵九條道秀氏所藏

(御花押)[4]

蘭奢待の香、ちかき程は秘せられ候、今度ふりよに勅封をひらかれ候て、聖代の餘薰をおこされ候、この一炷にて、老懷をのへられ候はゝ、可爲祝着候、此よしなを勸修寺大納言申候へく候、あなかしく、

入道□(と)のへ九條(稙通)殿

後陽成天皇宸筆御消息

京都府　青蓮院所藏

(御花押)[5]

尊書祝着申候、仍而夢浮橋一冊、慥請取申候、就者地震之占文、染愚筆候而進候、隙入候而、一筆如此、

閏七月十七日（慶長元年）　　（御花押）[6]

（尊純法親王）青蓮院殿

後陽成天皇宸筆御消息　岡本太右衞門氏所藏

澄月歌枕一冊、用事候間可給候、兼又久敷打談不申、難成舊時看候也、

八月四日　　（御花押）[7]

八條殿

後陽成天皇宸筆御消息　子爵舟橋清賢氏所藏

大學之講說者、滿座申候哉、其方之隙次第、對顏申度候、今明日にても返報＝可承給候、兼又文選之注者、李善（セン平）指（ゼン平）南憑入候也、

孟夏望日　　（御花押）[8]

式部少輔殿

靈元天皇宸筆御消息　京都府　圓通寺所藏

大悲山圓通寺の事は、とし比のねかひをとけられ候て、建立の地に候へは、末代までもつゝかなく候へかしとおもひ候事に候、ことさらに、此菩薩は、たひ〳〵の靈驗もあらたなる事にて、自餘に混せさる子細も御入候上に、故院（後水尾）勅額をも給候事に候へは、祈願所にさためおき候事にて候、此寺の事は子孫にいたり候てもをろそかなるましく候まゝ、ずゑ〳〵までも心やすかるへく候也、

延寶八年十月廿六日　　（御花押）[9]

圓通寺禪尼へ

東山天皇宸筆御消息　京都御所東山御文庫御物

昨今者別而暑氣甚候、彌御機嫌克被爲成候哉承度候、然者參院之事、昨夕大准后委曲仰被下、別而忝存候、左候ハヽ、目出度六日參院可仕、大悅待入存候、讓位已後、私稱號之義、新院と稱可然候半哉如何、他號も可然候半哉、密々思召寄仰被下候ハヽ、可忝存候、又院司も書付之通致候半と存候、則折紙入御覽候、且又御受禪已後御幸始、何比可被遊候半哉、私者廿六日參候半哉と存候か、同日目出度御幸可被遊候半哉、密々窺申候也、謹言、

六月十九日（寶永六年）　　（御花押）[10]

後土御門天皇宸筆建武年中行事御奥書　京都御所東山御文庫御物

此一冊、如右奥書、鳥子料紙小卷物、南朝後村上御自筆奥書、北畠一品入道筆三卷云々、不慮日野中納言廣光、所持之間、以件本所令校合也、相違之所、少々被注付畢、彌可爲秘本者也、

于時文明十三年九月上旬候　(御花押)[11]

後奈良天皇宸筆金剛般若波羅蜜經御奥書　京都府　正受院所藏

天文十六年九月八日摸寫之、爲薫誦令付與清庵和尚畢、

(御花押)[12]

靈元天皇宸筆堯然歌御奥書　京都御所東山御文庫御物

汚墨十六首

(御花押)[13]

光格天皇宸筆官位定條々御奥書　京都御所東山御文庫御物

右一冊者、以關白輔平所持本、書寫畢、

寛政元年後六月十一日

神武百二十世(御花押)[14]

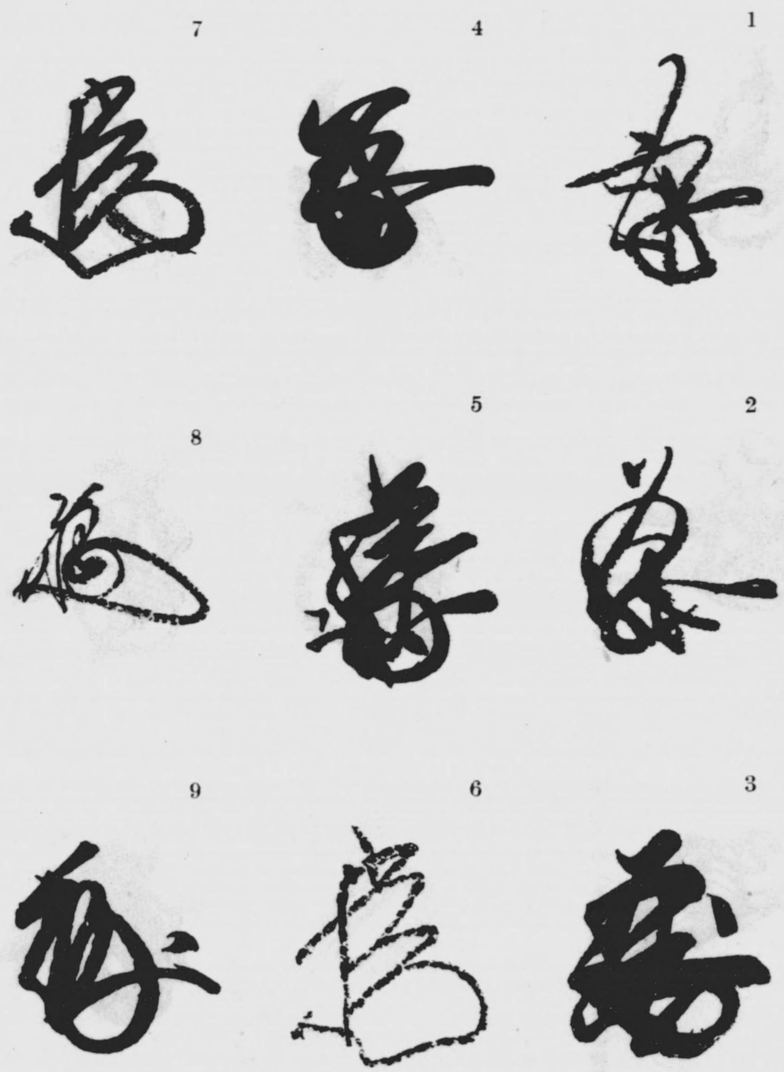

勅封紙に於ける御花押

10

11

12

13

14

勅封紙

稱光天皇（京都府大覺寺所藏）

正親町天皇（京都府大覺寺所藏）

後陽成天皇（京都御所東山御文庫御物）

後水尾天皇（滋賀縣延曆寺所藏）

後光明天皇（京都御所東山御文庫御物）

靈元天皇（京都御所東山御文庫御物）

靈元天皇（滋賀縣延曆寺所藏）

靈元天皇（京都御所東山御文庫御物）

中御門天皇（京都御所東山御文庫御物）

櫻町天皇（京都御所東山御文庫御物）

桃園天皇（京都御所東山御文庫御物）

後桃園天皇（京都御所東山御文庫御物）

仁孝天皇（滋賀縣延曆寺所藏）

孝明天皇（京都府大覺寺所藏）

孝明天皇（滋賀縣延曆寺所藏）

明治天皇（滋賀縣延曆寺所藏）

花押の勅定

六　八槐記　明和七年十二月廿八日庚子、主上（後桃園）御花押可獻書之由、去廿四日攝政殿（近衛內前）命給、廿五日書兩體進之、廿七日賜御爪點、可獻淸書、攝政殿有命、今日書高檀紙三横折、以同紙裏之、進攝政殿獻之、英一字也、

御手印

七　後白河法皇宸筆文覺起請文御奥書　京都府　神護寺所藏

神護寺　定置四十五箇條起請文事〔この行の上に御手印あり、〕

夫神護寺者、八幡大菩薩之御願、弘法大師之舊跡也、密敎始興隆此砌、眞言遍繁昌此寺、（中略）

以前四十五箇條之起請、大略以如此、爲末代之規模、護持佛法、故所令申請法皇（後白河）之御手印也、寺僧等、各守此旨、永不可違失、若於背此旨之輩者、內鎭守八幡大菩薩幷金剛天等、早令加治罰、外滿山之僧侶同心簡擇、速可令擯出也、仍爲扶助後代之凌遲、所記置如右、

元曆（安治元）二季正月十九日〔この行の上に御手印あり、〕

「神護寺（寶簽）勸進僧文覺四十五箇條起請、偏是佛法興隆之願莫大也、隨喜之心忽催、結緣之思尤深、仍爲後鑒、聊加手印也、」

依聖人之誂淸書之、

正二位行權大納言藤原朝臣忠親

○寫眞參照

後白河法皇御手印起請文

和歌山縣金剛峯寺所藏

寶簡集三十四所收

起請

高野大塔長日不斷兩界供養法條々事

一、長日不斷行法子細事、〔この行の上に御手印あり、〕

右、此行法者、不朽之佛事、莫大之善業也、（中略）

一、撰器量可補供僧事、〔この行の上に御手印あり、〕

右、此行法者、善根之肝心、眞實之功德也、（中略）

一、供僧故障代不可用非供僧人事、〔この行の上に御手印あり、〕

右、此行法者、甚深之淨願、嚴重之淸祈也、（中略）

一、供僧改補子細事、〔この行の上に御手印あり、〕

右、此行法者、相續之精勤、無私之善緣也、（中略）

一、佛僧供以下用途事、〔この行の上に御手印あり、〕

右、此行法者、廣大之福田、淸淨之眞扃也、（中略）

以前條々、子細如斯、（中略）倩思祈願之旨趣、誰疑決定之感應、仰願大師聖靈、伏乞護法天等、知見證明、哀愍聽許、消滅罪障、拂退魔緣、必以万歲一期之終、速授四身一性之位、然則三

後白河法皇宸筆文覺起請文御奥書

後白河法皇宸筆文覺起請文御奥書